「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申 (案) に対する 意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 19 件)		
受付	意見提出者	
1	個人	
2	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	
3	一般社団法人情報通信エンジニアリング協会	
4	東北インテリジェント通信株式会社	
5	個人	
6	KDDI株式会社	
7	株式会社アットアイ	
8	北海道総合通信網株式会社	
9	DSL事業者協議会	
10	日本公認会計士協会	
11	日本電信電話株式会社	
12	株式会社STNet	
13	ソネット株式会社	
14	株式会社ケイ・オプティコム	
15	東日本電信電話株式会社	
16	西日本電信電話株式会社	
17	ソフトバンク株式会社	
18	九州通信ネットワーク株式会社	
19	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	

平成27年7月8日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

私は今すぐに接続料を引き下げるべきと思います。31 年度では遅いです。私も光回線の料金が高いと感じていました。もっと普及を推進してやるならば早くやるのがいいと思います。日本はこれだけ光回線がどこでも使える国にもかかわらず普及している数を見ると非常に少ない異常な状態だと思います。総務省 NTT、ソフトバンク、KDDI、ドコモ、ワイモバイルその他の事業者と協力して高齢者の方にも使ってもらえるように考える必要があると思います。日本は高齢者のインターネットに接続している割合がとても低いです。高齢者にインターネットを当たり前の世の中なんだと言うことを伝えるべきです。

意見書

平成27年8月5日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

730-0051 郵便番号

(ふりがな) 住 所 広島市中区大手町二丁目 11 番 10 号

かぶしきがいしゃ

(ふりがな) 氏 名 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

とりしまりゃくしゃちょう くまがい さとし取締役社長 熊谷 鋭

章	頁	意見
第4章 提言(まとめ) 1. 加入光ファイバに 係る接続料の算定方法 の在り方	49~50頁	【答申案】 (2)加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し(第3章6.4参照) ・加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。 ・その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。 【意見】接続料の算定方法の在り方の検討にあたっては、以下の点に留意しつつ、現行方式の見直し要否も含めて、今後、十分に議論されることが必要と考えます。・サービス提供に必要な設備の費用を公平に応分負担すること。・合理性に欠ける恣意的な算定方法が導入されないこと。

意見書

平成27年8月6日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 様

郵便番号:150-0033

とうきょうとしぶやくさるがくちょう

住所:東京都渋谷区猿楽町3-3

いっぱんしゃだんほうじん じょうほうつうしんえん じに ありん くきょうかい 氏名:一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会

会長 石川 國雄

章	頁	意見
第4章 提言	49~51	私ども一般社団法人情報通信エンジニアリング協
(まとめ)		会は、電気通信工事業その他の情報通信に関する設
		計、工事、運用等のエンジニアリング事業の健全なる
		発達を図り、国民生活の保安及び産業の振興並びに文
		化の向上に寄与し、もって公共の福祉を増進すること
		を目的としております。
		私ども電気通信工事業界は、加入光ファイバ設備の
		大量施工実績と経験を有しています。これまで業界全
		体で、現場一線の施工技術者の技術力向上、製造メー
		カと工事会社とが連携した改善活動の推進などのコ
		ストダウンに向けた努力を積み重ねてきました。日本
		の情報通信インフラは世界に類をみないほど高品質
		で低廉化が進み、固定系超高速ブロードバンド基盤の
		整備率は99%近くに達しています。このような環境
		が整備できたのは、NTTをはじめとする通信事業
		者、CATV、製造メーカ並びに工事施工業者等が不
		断の努力を積み重ねてきた結果であると認識してい
		ます。大量の工事実施経験を踏まえ、意見を述べさせ
		ていただきます。
		(結論)
		分岐端末回線単位の接続料設定については、平成2
		6年11月にも反対意見を出させていただきました
		が、分岐端末回線単位の接続料設定につながる加入光
		ファイバ接続料の見直しが見送られたことについて、
		賛同します。
		(意見)
		主端末回線の未利用芯線に係る費用や電柱・土木設
		備の施設保全費等の負担を現状芯線数に応じた負担
		から契約者数比の負担に見直すことは、分岐単位接続

章	頁	意見
		料の導入にほかならず、複雑且つ非効率な設備構築や
		作業を強いられる等、工事施工業者として多くの問題
		が生じ、お客様にも不利益が生じるおそれがあること
		から、行うべきでないと考えます。
		分岐端末回線単位の接続料設定に伴う具体的な影響
		としては、以下が挙げられます。
		現行の芯線単位の接続料であれば、通信事業者は1
		ユーザ当たりのコストを低減させるため1スプリッ
		タ当たりの収容率を高めようとしますが、分岐端末回
		線単位の接続料では1スプリッタ当たりのユーザ数
		にかかわらず1ユーザ当たりのコストが変わらない
		ため、スプリッタの収容率を高めようとするインセン
		ティブが働かず、結果として1芯で1ユーザしか利用
		しないような収容効率の悪い事業者が多数参入し、そ
		うした非効率な利用形態の芯線数が増えることによ
		り、架空ケーブルや地下ケーブルが不足し、追加でケ
		ーブル敷設する必要が生じます。また、1ユーザしか
		収容しない非効率なスプリッタが増えると、それを収
		容するクロージャは最大8スプリッタしか収容でき
		ないため、8スプリッタを超える場合は、追加でクロ
		ージャを設置する必要が生じますが、クロージャを追
		加するにしても、場所によっては、追加クロージャを
		設置する場所さえ確保できず、確保できたとしても、
		それぞれのクロージャをつなぐための渡りケーブル
		が必要となり、電柱周りのケーブル構成が更に複雑と
		なります。その結果、①開通工事や故障修理に要する
		時間が長時間におよびお客様サービスを低下させる、
		②共架する他設備(電力・CATV)での作業に支障
		が発生する、③近隣住民から景観を損ねるとの苦情が
		発生するおそれがあります。

章	頁	意見
		なお、答申案では「接続料の算定方法の在り方につ
		いては、3年後の見直しの中で検討を行うことが適
		当」とされていますが、分岐単位接続料の導入には上
		述のような課題があるため、接続料の算定方法の見直
		しは、今後も行うべきではないと考えます。

意見書

東イ通経企第15-007号 平成27年8月5日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長殿

郵便番号 980-0811

住所 営城県福谷市青葉区 一番町三丁目7番1号 氏名 東北インテリジェント通信株式会社 代表 東端 巻後 経 長 佐 女 曹 洋

章	頁	意見
4. 1. 加入光ファイバ	49	【答申案】
に係る接続料の算定		1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方
方法の在り方		(1)加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置(第3章6.2参照)
		・戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、接続料が接続事業者に
		とって利用しやすいものであることが必要である。
		・この観点からは、接続事業者に対する加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH
		市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる。NTT東西が提案した償却方法の
		見直しについては、これが実施されれば、少なくとも当面は、加入光ファイバに係る接続料全体が低廉化す
		る効果を持つと考えられ、企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」の取組に関する効
		果と併せて相当の接続料の低廉化が期待できるものである。
		・一方、本審議会における審議では、光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況において「接続」型の提供形
		態が広く活用されるためには、未利用芯線に係る費用や電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」
		に見直すこと等の方法により接続料体系を見直すことも一案との意見等もあった。
		・しかし、NTT東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉
		化することもあり得ると考えられ、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなく
		なるおそれもあるため、接続料水準の急激な低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与え
		る影響についても考慮することが必要である。
		・このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移
		行、「コスト把握の精緻化」といった取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに
		検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視すると
		ともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当である。

		【意見】 FTTH市場において、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスを確保するため、当社のような「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響を考慮して検討されたことに対して、情報通信審議会電気通信事業政策部会に感謝いたします。 今回の答申案において分岐単位接続料の導入が見送られたことについては、賛同し、適切であると考える。
4. 1. 加入光ファイバ	49	【答申案】
に係る接続料の算定		1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方
方法の在り方		・また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望
		する事業者に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置に
		より、当該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担す
		ることとし、この一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準
		を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。
		【意見】
		接続料規則第1条は「・・・機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における原価に照らし公
		正妥当なものであること・・・」と規定している。これに反し、この措置は原価が一時的かつ恣意的に操作されることとなる。
		したがって、この措置は適当ではない。

以上

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

要旨と目次

《提言1》諮問理由【FTTHサービスが我が国の経済社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要】の指摘の下で行われた【専門的な知見に基づく検討の着手】によって、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画の問題の実態が把握された事を踏まえれば、現状の先送りは、『世界最先端 IT 国家創造宣言』に示された【「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルの構築】や、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に示された【負のスパイラルを断ち切るため、地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境づくりを急務とし、】に支障をきたす恐れがある事から、本答申(案)後にも、着手された課題解決に引き続き取り組まれる事。

章	項	意見
第3章 加入光フ	24 項	【答申案】
アイバに係る接続 制度の在り方		1. 基本的な考え方 また、FTTH市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのバランスが適切に保たれることによりFTTH市場全体の需要増につながることが重要である。
		【意見】
		《総論》 最終受益者の視点としても、原則として公平・公正な市場競争環境の下、「自己設置」「接続」「卸役務」という 三形態が存在し、FTTH 市場における競争の促進が行われる事が望ましいと考えると共に、第一種指定電気通信設備に指 定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である『光配線区画の狭さによる平均収容者数の少なさが、加入光ファイバ に係る接続制度の在り方を考えるにおける基礎的課題』である事、その光配線区画の問題の実態が把握できた事、結局の ところその負担を被るのは最終受益者である事、および『通信の自由化から節目の 30 年目』である事も踏まえつつ、公正で多様な競争の下、国や地域の活躍を支える基盤となる事が望まれる。
		本意見者は、NTT 東西殿の営業部門にも競争事業者殿にもあまねくご活躍頂く事で、人口減少を伴う少子高齢化社会、気候変動や地殻変動影響下を含む防災・減災・社会安全保障への対応も含めて、都区部でも地方の中山間部や島しょ部でも我が国の公共の福祉が実現する事を願っている。
		その意味からも、「 第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 1. 基本的な考え方 」示された、
		また、FTTH市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのパランスが適切に保たれることによりFTTH市場全体の需要増につながることが重要である。
		に同意する。
		しかしながら、本答申(案)全体を通じての本意見者の率直な感想としては、現状制度下では、シェアドアクセス方式での「接続」の借受を検討する事は、不合理な選択肢になってしまっている、という事である。なぜならば、借受事業者の視点として、「接続」は光配線区画に収容される最大ユーザー数の多少が最大契約者数の分母となるにも関わらず、現状区画に存在する世帯の数が、40~50 程度(集合住宅を含む。)であるならば、仮に利用率が 100%であり、かつ区画内シェア 20%を獲得しても 10、5%なら 5 であり、8 分岐での平均収容数の理論値は 5(収容率 62.5%)を超える事が不可能だからである。その一方、「卸役務」ならば、獲得する契約者数単位での卸値コスト負担で済むのであり、区画の課題を全く意識する必要が無く、事業参入リスク・事業継続リスクが最も少ない、と言えるからである。
		この事から、現状の光配線区画を要因とする事も含めて、本接続政策委員会第25回(平成27年4月7日)における、池田委員による 独占禁止法の観点からの指摘に同意するものであり、かつその焦点は、優越的地位の濫用(排除型私的独占における 略奪的価格設定 や供給拒絶・差別的取扱い)に該当する恐れがある、と考えられるからである。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第25回)議事概要

日時 平成 27 年 4 月 7 日(火)17:00~19:00

<総論(「サービス卸」との関係について)>

○池田委員 前回の事業者ヒアリングで、卸料金と接続料金との関係について、少し問題意識を持ったので質問させていただいた。DSL事業者協議会の資料の中で、NTT東西の収容率をベースに卸料金を安く設定することで、収容率の低い後発事業者が接続での参入が困難になるような卸料金になるのではないかという御懸念があった。 <中略> そうなると、新規参入者の合理的な選択としては、サービス卸を選ぶということになり、競争政策上、今ソネットが提供しているような高速なサービスであるとか、事業者ヒアリングで出たような地方のニーズに合ったサービスであるとか、サービスの多様性がなくなるので、参考資料 14 で事務局に整理していただいたように、サービス卸の料金がNTT東西の利用者当たりの接続料を下回らなかったとしても、新規参入者にとってはこの逆転現象が起こり得るということであり、「接続」の形態による新規参入を思いとどまらせる効果があると考えている。

共同研究報告書 CR 02-12

「ネットワーク産業に関する競争政策~日米欧のマージンスクイーズ規制の比較分析及び経済学的検証~」

http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.html

http://www.iftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0212.pdf

2012 年 10 月 11 日 公正取引委員会 CRC:競争政策研究センター

<mark>川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が</mark>,自ら川下市場においても事業活動を行っている場合において,供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について,自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり,供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為は,<u>マージンスクイーズと呼ばれ</u>,我が国の<u>排除型私的独占ガイドライン</u>において独占禁止法上の考え方が明らかにされている 1。

1「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2の5注 17。

川上市場での取引義務に加えてアクセスチャージ規制が行われるのは、国有のネットワーク産業ないし公益事業の民営化・ 規制緩和に際して、自然独占の部分となるネットワークないしインフラ以外の部分に参入を促すという政策目的によるためである。現実にもこうした産業でマージンスクイーズに関する問題が続出しているところであり、対応が必要とされているところである。

アクセスチャージ規制がある場合には、垂直的統合企業が同等に効率的ないし効率性に優れたライバル企業を排除するインセンティブを有し、しかも略奪価格規制に反することなく排除が可能であること、また、その結果として経済厚生に悪影響をもたらすことになるので、こうしたマージンスクイーズを規制するためには独自のマージンスクイーズ規制の導入が必要となる。

共同研究報告書 CR 02-14

「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」

http://www.iftc.go.jp/cprc/reports/index.html

http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0214.pdf

2014 年 12 月 11 日 公正取引委員会 CRC:競争政策研究センター

第3章 日本における政策的対応の示唆

1 相対的な優越的地位の濫用規制に係る理論構成及び執行状況について

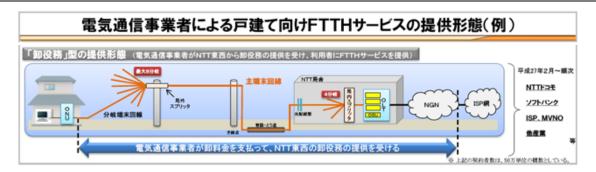
日本においては、1982 年 7 月 8 日の独占禁止法研究会の報告「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」において、相対的な優越的地位の濫用行為の規制根拠が示されている。具体的には、優越的地位の濫用は、取引主体が執り行きの諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することにより取引が行われているという自由競争基盤の侵害として、公正な競争秩序に対して悪影響を及ぼすおそれがあること、また、優越的地位の濫用は、市場における自由な競争そのものを直接侵害するおそれがあるものではないが、取引の相手方の競争機能の発揮の妨げとなる行為であり、第一に、不利益を押し付けられる相手側は、その競争者との関係において競争条件が不利となり、第二に、行為者の側においても、価格・品質による競争とは異なる要因によって有利な取り扱いを獲得し、競争上優位に立つおそれがあることと理論構成されている。

また、ICN 第 7 回年次総会においても、当時の竹島一彦委員長は、市場における対等な競争条件(a fair level playing field)を確保するための努力をしない場合には、優越的地位の濫用をおこなう巨大な事業者を不当に保護する事となり、競争法が目的とする一般消費者の利益の確保と市場参加者の権利の保護を達成できないとして、競争法の枠組みの中に優越的地位の濫用を位置付けるべき事を強調している。

そして、その「接続」の借受を行う事業者とは、NTT 東西殿の営業部門(サービス卸による「卸役務」も含む)も該当するのであり、その NTT 東西殿の営業部門でさえ、平均収容数の実績値が3.5(収容率43.75%)である事から、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲の光配線区画の狭さが、あまねく事業者の原価、ひいてはあまねく利用者の入手価格の高止まりとなっている事を再確認する内容だった、と考えるものである。

ましてや、「サービス卸」は、NTT 持株殿や NTT 東西殿の営業部門における損益計算書(契約者を獲得する為の営業費や販管費)の改善を齎す事はあっても、売上原価である接続料金の改善を齎すものでは無く、また、NTT 東西殿のアクセス部門の立場から見れば、総敷設数の50%以下に留まる(=未利用芯線が50%以上もある)貸出本数が増える事が、「光のトータルコスト」(=NTT 東西殿のアクセス部門の CAPEX & OPEX)を効率させる事に求められるのであり、その顕在・潜在利用者の分母を示す光配線区画の拡大が、いずれの事業者・いずれの部門においても必要とされる、我々が共通して乗り越えるべき壁である、と認識されるものである。

なお、NTT 東西殿の希望により第一種指定電気設備に指定されている加入者光ファイバ網を用いた活用業務(「光コラボレーション」)として認可された、「フレッツ光(NGN)のサービス卸」である「卸役務」が抱えている真の課題とは、NGN のオープン化が進んでいない事を背景とし、



(1) インターネット接続市場(特定電気通信役務)における競争環境の棄損を進める事が否めない事

- OSU より上位ネットワークが、NTT 東西殿の NGN であり、NGN とは、従来の加入電話網を IP ベースに作り変えたものである事から、そのインターネット接続は、一旦必ず NGN 回線網を通り、かつ NTT 東西殿が用意した外部ルーターを通ってからでしか、IX: Internet-Exchange につながらないのであり、かつ、その対応 ISP(インターネットサービスプロバイダー)は、NTT 東西殿が認可した ISP でなければならない事。
- これにより、メタル回線を用いた ADSL サービスでは可能であった、局外から ISP に直接通してから IX: Internet-Exchange につなげる事が不可能になっている。
 - (* フレッツ光の ISP は、接続約款上、「ネイティブ方式」と「トンネル方式」に区分され、ネイティブ方式の事業者数が制限 (現状は最大 16)されたり、ネイティブ方式の POI(相互接続点)が少ない、トンネル方式はネイティブ方式のローミングサービスを利用する方法となっている等、課題が山積している状態である。)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)—情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえた補正申請に対する認可—

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000254.html

平成 26 年 4 月 9 日 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の結果及び再意見の募集 ~NGN の IPv6 インターネット接続に係る接続約款の措置~

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/15671.html

平成21年6月30日 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

(2) 固定電話市場(基礎的電気通信役務)における競争環境の棄捐を進める事が否めない事

● OSU より上位ネットワークが、NTT 東西殿の NGN であり、NGN とは、従来の加入電話網を IP ベースに作り変えたものである事から、その固定電話は、全て NTT 東西殿の NGN 網を通じて、NTT グループ殿の加入電話網(市内通話)と長距離電話網(市外・県外・国際通話)につながる事となった。

● これにより、メタル回線では可能であった、MDF 接続による直収電話(競争事業者が整備・調達するネットワーク網)を行う 事が不可能な構造となり、固定電話料金(基本料金・通話料金)における競争環境を乗損するにも及んでいると推測される。 (*棄損が推測される事例として、基本料金も通話料金も、低廉化等の競争が進んでいない事が挙げられる。)

指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則及び電気通信事業法施行規則の一部改正案の公表

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pressrelease/japanese/denki/990827j603.html

1999年8月27日(金)郵政省電気通信局電気通信事業部業務課

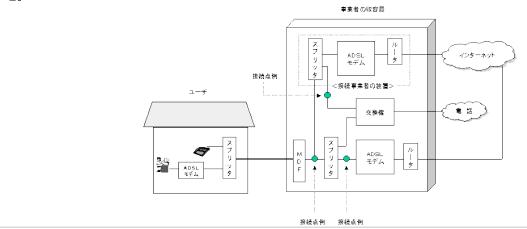
平成11年7月26日

『接続料の算定に関する研究会 報告書』のポイント

参考資料 3 接続料の算定に関する研究会報告書

第7部 DSLの接続

- 1 DSLは簡易にメガビット級の高速アクセスを実現させる有望な技術であり、<mark>接続事業者もアンバンドルベースで活用できる</mark> MDF接続を実現すること。
- 2 <mark>指定事業者と接続事業者との公正競争を確保するため、電話との重畳やスプリッタのコロケーションを含めた接続とすること。ただし、現時点で技術面・運用面の問題が完全にクリアされていないため、当面(1年程度)試験的な提供とし、その結果を踏まえて技術的条件を定めること。なお、技術的条件については、意見集約のための検討の場を設定して具体的な検討を行うこと。</mark>



と考えられる事である。

もちろん、これは NTT 東西殿の営業部門が、フレッツ光を直接販売していた時から起きていた事であるが、そのサービスが、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網を用いている事から、本「卸役務」が開始されるまでは、「接続」と「設備」の2つの競争を通じて、我が国の公共の福祉の発展が実現するよう、情報通信審議会殿や総務省殿が努められていたと承知する次第である。

また、その変化に際し、本接続政策委員会第25回(平成27年6月3日)は、以下の通り課題を共有されていたと思われる。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第28回)議事概要

日時 平成 27 年 6 月 3 日(水) 16:00~18:00

(2)「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」について

<接続料の算定方法の在り方(主端末回線に係る接続料の算定方法の在り方)について>

○池田委員 この自己設置、接続、卸のバランスをとるということは、どういうことかを私なりに考えてみた。 接続しかなかった時代には、設備競争とサービス競争のバランスをとるという表現が用いられてきたのではないかと思う。今回、新しく卸という形態が出てきたことによって、自己設置、接続、卸のバランスをとるという形で論点の整理が行われるようになったのではないかと思う。このように、従来、設備競争とサービス競争のバランスをとるという形で議論されてきた問題意識が、新しく、自己設置、接続、卸のバランスをとるという形で論点整理がされる時代になった時に、従来からの問題意識である設備競争とサービス競争のバランスをどうとるのかというのが、この新しい論点整理の中でどのように扱われるべきなのか、また卸という新しい形態が出てきたことによって新たに配慮しなければならない課題は何かということが、当委員会で問われていることではないかと思っている。 <中略> したがって、卸という形態が出てきたとしても、また設備の普及率が100%に近くなったとしても、 (従来からの問題意識である設備競争とサービス競争のバランスの確保が重要であるということは、自己設置、接続、卸のバランスをとるという新しい課題の整理の仕方になったとしても、重要な課題であると認識している。

この観点からすると、相田委員の提案は、情郵審第二次答申を受けて光配線区画が狭いという課題を解消するために、光配線区画を拡大する形で接続事業者向けの光配線区画が新設され、それを前提とした接続事業者向けの接続料になっていたということでの試算であるので、相田委員の提案により試算したカーブにならって、その水準を超えることのないように検討することで、自己設置、接続、卸のバランスの取り方、また接続の中で、ユーザ数が多い既存事業者とユーザ数が少ない新規参入事業者のバランスを損なうことがないということの1つの指標になるのではないかと考えている。

○佐藤委員 情郵審第二次答申を受け、収容率を高めやすくして新規参入事業者も競争しやすい状況をつくるためにいくつかの方策が講じられたが、<u>想定のとおりうまくいかなかったという事実の下で、そこで実現できなかったことを別の形、すなわち料金を含めた別の政策手段で実現できないか、というところでは一致していると思う。</u>

コストを積み上げ、それが何に連動して発生しているのか、芯線数なのか、ケーブル長なのか、ユーザ数なのか等を精緻に分析するというような議論もすべきではあるが、それ以上に、どのような形の料金を最終的に作っていくのかというところが、政策的にはポイントになると思う。

<総論(接続事業者の参入を容易にするための更なる措置)について>

〇山下委員 過去に、光配線区画の見直しや、エントリーメニューの導入を行ったが、それが十分に競争を機能させるようなものにならなかったということを考えると、新しい何かが必要である。新しい何かというのは、おそらく、光配線区画に左右される部分を緩和するような方策であろうということで、それが種々議論されてきたかと思うが、それを今回、多少は進めて行くということでなければ、競争促進という至上命題をかなえることにはつながらないのではないかと思っている。

そして、当該「卸役務」が認可される前には、競争事業各社殿からの意見書や、現与党である自民党情報通信戦略調査会(川崎二郎会長)での議論を含めて、我が国における公共の福祉の棄損が発生しないよう、強い危機感から公正競争の確保の要請が総務省殿に要請があったと承知する次第であるが、既に競争評価アドバイザリーボードでも影響が認識されるに至っている。

競争評価アドバイザリーボード(平成26年度)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/advisory_board/index_2014.html 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

競争評価アドバイザリーボード(2014年度)第3回議事概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000364232.pdf

日時: 平成 27 年 5 月 25 日(月)17:00~18:45

<部分抜粋>

2 戦略的評価のテーマに関する動向

(富岡事業政策課競争評価担当室長から資料3-4に沿って説明。質疑の概要は以下のとおり。)

資料 3-4 競争評価 2014 戦略的評価のテーマに関する動向

http://www.soumu.go.jp/main content/000359947.pdf

依田構成員: 資料3-4の4ページの利用者・追加アンケートによると、サービス卸利用者はアンケート対象者7万名のうちの738名、全体の約1%を占めることになる。更に3月末以降の利用検討者や申込者の伸びを勘案すると、現時点の利用者は総数の2%くらいになると考えることもできる。

このような想定に加えて、3ページの NTT ドコモの 2015 年通期予想契約数 180 万が達成され、なおもその伸長が続くものと考えれば、2年、3年後には FTTH 市場の中でのサービス卸のシェアが 20%程度まで広がることもあり得る。

このような流れも予想される中で、サービス卸による影響により、現在約 2,600 万契約規模の FTTH 市場がどのように動いていくのかについて、その相関を見ていくことは極めて重要。現在の FTTH の契約数シェアと同じように、サービス卸のうち7割から8割程度を NTT グループが占めることは十分考えられる。

ソフトバンク光や、サービス卸には含まれない au スマートバリューの動向にも着目しながら、サービス卸による NTT グループのシェアの変動について、競争状況の重要なポイントとして議論していく必要があると考える。

辻座長: 現時点ではサービス開始から3か月程度であり、具体的な分析は難しいと思うが、移動と同様にシェアの考え方について示唆があったものと思う。総務省としてはどのように考えるのか。

事務局: NTT 東西が平成 27 年度事業計画を発表した際、それぞれ口頭ではあるが今年度末のサービス卸契約数の見込みを明らかにしており、NTT 東が 400 万、NTT 西が 270 万のとのことであった。合計すると 670 万となり、フレッツ光全体の契約数見込みが約 1,900 万であることから、かなりの割合をサービス卸が占めることとなる。 更にそのうちの 180 万がドコモ光と、単純に数字を並べるとそういった形にはなる。

林構成員:サービス卸に関する評価は時期尚早だが、資料にある利用・予約者の内訳を見る限り、NTTグループ内の連携強

化につながっていく可能性も読み取れる。

事務局: 資料の数字はあくまでも利用者アンケートの結果であるが、一般論として、サービス卸を通じて NTT グループの連携やグループとしての力に変化があるのであれば、注視する必要がある。

競争評価アドバイザリーボード(2014年度)第4回議事概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000367723.pdf

日時: 平成 27 年 6 月 19 日(金)

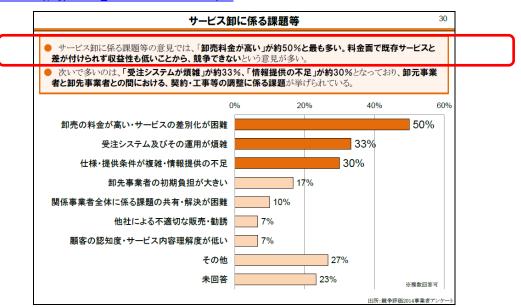
<部分抜粋>

1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向

(富岡室長から資料4-1に沿って説明。質疑の概要は以下のとおり。)

資料 4-1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向

http://www.soumu.go.jp/main_content/000364694.pdf



舟田座長代理: また、資料4-1の 30 ページでは、サービス卸に係る手続等の課題が言及されているが、<mark>今回のサービス卸では、NTT 東西の提供するシステムによって卸市場全体が作られるという意味合いがあり、FTTH サービスの卸市場としてうまく機能しているかという問題である。<mark>小売事業者が円滑に事業を展開できるかということは重要であり、<mark>NTT 東西の社内問題というよりは、一種の公的な事業性を持ったものだ</mark>ということを総務省としてもきちんと認識いただきたい。</mark></mark>

事務局: 御指摘の点については配意してまいりたい。なお、業界団体の(一社)テレコムサービス協会において、卸元である NTT 東西と卸先である主要事業者との間で課題を共有し議論する場として FVNO 委員会が設置されたところであり、まずは そのような場で事業者間の話合いがどう進むかを見ていく必要があると考えている。

なお、我が国は、昭和 62 年(1984 年)12 月に第二次中曽根内閣が、電気通信事業法と改正国際電信電話法を成立させ、翌昭和 63 年(1985 年)4 月に施行されるに至った。これにより、公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)が廃止され、日本電信電話公社が日本電信電話株式会社(現 NTT 持株殿)に民営化され、、国際電信電話株式会社(現 KDDI 殿)に国際公衆電気通信事業以外の付帯業務・目的達成業務を認可されたと共に、電気通信事業への新規参入、電話機や回線利用制度の自由化が認められた。そして、1987年(昭和 62 年)に第二電電(現 KDDI 殿)、日本高速通信(現 KDDI 殿)、日本テレコム(現ソフトバンク殿)の 3 社が、NCC(New Common Carrier)として長距離電話サービスに参入し、『通信の自由化』という時代が幕開けされたのである。

この間には、平成 6 年(1984 年)に合意された、サービスの貿易に関する一般協定(通称 GATS)を、我が国も多国間条約として署名し、現 WTO:世界貿易機関に引き継がれると共に、FTA や EPA 等の二国間条約、そして TPP や FTAAP 等の地域間条約の合意や締結が見据えられている状況下にある。

しかしながら、この加入者回線の物理的本質である、ボトルネック性を要因とする課題は、昭和 63 年(1985 年)4 月以前から引き続いている事を、あらためて確認されるものであり、これら条約や貿易協定等への影響も鑑みつつ、可及的速やかな解決の必要性を重ねて確認させられる状況下にある、と捉える。

公正取引委員会 競争政策研究センター 第35回公開セミナー

http://www.jftc.go.jp/eprc/koukai/seminar/h26/35 notice.html 平成 26 年(2014年)5月9日(金)

テーマ:独占禁止法と日本経済ーグローバリゼーション・イノベーション・規制改革ー(後藤 晃 政策研究大学院大学教授) 講演記録 http://www.iftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35 notice.files/140509opseminar 2.pdf

【概要】

今回のセミナーでは、<u>産業組織論の第一人者であり、公正取引委員会の委員であった講師</u>が、平成24年2月までの同委員としての実務経験を踏まえ、日本経済、日本の企業社会の中で独占禁止法が果たしている役割について解説するとともに、グローバル化、急速な技術革新の進展などの中での独占禁止法・政策及びその執行の課題について触れる。

講演資料 http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35_notice.files/140509opseminar_1.pdf 独禁法と規制改革 ③規制改革後の市場における独禁法の積極的執行

- 規制改革、民営化などの後でも、規制、国営などで守られていた圧倒的な支配的な企業が存在する場合には競争がおこりにくい。
- 支配的企業が参入妨害などをする場合には独禁法を積極的に適用して競争を促進することが必要
- 欧州でも電気通信、航空などで事件 <mark>日本ではADSLの事件、東日本NTTの事件</mark>、JASRAC の事件

それらの意味や背景も含めて、あまねく借受事業者の売上原価を抑え、NTT グループ以外の競争事業者、公設を含む CATV 事業者、ならびに電力系 FTTH 事業者であっても、自社敷設域外(例:関西を地盤とする事業者が、東京で借受)や未敷設圏(例:中山間地や離島で借受)に参入し得る基礎的要因を整える事で、多様な競争が起き、地域地域の受益者の活躍、地域地域の社会の発展をお支えし、我が国の国益を増進させるべく、我々は諮問理由に向き合い、この課題に取り組む必要がある、と考えるものである。

諮問第 1220 号

平成 27 年2月9日

1 諮問理由

情報通信技術(ICT: Information and Communications Technology)は、我が国の経済社会活動の重要な基盤としての役割を担っており、ICTの普及・発展に伴い、生産性の向上や新事業の創出等をもたらす産業の基盤として、また、国民生活に不可欠な基盤として、その役割はますます増大している。

こうした中、平成26年2月から12月までの間、貴審議会において、2020年代に向けた世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展による経済活性化や国民生活の向上の実現に向けた審議が進められ、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方一世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて一」(平成26年12月18日情報通信審議会答申)として示されたところである。

同答申は、「経済の活性化・効率化」、「社会的課題の解決」、「便利な社会の実現」、「安心・安全の実現」、「地域の活性化」、「オリンピック・パラリンピック東京大会への対応」といった「2020年代に向けたICTの役割」を整理し、ICTの普及・発展に大きく寄与する超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進のうち、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が設置する加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、「FTTHサービスが我が国の経済社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要」と指摘した上で、「次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」としている。

- ・ NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態
- ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価
- ・ NTT東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方
- ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上
- ・ 設備投資インセンティブに対する配慮

以上を踏まえ、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、貴審議会に諮問するものである。

2 答申を希望する事項

		(1)加入光ファイバに係る <u>接続料</u> の <u>算定方法</u> の在り方 (2)その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方
第3章 加入光フ	24 項	【答申案】
ァイバに係る接続	27.74	2. 既存の <u>光配線区画</u> の見直し等に関する考え方
制度の在り方		「接続」型の提供形態を採用する電気通信事業者にとっては、主端末回線1芯線ごとに接続料の支払いが必要となる現行の接続料体系の下では、主端末回線1芯線を共用することのできる契約者を増やせば増やすほど「利用者当たりの接続料相当額」を低廉化させることが可能であり、主端末回線を共用することのできる契約者を増やすことが事業戦略上決定的に重要である。すなわち、光配線区画における収容率を高めることがFTTH市場における競争力を高める観点から不可欠である。
		一方、現状では、第1章でも述べたように、自ら獲得した契約者と他事業者が獲得した契約者との間で主端末回線を共用することができないこと、 <u>光配線区画</u> をNTT東西が定めており異なる区画に属する契約者間で主端末回線を共用することができないこと、主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数が制約されていることから収容率が思うように上がらず、収容率が低水準にとどまれば、費用構造上、高い収容率を実現しているNTT東西との競争は困難との指摘が他事業者からなされている 26。
		26 当審議会に提出された資料では、ソフトバンクBB株式会社から「採算が取れるレベルまで収容数を増加させることが困難」といった指摘や、「NTT東西と同程度の収容率 3/8 を獲得するためには、30%以上のシェアが必要」といった指摘もあった。また、現在は「局内4分岐局外8分岐」となっているネットワークの構成について、本審議会におけるヒアリングの中でDSL事業者協議会からは、OSUの効率化を図るために「局内8分岐局外4分岐」による接続を依頼したがNTT東西から拒否された旨の発言があった。
		こうした現状においては、NTT東西が既存の <u>光配線区画</u> の見直しや接続事業者向け <u>光配線区画</u> の新設等の取組を進めることは、第二次答申に示されたように、引き続き、他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と位置付けられるものである。
		このため、総務省においては、引き続き、NTT東西による既存の <u>光配線区画</u> の統合等の取組の実施状況を注視することが <u>適当である</u> 。
		【意見】
		《提言1》 諮問理由【FTTHサービスが我が国の経済社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要】の指摘の下で行われた【専門的な知見に基づく検討の着手】によって、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画の問題の実態が把握された事を踏まえれば、現状の先送りは、『世界最先端 IT 国家創造宣言』に示された【「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルの構築】や、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に示された【負のスパイラルを断ち切るため、地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境づくりを急務とし、】に支障をきたす恐れがある事から、本答申(案)後にも、着手された課題解決に引き続き取り組まれる事。

本接続政策委員会第27回(平成27年5月26日)にて、NTT東西殿がIFRS導入による減価償却見直しの表明を行った事で、諮問理由に対する審議課程で検証されてきた課題の本質である、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画の問題への対応が、

引き続き、NTT東西による既存の光配線区画の統合等の取組の実施状況を注視することが適当である。

となり、先送りされるかのようにも解釈できてしまう答申(案)になってしまった事は、非常に残念である。

もちろん、NTT 東西殿による IFRS 導入による減価償却見直しが接続料金を抑制する可能性があるならば望ましい事ではあるが、これはあくまでも NTT 東西殿の自助努力に頼るものであり、

これらの取組による低廉化の効果については、「仮に来年度(平成 28 年度)から定額法に移行すれば、来年度以降の<u>接続料</u>は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度にはコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線<u>接続料</u>は 2,000 円程度になる見込み」である旨が示され、(40 ページ 5. NTT東西の意見 ① ヒアリングにおけるNTT東西による提案の概要)

における、新たな需要創出を前提とした大胆な推計に対する、根拠もなければ、責任もない。これはあくまでも NTT 東西殿の見込み計画である。実際のヒアリングの議事概要においても、

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第25回)議事概要

日時 平成 27 年 4 月 7 日(火)17:00~19:00

① 非公開ヒアリング

<接続料の算定方法の在り方(接続料原価の算定の在り方)について>

〇酒井主査代理 投資が効率化していくと、主端末回線の利用率も上がってくる。現在の利用率は 50%くらいだったと思うが、 年数が経ってくると、この 50%が上がってくると仮定して考えているのか、または、あまりその数値は変わらないという仮定になっているのか、その辺を教えてほしい。

ONTT東日本 理論上、利用率は上がっていくという前提で考えている。投資額は下がり、純増数はNTT東日本のフレッツでいうと、毎年50万ずつ増えていくという前提で考えているので、芯線の利用率は上がっていくという前提で考えている。

<中略>

○東海主査 資料2の4ページで、今後の取組について色々とまとめているが、特に減価償却の方法の変更は大きな影響を与えるだろうと思うので確認するが、ここでは「予定である」というような書き方をしているが、現実にはいつから実施するのか。

ONTT東日本 非常に答えにくい質問であるが、NTTグループとして現在はっきり表明しているのは、IFRSを 2018 年度から <mark>導入するということであり、慣却費の見直しについては、それに先だって実行するということに言及している。</mark>そのため、現実的には、2016 年度ないし 2017 年度ということになると思う。これについて、どのようなタイミングで実施するのかということを現在検討している最中であり、何年何月の第何四半期からということを申し上げるところまではまだ詰まっていない。<mark>グループ全体として議論を進めなければならないのではないか</mark>と思っている。

と発言されており、ここに確証は無いのである。

また、NTT 東西殿は、**情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成 23 年(2011 年) 12 月 20 日)** の議論の際には、以下の様な発言をされたが、それから 4 年半経ったも、その表明は未だ果たされてはいない。

NTT Home Page > TOPICS バックナンバー 2010 年 「光の道」の実現に向けた NTT の考え方

http://www.ntt.co.jp/topics/hikari/

民主党の情報通信議員連盟(11月24日)において、「光の道」の実現に向けた NTT の考え方を説明しました。

【質疑応答】

- Q. 今後の光の料金についてどう考えているか。
- A. 当社は世界に先駆けて光の普及を決断した時点から、光の価格を ADSL 並みにしたいという目標を掲げ、事業に取り組んできた。残念ながら、現時点ではそれだけのコストダウンはできていないが、できるだけ早期に達成していきたい。

そして、本接続委員会(特に第 28 回:平成 27 年 6 月 3 日(水)の全般)が認識共有されている通り、光配線区画も進まず、エントリーメニューの効果も無かった事を踏まえれば、この間に失われた時間は、個人や法人の活躍を生み出せず、地域の発展に貢献できず、ひいては国益をそれだけ損なったに等しいのである。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第25回)議事概要

日時 平成 27 年 4 月 7 日(火)17:00~19:00

<総論(「接続事業者の参入を容易にするための更なる措置」及び「加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み」について)>

○佐藤委員 資料3−1の4ページに、光配線区画とエントリーメニューについて、どう評価するかという論点がある。この点については、政策目標があって政策を色々と実行しているが、接続でもっと競争の状況を作ろうとして光配線区画を見直したのだと思うが、 やはり現段階で取組の結果を見ると、或いは事業者の意見を広く聞いてみると、思ったような成果が上がっていないと私は感じている。

併せて、参考資料2を見ると、<mark>超高速ブロードバンドの基盤に関する競争をもっと促進しなさいとあり、競争が足りないということを前提に答申が出ていて、</mark>、その中で加入光ファイバの接続制度の在り方について検討してほしいということであるから、<mark>やはり全体的な大きな流れとしては、競争が足りないので、今までの取組に付け加えてもう一つ競争促進のための政策を検討してほしいということ</mark>だと理解している。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第28回)議事概要

日時 平成 27 年 6 月 3 日(水) 16:00~18:00

<総論(接続事業者の参入を容易にするための更なる措置)について>

〇山下委員 過去に、光配線区画の見直しや、エントリーメニューの導入を行ったが、それが十分に競争を機能させるようなものにならなかったということを考えると、新しい何かが必要である。新しい何かというのは、おそらく、光配線区画に左右される部分を緩和するような方策であろうということで、それが種々議論されてきたかと思うが、それを今回、多少は進めて行くということでなければ、競争促進という至上命題をかなえることにはつながらないのではないかと思っている。

これは、

第二次答申(情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申(平成 24 年 3 月 29 日))では、光配線区画の見直しを進めることにより、「FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図ることが期待される」ことから、「分岐単位接続料設定の適否に係る諮問への対応としては、依然として様々な解決すべき課題がある、1)OSU共用(NTT東西と接続事業者間での共用)、2)OSU専用、3)OSU共用(接続事業者間で共用し分岐単位接続料を設定)といった方策を講じるのではなく、NTT東西の配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューといった早期に導入可能な方策を講じることが適当」とされ、分岐単位接続料の導入は見送られた。 (第2章 第二次答申を踏まえた取組とその後の環境変化 1. 情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申の概要 13 ページ)

である事を踏まれば、その光配線区画の拡大が実現されなかった事が最大の要因である事が分かる。

こうした状況を本接続委員会が認識共有されているにもかかわらず、本答申(案)が出した結論が、「可及的速やかな対応」ではなく、

総務省においては、引き続き、NTT東西による既存の**光配線区画**の統合等の取組の実施状況を注視することが<mark>適当である</mark>。

と先延べしてしまった事は、非常に残念であると思う。

仮に、

特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。(第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 6.4.加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し 47ページ)

と同じく 3 年後の見直しとなってしまうと、2011 年からみれば我が国は 7 年間老いてしまう。0 歳で生まれた子は 7 歳となり、義務教育を修了した 15 歳の子は 22 歳となり、社会人となった 18 歳や 22 歳は 25 歳や 29 歳となる。2020 年には、総人口は 1 億 2410 万人と推計され、2010 年比で 396 万人減少(3.1%減少)とされる。

総務省 | 平成 24 年版 情報通信白書

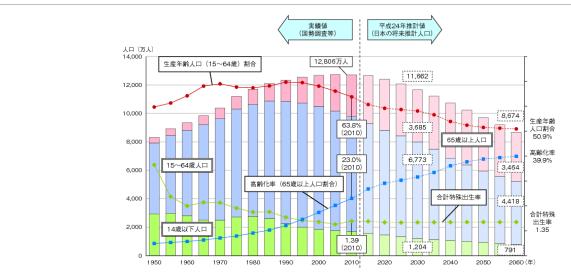
 $\underline{http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc112120.html}$

第1部 特集 ICT が導く震災復興・日本再生の道筋

第2節 グローバルに展開する ICT 市場

(2)少子高齡化·人口減少社会

図表 1-2-1-6 日本の人口推移



(出典)総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年 10 月 1 日現在人口)、厚生労働省「人口動態統計」

そうした国家的課題に対し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)は、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を改定し、平成27年(2015年)6月30日に閣議決定を受けている。

閣議決定 「世界最先端 IT 国家創造宣言」の変更について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20150630/siryou1.pdf

平成 27 年 6 月 30 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)

I.基本理念

- 2. 「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルの構築
 - (2) 社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現

我が国は、少子高齢化が進展する中、未曽有の課題に直面しつつある。世界に類を見ないスピードでの超高齢社会の到来に備え、それに伴う労働人口の減少や社会保障給付費の増大、いまだ不安をぬぐえない大規模自然災害への対策、高度経済成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化、エネルギーの安定供給と経済性の確保、食料自給率の伸び悩みなど、多くの課題に直面しており、先進諸国の中でも群を抜く課題先進国と言える。

また、地方においては、我が国における人口減少を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が 人口減少を加速させるという負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥るリスクが高い状況にあり、地方の弱体化を通じた日 本社会全体の活力の低下が懸念されている。 IT は、あらゆる領域に活用される万能なツールであり、経済成長のエンジンとなるだけではなく、これらの諸課題を柔軟かつ強力に解決することを可能とするものである。

このため、世界最先端の IT 国家を目指すに当たっては、単に IT 利活用の深化を進めるだけでなく、これらの諸課題を解決するような世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルを構築することにより、国民一人ひとりが実感できる「真の豊かさ」を追求していくことが必要である。

ここで追求すべき「豊かさ」とは、IT 利活用により効率性の向上のみを求めることによって得られるような物質的・経済的な豊かさではない。 積極的かつ果敢に IT を利活用することにより、新たなサービスの創出等を通じた経済成長、女性や高齢者を含む雇用創出に加え、安全・安心・公平で、便利かつ豊かさを実感できる社会を構築することによって、<u>国民一人一人が、彩りのある日々の生活を前向きに生きることを後押しするような「真の豊かさ」であり、このような社会を実現することが、我が国が切り開くべき未来である。</u>

資料2-3:世界最先端 IT 国家創造宣言工程表 改定(案)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai68/siryou2-3.pdf

そして、

地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる**社会環境づくりを急務**と位置付けている。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第68回)議事次第

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai68/gijisidai.html

平成27年6月30日(火)総理大臣官邸4階大会議室

資料3-2:地方創生 IT 利活用促進プラン(案)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai68/siryou3-2.pdf

1. はじめに

我が国では、人口減少局面に入り、それが地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高まっているところ、政府は、『まち・ひと・しごと創生法』(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)を策定した。

当該総合戦略では、負のスパイラルを断ち切るため、<u>地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境づくりを急務とし</u>、各種政策パッケージ等を取りまとめている。<mark>これを受けて、地方公共団体は平成 27 年度中に『地方版総合戦略』</mark>を策定することとしている。

このような中で、『地方版総合戦略』の円滑な策定・実行にあたり、情報通信技術(IT)の最大限の活用方法が模索されることが考えられることから、地方公共団体や企業(以下、「地方公共団体等」という)において IT を活かした取組の実際の導入を促進し、その効果を高めることで、『地方版総合戦略』の策定・実行を支援することを目的としたプランを検討するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下、「IT 総合戦略本部」という)の下に地方創生 IT 利活用推進会議(以下、「推進会議」という)が設置された(平成 27 年1月 23 日)。

推進会議においては、ITが地理的・時間的な制約を解消し得る手段であり、<mark>適切に利活用することで大きな付加価値を生み</mark> 出すものであることを前提に、地方公共団体等が抱える課題解消方策を検討した。

この事からも、我々誰もがそうした国家的課題に向き合い、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 一世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて一」(平成 26 年 12 月 18 日情報通信審議会答申)に示された「2020 年代に向けたICTの役割」を妨げている要因を解決するか?に対し、我々誰もがフォーカスしていかなければならない、とあらためて確認させられる本答申(案)だとも思う。 やはり、それが解決できなければ、我が国は 2020 年代に向け加速度的に衰退する姿を見通さざるを得ないからである。

その一方、NTT グループ殿は、この間に情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成 23 年 (2011年)12月20日)を受けて始まった「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」等のパブリックコメント等においても非対称規制の見直しを訴え、目的達成業務の緩和として、電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンスへの一元化移管、ならびに NTT 東西殿の「サービス卸」などを認可させ、「ONE-NTT」の道を進められた。

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンスへ移管すること等に関する要請

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000049.html

平成 24 年 3 月 23 日 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

総務省は、本日、NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモの電気通信役務の料金等に係る業務を NTT ファイナンスへ移管すること等に関して、上記 5 社に対し、各社に課せられている規制等の趣旨を引き続き確保する観点から各社が講ずべき措置について要請しました。

「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」及び「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する要請」の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000148.html

平成 27 年 2 月 27 日 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

総務省は、本日、意見募集の結果を踏まえ、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」を策定するとともに、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、同ガイドライン等を踏まえた対応と報告すべき事項について要請しましたので、公表します。

確かに、NTT グループ殿や NTT 東西殿が、総務省殿に対し、ヒアリングの機会にて自らの権利を主張する事は、NTT グループ殿や NTT 東西殿には正しい選択かも知れない。その行動が NTT グループ殿自身の顧客創造に欠かせないだろう事も本意見者は理解できる。IoT の時代に向けて、ビジネス面でも、防災・減災でも、固定通信と移動体通信がシームレスに機能する事が必須条件になるだろう。

しかしながら、NTT グループ殿は、電電公社を由来とする特殊法人として国家的責任を担保するに足る特別の監督を行われなければ ならないお立場なのであり、NTT グループ殿の主張を採用する結果として、我が国の電気通信事業において、公正な競争が棄損されたり、利用者の利益が棄損される事によって、我が国の国益が棄損されてはならない事は、重ねてご理解頂きたいのである。我が国は法治 国家であり、「法の下の平等」を、我々誰もが共有でき得る事で、経済面においても、はじめて切磋琢磨な競争環境が整えられるという事を、是非ともご理解頂きたいのである。

特殊法人

http://www.soumu.go.jp/main sosiki/gyoukan/kanri/satei2 02.html

特殊法人とは、政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に、特別の法律によって独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人をさします。

共同研究報告書 CR 02-12

「ネットワーク産業に関する競争政策~日米欧のマージンスクイーズ規制の比較分析及び経済学的検証~」

http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.html

http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0212.pdf

2012 年 10 月 11 日 公正取引委員会 CRC:競争政策研究センター

川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が,自ら川下市場においても事業活動を行っている場合において,供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について,自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり,供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為は,マージンスクイーズと呼ばれ,我が国の排除型私的独占ガイドラインにおいて独占禁止法上の考え方が明らかにされている 1。

1「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2の5注 17。

川上市場での取引義務に加えてアクセスチャージ規制が行われるのは、国有のネットワーク産業ないし公益事業の民営化・ 規制緩和に際して、自然独占の部分となるネットワークないしインフラ以外の部分に参入を促すという政策目的によるためである。現実にもこうした産業でマージンスクイーズに関する問題が続出しているところであり、対応が必要とされているところである。

アクセスチャージ規制がある場合には、垂直的統合企業が同等に効率的ないし効率性に優れたライバル企業を排除するインセンティブを有し、しかも<u>略奪価格規制に反することなく排除が可能であること、また、その結果として経済厚生に悪影響をもたらすことになるので、こうしたマージンスクイーズを規制するためには<mark>独自のマージンスクイーズ規制の導入が必要となる</mark>。</u>

公正取引委員会 競争政策研究センター 第35回公開セミナー

http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35 notice.html 平成 26 年(2014 年)5 月 9 日(金)

テーマ:独占禁止法と日本経済ーグローバリゼーション・イノベーション・規制改革ー(後藤 晃 政策研究大学院大学教授) 講演記録 http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35 notice.files/140509opseminar 2.pdf

【概要】 今回のセミナーでは,産業組織論の第一人者であり,公正取引委員会の委員であった講師が,平成 24 年 2 月までの同委員としての実務経験を踏まえ,日本経済,日本の企業社会の中で独占禁止法が果たしている役割について解説するとともに,グローバル化,急速な技術革新の進展などの中での独占禁止法・政策及びその執行の課題について触れる。

講演資料 http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35 notice.files/140509opseminar 1.pdf 独禁法と規制改革 ③規制改革後の市場における独禁法の積極的執行

- 規制改革、民営化などの後でも、規制、国営などで守られていた圧倒的な支配的な企業が存在する場合には競争がおこりにくい。
- 支配的企業が参入妨害などをする場合には独禁法を積極的に適用して競争を促進することが必要
- 欧州でも電気通信、航空などで事件 日本ではADSLの事件、東日本NTTの事件、JASRAC の事件

何よりも、総務大臣からの諮問書:第 1220 号に示された諮問理由には【 事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要 】と指摘され、その諮問理由に対する審議課程で検証されてきた課題の本質である、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画の問題が明確になったにも関わらず、それでもなお、本答申(案)においては抜本的な解決方法を示せなかった事は、この問題解決が、それだけ困難な事を如実に示す理由だとは思うが、それを乗り越えなければ、最終受益者の利益の確保と市場参加者の権利の保護を達成できない事を、同時に意味している、と認識させられる。

以上を踏まえると、総務省殿におかれては、本答申(案)後にも、本接続委員会で着手された課題に引き続き取り組まれる事を望むと 共に、『電気通信事業法:第1条(目的)、第29条(業務の改善命令)、第30条の3(禁止行為)』に基づく対応を執られる事を提言したい、 と考えるに至るものである。

電気通信事業法

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO086.html

(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号) 最終改正:平成二七年五月二二日法律第二六号

第一条(目的)この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二十九条(業務の改善命令)総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。
- **二** 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。
- 三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金 その他の提供条件により提供されるものに限る。)を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する料金について<mark>その額</mark> の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。 五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。次号において同じ。)において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理 その他の措置を速やかに行わないとき。

九 <mark>電気通信事業者が</mark>国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十 <mark>電気通信事業者が</mark>電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達 又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したときは当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十条(禁止行為等)総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信 設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一 年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供 の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該 割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるとき は、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業 者として指定することができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
- 3 <mark>第一項の規定により指定された電気通信事業者</mark>及び<mark>第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する</mark> 電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は 不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 他の電気通信事業者(第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。) 造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。
- 4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、<mark>当該行為の停止又は変更を命ずることができる</mark>。
- 5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

なお、NTTグループ殿におかれては、是非とも、「NTT法」の「第一条:目的」「第三条:責務」を果たす特殊法人としての役割を全うする事で、はじめて「NTT法」の「第二条:業務の第5項」で活用業務が認められているのであり、且つその活用業務の範囲は、「1 地域電気 通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること」「2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること」だという事を、再確認なさって頂きたい、と願うものである。

是非、公共の福祉の増進に資する為に、『通信の自由化から節目の 30 年目』を迎えたこの時に、そのご主張が、最終受益者である、一般家庭や法人利用の民需、官公需に対して向けられる事、そして、「接続」の利用を希望する事業者層とは、NTT グループの顧客層の 1つである事、「接続」の利用を希望する事業者層とは、共に国や地域を支える事を競い合い、その結果として**公共の福祉の増進**を達成し合い、我々の未来を担い合う仲間なのだ、という視点を忘れないで欲しいのである。

日本電信電話株式会社等に関する法律(NTT法)

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO085.html

第一条(目的)日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を経営すること

を目的とする株式会社とする。

第三条(責務)会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

もちろん、震災や風水害への対応を含み、NTT グループ殿の現場の方々のご尽力には日々感謝申し上げている次第である。例えインフラとして 100%整備されても、100%利用されても、こうした支えが無かったとしたら、我々国民誰もが利活用する事は出来ない。

そうした感謝の念を、競争事業者殿におかれても、くれぐれも忘れないで欲しい。

その責務全うの為、全身全霊で指揮される、NTT グループ殿の現経営当事者のご指導力にもあらためて感謝申し上げると共に、だからこそ、我が国の公共の福祉の増進に資するよう日々努められておられる彼ら彼女らが益々活躍できるよう、「**第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 1. 基本的な考え方**」示された、

また、FTTH市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのバランスが適切に保たれることによりFTTH市場全体の需要増につながることが重要である。

の実現を通じて、加入光ファイバ回線が、公正で多様な競争の下、国や地域の活躍を支える基盤となられる事を、心より願っている。

第3章 加入光ファイバに係る接続 制度の在り方

【答申案】

24

2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方

「接続」型の提供形態を採用する電気通信事業者にとっては、主端末回線1芯線ごとに接続料の支払いが必要となる現行の接続料体系の下では、主端末回線1芯線を共用することのできる契約者を増やせば増やすほど「利用者当たりの接続料相当額」を低廉化させることが可能であり、主端末回線を共用することのできる契約者を増やすことが事業戦略上決定的に重要である。すなわち、光配線区画における収容率を高めることがFTTH市場における競争力を高める観点から不可欠である。

一方、現状では、第1章でも述べたように、自ら獲得した契約者と他事業者が獲得した契約者との間で主端末回線を共用することができないこと、<u>光配線区画</u>をNTT東西が定めており異なる区画に属する契約者間で主端末回線を共用することができないこと、主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数が制約されていることから収容率が思うように上がらず、収容率が低水準にとどまれば、費用構造上、高い収容率を実現しているNTT東西との競争は困難との指摘が他事業者からなされている 26。

26 当審議会に提出された資料では、ソフトバンクBB株式会社から「採算が取れるレベルまで収容数を増加させることが困難」といった指摘や、「NTT東西と同程度の収容率 3/8 を獲得するためには、30%以上のシェアが必要」といった指摘もあった。また、現在は「局内4分岐局外8分岐」となっているネットワークの構成について、本審議会におけるヒアリングの中でDSL事業者協議会からは、OSU

の効率化を図るために「局内8分岐局外4分岐」による接続を依頼したがNTT東西から拒否された旨の発言があった。

こうした現状においては、NTT東西が既存の<u>光配線区画</u>の見直しや接続事業者向け<u>光配線区画</u>の新設等の取組を進めることは、第二次答申に示されたように、引き続き、他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と位置付けられるものである。

このため、総務省においては、引き続き、NTT東西による既存の光配線区画の統合等の取組の実施状況を注視することが適当である。

【意見】

《提言2》 第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画を、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)にも即した<u>『メタル回線の固定配線区画(き線点ベース)』</u>に見直し、NTT 東西殿の営業部門を含む、あまねく事業者殿の1芯あたり収容数を平均6以上(収容率75%以上)と見込める競争環境を整えられる事で、その設備利用効率の向上と、戸建型と集合住宅型に存在する価格格差を改善し、あまねく最終受益者の負担抑制を図られる事。

本答申(案)の9ページ**「第2章 第二次答申を踏まえた取組とその後の環境変化 2.1.現行の接続料の算定方法に関する課題」**において、現状の光配線区画における、1光配線区画に存在する世帯の数は、40~50 程度(集合住宅を含む。)である事が示されている。

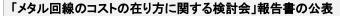


出典元:

本答申(案)参考資料

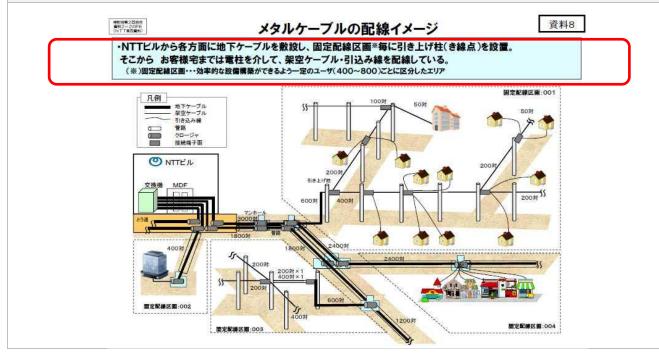
81ページ 図表番号 38

また、「メタル回線のコストの在り方について報告書」で示された NTT 東西殿の提出資料によると、「固定配線区画は、400~800 ごとに 区分したエリア」である事が示されていると共に、その固定配線区画毎にき線点が設置されている事が示されている。



http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000205.html

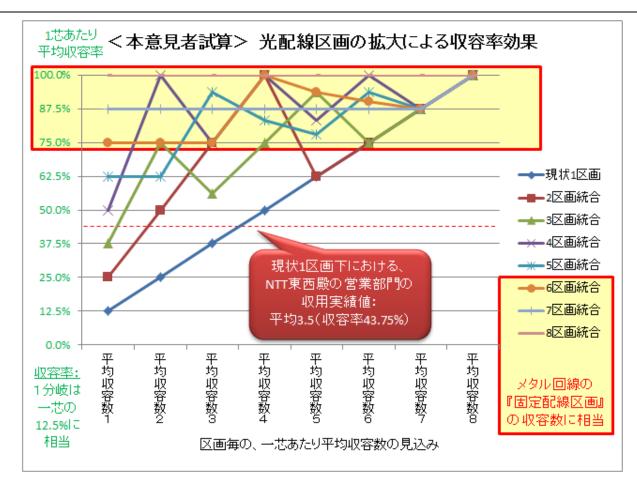
平成25年5月23日 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課



以上を踏まえると、「**固定配線区画で示された最小数:400」÷「光配線区画で示された最大数:50」**の差は、8 であり、「光配線区画」を 「固定配置区画」と同等にする事が可能であれば、少なくとも 8 倍の収用効率が得られる事が理解できる。

この事から、その<u>『メタル回線の固定配線区画』</u>を実現させた場合、現状 1 区画からどれ位の統合効果が得られるか?を、2 区画統合 ~8 区画統合の場合における 1 芯あたり平均収容率として試算してみる。

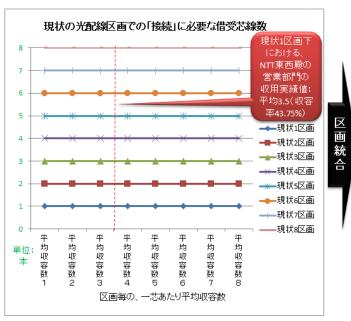
なお、その試算の条件として、現状 1 区画の平均収容数を基準とし、区画統合を行う場合はその統合分の倍数で最低収容数が嵩上げされる事(*現状 1 区画で平均収容数 1 なら、2 区画統合における最低平均収容数は 2)とする。この条件によって、現状 1 区画でも平均収容数 1 を獲得できない事業者は、そもそもとして参入条件に値しない事とし、NTT 東西殿が懸念が表明されていた、モラルハザード的な利用の誘発(収用効率の低い事業者による非効率な設備構築を助長すること)を回避する試算とする。

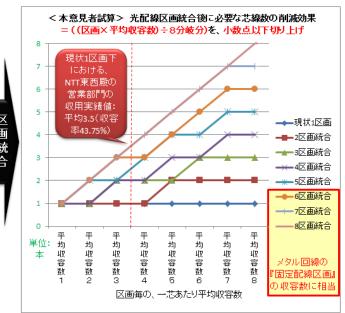


この試算グラフを見ると、平均として 6 区画統合が実現すれば、その平均収容率は 75%を割る事は無く(=1 芯当たり収容数 6 分岐分を割る事は無く)、現状 1 区画下における NTT 東西殿の収用実績値の 1.72 倍を実現できる事が分かる。また、平均として 6 区画統合が実現するの意味とは、必ずしも最低 6 区画統合の必要性を意味するのではなく、4 区画統合(統合前の世帯の数: 50×4 区画統合=200)における平均収容数が 2 以上でも同意義(平均収容率 75%)が達成できる為、固定配線区画($400 \sim 800$)を 2 つに分ける事($(200 \sim 400) \times 2$)でも達成できる事が分かる。

また、必要な芯線数は、以下の削減効果が期待できる事が分かる。この削減は、芯線数における平均収容数を高める事で達成する事が可能である事から、NTT 東西殿が懸念が表明されていた、モラルハザード的な利用の誘発(収用効率の低い事業者による非効率な設備構築を助長すること)を回避する効果も同時に得られる事が期待できる事が分かる。

そして、新規参入の競争事業者殿のみならず、NTT 東西殿の営業部門においても合理的だと考えられる。現状の収用平均実績値3.5 の区画を6区画統合した場合(当該区画の契約回線数の実績が21ユーザーに相当する場合)、6芯では無く3芯(=(6区画×平均3.5)÷8分岐分)の小数点以下切り上げ)で済む事が分かる。8区画統合(28ユーザー)の場合は4芯で済むからである。これにより、1契約回線当たりの主端末回線接続料負担(現状2,808円÷3.5=802円/月)を、401円/月に削減する事が可能になるからである。





よって、現状区画の平均 50 ユーザー数を、ユニバーサルサービス制度における単位でもあり、メタル回線の収容局単位である固定配線区画(き点線ベース)の平均 400~800 世帯数(現状区画の 4~8 倍)とする事で、NTT 東西殿でも競争事業者殿でもあまねく 1 芯 8 分岐で平均収容数が 6 以上(収容率 75%以上)と見込める競争環境を整えるとともに、当該加入者光ファイバ網を用いての、あまねく提供事業者の固定電話サービスの基本料金が『1,700 円/月』以下(*接続料原価ではなく、固定電話の基本料金)となる基礎的条件を整えられる事を提言する。

総務省 ユニバーサルサービス制度

加入電話に相当する光 IP 電話の範囲

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/kanyu.html

2010 年 12 月の情報通信審議会答申を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる光 IP 電話は、以下の[1]~[4]のいずれにも該当するものとしています。

<以下、一部引用>

- [1] 加入電話を提供する者が提供する電気通信役務であること
- [2] 0AB~J 番号を使用する音声伝送役務であること
- [3] 固定端末系伝送路設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの
- [4] 基本料金の額が次のいずれかであること
 - 1 適格電気通信事業者(NTT 東・西)が提供する<u>加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700 円)を超えないもので</u> あること
 - 2 自治体 IRU 地域においては、適格電気通信事業者(NTT 東・西)の提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700円)に当該額の1割に相当する額を加えた額(1700円×1.1=1870円)未満であること
 - 3 当該光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法 等からみて、上記 1 又は 2 に相当するものとして別に告示で定めるもの

《備考》

- 〇 基本料金の定義
 - <u>利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する1月当たりの料金</u>(1月に1回の支払い方法でない場合には、1月当たりに換算した額となる。)としています。
 - 付加的な機能やこれに類するもの(屋内配線使用料、端末レンタル料、ユニバーサルサービス料等)の料金は含めないこととしています。

なお、『メタル回線の固定配線区画(き線点ベース)』に見直す事は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」でも示された通り、

- NTT 東西殿のアクセス部門は、「メタル回線と光ファイバー回線の一体管理」を行っている事
- メタルから光へのマイグレーションは、この固定配線区画における光化率(光化の実数)を高める必要ならびにメタル利用をゼロにする事によって実現できる事

から、そのコスト管理や進捗管理を KPI 化するにおいても適する単位である、と考えられる。

また、NTT 東西殿でも競争事業者殿でもあまねく 1 芯 8 分岐で平均収容数が 6 以上(収容率 75%以上)が実現する場合、これは、フレッツ光に用意されている、集合住宅型のミニの契約申し込みの際に必要とされる見込み単位と同等となる事が分かる。

NTT 東日本 | 料金(戸建て向け) | フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ | フレッツ光

https://flets.com/next_giga/fm/fee.html

月額利用料 ■料金例(1年目) フレッツ光 通常料金 5.700円

NTT 東日本 | 料金 集合住宅向け(マンション) | フレッツ 光ネクスト | フレッツ光

https://flets.com/next/mn/fee.html

月額利用料 ■料金例(1年目)【光配線方式/VDSL 方式の場合】

同じ建物内で 見込める契約数	16 契約以上見込める場合 プラン 2	8 <mark>契約以上</mark> 見込める場合 プラン 1	4 契約以上見込める場合 = -	
フレッツ光 通常料金		3.250 円	3.850円	
フレッフル 選市科金	2,000 □	5,250 🗖	5,050 □	

NTT 西日本 | フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼

http://flets-w.com/next/service_menu/mansion/hayabusa.html

プラン名	提供条件
プラン 1	集合住宅またはビル単位に 8 ユーザ以上のお申し込みが見込まれる場合にお申し込みいただけます。(1 ユーザからお申し込みいただけます)
プラン 2	代表者(管理組合さま等)からのお申し込みで、集合住宅またはビル単位に 16 ユーザ 以上のお申し込みが見込まれる場合にお申し込みいただけます。(1 ユーザからお申し 込みいただけます)
% =	集合住宅またはビル単位に 6 ユーザ以上のお申し込みが見込まれる場合にお申し込みいただけます。(1 ユーザからお申し込みいただけます)

よって、現状の光配線区画を、**『メタル回線の固定配線区画(き線点ベース)』**と同等にする事とは、1 芯当たりの平均収容数の向上により、1 芯当たりの個別費用の分担率を低廉化させる事で、シェアドアクセス方式とシングルスター方式の違いによる、戸建型と集合住宅型に存在する加入者契約価格の格差を改善する事も見込める、と考えられる事から、あまねく最終受益者の負担抑制に寄与する、と言えると考えるに至るものである。

なお、あまねく事業者殿の意味するところは、もちろん NTT 東西殿の営業部門も含まれる。また、現状は、アクセス部門と営業部門においてファイヤーウォール規制があるにも関わらず、本審議会のヒアリングにおいては、NTT 東西殿の意見として利害統一の状況に陥っている。しかしながら、前記試算で示した通り、区画統合は営業部門の原価削減に寄与するも、アクセス部門の貸出芯線数の減少を意味する。最終受益者の利益創造には、必要以上の原価はいらないのであり、この点において部門同士の利害は相反する筈である。

この事から、本来であれば、競争事業者殿と等しく、借受者としてアクセス部門と利害相反となる部分の意見聴取が出来る事が望ましかった事をここに記すと共に、NTT 東西殿の営業部門でさえも平均収容数が 3.5(収容率 43.75%)である事の課題を踏まえると、この光配線区画の拡大によって、あまねく最終受益者における負担効率性の向上が必要である事を、我々の共通課題として深く認識したい、と考える。

第3章 加入光ファイバに係る接続 制度の在り方

【答申案】

26

3. 2. 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方

NTT東西が開示すべき情報の種別について、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成 23 年 12 月 20 日)は、接続事業者からの要望を踏まえ、接続事業者による加入光ファイバの利用の円滑化を図ることにより公正競争環境を一層整備する観点から、エリア展開情報や<u>光配線区画</u>情報の開示の在り方を見直し、情報開示告示を改正するなど所要の措置を講ずることが必要と答申した。

この答申を踏まえ、総務省では、平成24年10月に情報開示告示を改正し、**光配線区画**についてNTT東西が他事業者に対し開示すべき情報として、収容局ごとの**光配線区画**数や**光配線区画**ごとの外縁に位置する電柱等設備の座標情報等を追加し、現在に至っている。情報開示告示の改正の趣旨は、ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、接続事業者による加入光ファイバの利用の円滑化を図ることであり、開示される情報が正確であることが前提となっていることは明らかである。

したがって、まずは、NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ (シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的 な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。なお、光配線区画情報の提供は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に共通する基本的なものであるから、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適当である。

また、総務省においては、NTT東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による<u>光配線区画</u>の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている<u>光配線区画</u>の住所情報等に加えて、<u>光配線区画</u>内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。

【意見】

《提言3》 第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の設備利用効率の向上に欠かせない可用範囲である光配線区画の拡大を『メタル回線の固定配線区画』と同等に進めるに伴うシステム費用負担は、移動体通信市場における第二種指定電気通信設備の設置者である MNO 側が用意している事を踏まえれば、NTT 東西殿のアクセス部門が実施される事が最も合理的である。但し、現状の先送りは、最終受益者が被るものであり、日々国益を損い続ける事を鑑みれば、総務省殿の平成 28 年度予算提出による『接続制度監視・流通促進システム』(IoT アプローチによる区画情報の把握、ならびに「8 収容の原則」と「光配線区画の範囲の特定に係る課題」の対応を含む)として、公共事業化する事も検討点とされる事。

1 芯当たりの光配線区画を拡大できる事は、「接続」側の借受事業者から見ても、借り受けた光配線区画あたりのコロケーション設備投資の効率性と収益性(総資産利益率:ROA=売上高利益率×総資本回転率)を高める事が期待できる為、それら光配線区画やコロケーションの貸出主である NTT 東西殿のアクセス部門の投資対効果(ROI=利益÷投資額)を高める事にも寄与するものである事から、民間市場の原則(例としては不動産業)から見れば、当然の所、NTT 東西殿のアクセス部門の純投資案件となるものであろう。

かつ移動体通信市場における電波網可用性向上や MVNO 施策(レイヤー2 接続や SIM ロック解除)の制度変更に対する設備更新は、第二種指定電気通信設備の所有者である MNO 側が実施している事を鑑みれば、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の光配線区画変更に伴うシステム費用負担は、NTT 東西殿のアクセス部門が実施される事が最も合理的と考えられる。

但し、1 芯あたりの収容数の少なさが要因となる損害は、借受事業者ではなく、最終受益者が被るものであり、その解決が遅延したり、 <u>先送りされる事は、日々国益を損い続ける事に他ならない。</u>かつ 1 芯あたりの光配線区画の拡大は、同時に最終受益者である、個人・法 人・官公需のいずれの利用形態における貸出価格の低廉化に寄与する、と考えられる。

また、競争評価アドバイザリーボード(平成26年度)の第4回(平成27年6月19日)議事概要の中における、

「舟田座長代理:また、資料4-1の30ページでは、サービス卸に係る手続等の課題が言及されているが、今回のサービス卸では、NTT東西の提供するシステムによって卸市場全体が作られるという意味合いがあり、FTTHサービスの卸市場としてうまく機能しているかという問題である。小売事業者が円滑に事業を展開できるかということは重要であり、NTT東西の社内問題というよりは、一種の公的な事業性を持ったものだということを総務省としてもきちんと認識いただきたい。」

という指摘に向き合い、かつ諮問理由に示される、

「ICTの普及・発展に大きく寄与する超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進のうち、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が設置する加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、「FTTHサービスが我が国の経済社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要」と指摘した上で、」

を踏まえて、如何にして、公平な競争環境を接続制度制定よって実効的に確立するか?が、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討結果として示される答申として求められるだろう。

よって、その解決を一刻も早く進める為には、総務省殿が、当該第一種指定電気通信設備に指定されている光配線区画変更ならびに区画内芯線の稼働状況である「区画情報」を見える化できる『接続制度監視・流通促進システム』(本答申(案)26 ページ 「第3章3.2 | 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方)を含む)として公共事業化とする事が検討点の1つとなり得る、と考えられ、同時に本答申(案)25 ページ 「3.1.「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方」においても触れられた、「8 収容」の課題対応を IoT アプローチにて監視する効果を見込めると考えるものである。

これは、平成27年7月22日に開催された、内閣府:経済財政諮問会議にて、平成28年度予算の概算要求基準の留意点に示された 各府庁省殿の歳出削減に対し、実質的に寄与する(あまねく通信費の削減に寄与する)と考えられると共に、「骨太方針、成長戦略等を踏まえた重要課題について、生産性向上とローカル・アベノミクスを加速させる政策効果の高い施策」になる、と考えられるからである。

なお、その場合においての税投入等の回収においては、

- 当該加入者光ファイバを利用する総契約者数で除した金額を、1 契約回線ごとから回収
- その回収方法としては、当該加入者光ファイバの新規利用時に初期費用として回収、ならびに現利用者からは光配線区画拡大によって削減される請求金額から相殺して回収

する事が考えられる。

(*仮に、導入の為の総事業費:40億円の場合、かつ2,000万契約回線数(戸建も集合住宅も含む)の場合は、1契約回線あたり200円の一時負担で済むものであり、その技術開発においては、「国立研究開発法人情報通信研究機構法の第四条、第十四条の八、九、十

一」に基づき、NICT:情報通信研究機構殿が担当する事が検討点となり得る。)

これは、接続制度における、IoT アプローチの導入可能性(エビデンスに基づく KPI 設定等)を意味するものであり、例えば英国の Ofcom が行っているコンポーネントアカウントによる接続会計制度を参考にする事で、より一層の公正競争環境と設備負担透明性を確保 し得る制度導入を目的とする事も、当事業の検討点の1つになり得る、と考えるものである。

第 13 回会議資料 平成 27 年 会議結果 経済財政諮問会議 内閣府

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0722/agenda.html 開催日時:平成27年7月22日(水曜日)17時10分~17時55分

資料2 平成28年度予算の全体像

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0722/shiryo 02.pdf 平成 27 年 7 月 22 日 経済財政諮問会議

2. 平成28年度予算の留意点

- (2) 歳出改革(公的サービスの産業化、インセンティブ改革、見える化等の公共サービスのイノベーション)への取組促進
- 経済財政諮問会議の下に設置する専門調査会(「経済・財政一体改革推進委員会」)及び財政当局、各府省の密接な 連携の下、政府を挙げて骨太方針に掲げる歳出改革に取り組む。
 - すべての分野の経費を対象とし、府省ごとに、幅広く歳出改革を進め、予算要求に反映する取組を促す。このため、専門調査会で設定するKPI、改革工程等の策定と並行し、各府省は、28 年度予算要求における歳出改革への取組及び改革効果の発現見込み(集中改革期間の各年度)を、予算編成プロセスの中で明らかにする。
 - その際、上記の歳出改革の取組に併せて予算要求が必要となる場合には、概算要求基準に基づき、期限後の要求・要望を可能にする。また、単年度のみならず複数年度での取組、関係府省間の連携が計画的に進められるようにする。
 - 一 <mark>頑張る府省とそうでない府省との間に差を設ける(インセンティブ措置)。2018年度の中間評価において取組が遅れていると判断される府省に対しては、その後、2020年度までの歳出改革を追加・加速させる仕組みとする。</mark>
- こうした歳出改革を通じて、ムダの排除、民間活用等を徹底することにより、公共サービスの質や水準を低下させること なく、また、新たなサービスを生み出すこと等を通じて、経済への下押し圧力を抑えつつ、歳出増加の抑制を実現する。
- (3) 政策効果の高い施策への重点化
 - <mark>骨太方針、成長戦略等を踏まえた重要課題について、生産性向上とローカル・アベノミクスを加速させる政策効果の高い施策に資源配分を集中する(ワイズスペンディング)</mark>。
- (5) 予算編成過程における見える化の徹底
- 28 年度予算編成過程から、各府省は、KPIやパフォーマンス指標を設定するとともに、エビデンスに基づき歳出改革の効果を明らかにする。また、地域間のバラツキ等についての「見える化」を徹底して進める。

国立研究開発法人情報通信研究機構法

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO162.html

最終改正: 平成二七年四月二四日法律第一五号

第四条(機構の目的) 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、情報の電磁的流通(総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号)第四条第六十三号 に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。)及 び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する 事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進 かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

第十四条 (業務の範囲) 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

<中略>

- 八 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。
- 九 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は<u>役務の提供の方式の改善により</u>新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 十 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。
- 十一 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。
- 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

電気通信事業における会計制度の在り方について

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/071011 1.html

2007年10月 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会

補論 英国の電気通信事業における会計制度

1. 電気通信事業における規制会計の枠組み

英国の規制会計の枠組みは、EUの電気通信規制パッケージ、それを国内法制化した2003年通信法、及び同法に基づき定められた Ofcom の告示(具体的には、34の Conditions と6の Directions)に基づき形成されている【資料1】。

<中略>

- 3 配賦関係
 - (1) レイヤー構造とコード体系

BTにおいては、GLコードという約8万のコードを用いて日々の取引等を会計帳簿に記録しており、これがBTの規制会

		計や財務会計を作成する際の最も基本となる費用等の把握単位となっている。これを前提に、規制会計を作成する際には、約8万のGLコードを約3万のF8コードに集約し、これにBT内の部門を表すOUCコードを組み合わせた約5.4万種類の「OUC-F8」を費用等の把握の基礎的な単位としており、この「OUC-F8」ごとの費用等が、コンポーネント等に費用等を配賦する際の出発点となっている。				
第3章 加入光フ ァイバに係る接続 制度の在り方	43	【答申案】				
		6. 加入光ファイバに係る <u>接続料</u> の <u>算定方法</u> に関する考え方 6. 1 当審議会における議論				
		本審議会における審議では、「 <u>接続料</u> の算定」のプロセスにおける上記の原則との関係について、加入光ファイバに係る費用の多くは設備量に応じて発生していると考えられ、そのことを考慮すれば利用芯線数に応じて費用負担する現行の <u>算定方法</u> は合理的との意見があった。一方、 <u>光配線区画</u> を巡る様々な課題が依然として解消されない状況等を踏まえ、「接続会計の処理」や「接続料の原価の算定」のプロセスは変えないまま、「接続料の算定」のプロセスについては、社会的経済的な合理性を確保する観点から、例えば、次のように見直すことが適当との意見もあった。				
		・ 接続事業者にとって <u>光配線区画</u> が小さ過ぎることが本質的な課題であるから、その環境下でも接続事業者が一定の競争力を有することができるようにするため、第二次答申を踏まえて接続事業者向けの <u>光配線区画</u> が実現されていた場合の <u>接続料</u> を試算して、試算結果を「あるべき <u>接続料</u> 水準」の目安として活用し、 <u>接続料</u> 原価の按分の方法を見直すこと				
		・ <u>光配線区画</u> を巡る様々な課題が依然として解消されない状況を踏まえ、区画の広さ(各事業者による区画内の獲得契約者数の多寡)に依存しにくい接続料体系を実現するとともに、電柱・土木設備の施設保全費等の配賦基準の見直しにより低収容の事業者が高収容を実現している事業者よりも1契約者当たり多くの費用負担となっている現状を改善する観点から、加入光ファイバに係る接続料原価を「利用芯線数比」で負担する原則を維持したまま、接続料原価のうち電柱・土木設備の施設保全費等については、「契約者数比」で負担するよう接続料の算定方法を見直すこと				
		・ <u>光配線区画</u> を巡る様々な課題が依然として解消されない状況を踏まえ、区画の広さ(各事業者による区画内の獲得契約者数の多寡)に依存しにくい接続料体系を実現するとともに、未利用芯線の有効活用を促す観点から、加入光ファイバに係る接続料原価を「利用芯線数比」で負担する原則を維持したまま、接続料原価のうち未利用芯線に係る費用については、「契約者数比」で負担するよう接続料の算定方法を見直すこと				
		【意見】				
		《提言4》 第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の設備利用効率の向上に欠かせない可用範囲である光配線区画の拡大を『メタル回線の固定配線区画』と同等に進めるインセンティブとして、「4.3.接続料原価を構成する個別費用の負担の見直し」で示された検討点が参考となる可能性があり、光配線区画が拡大されない場合であっても『生産的・合理的な努力の結果としての適切な受益者負担』を実現する為に、芯線ベースから契約者ベースへの切替導入、および第二次答申で見送られた分岐単位接続料の導入を、期限を設定して実施される事で、我が国のあまねく最				

終受益者への提供価格の低廉化と、その必要原価の低廉化を図られる事。

接続料原価を構成する個別費用の負担とは、結局のところ、それを利用する(=利用契約を結ぶ)最終受益者が負うもの(=接続料原価とは、契約料金に転嫁されるもの)であり、借受事業者自身が最終受益者にならない限り、借受事業者が負うものにはならない。これは、シェアドアクセス方式が、加入者回線として調達されるものであるから、民需(一般家庭や事務所・店舗)、ならびに官公需の最終受益者が負う事を意味する、と理解されるものである。

この事から、まず以って、我々が費用の在り方を考えるにおいては、決して「**貸出事業者 V.S 借受事業者」**という構図で見てはならず、適切な消費者負担、産業負担、官公需負担をお願いする為に、生産的・合理的な事業者側努力をできるようにするか?をテーマに据える必要があると考える。

また、下記試算表から分かる通り、芯線ベースでの負担を取る限り、1 芯線当たりの平均収容数が少ない程、その 1 契約者当たりの個別費用の負担率が高くなってしまう。

<本意見者試算> 1 芯当たりの平均収容数における、最終受益者 1 回線当たりの個別費用負担率									
平均収容数	現状 1 区画	2 区画 統合	3 区画 統合	4 区画 統合	5 区画 統合	6 区画 統合	7 区画 統合	8 区画 統合	
1	100.0%								
2	50.0%	50.0%							
3	33.3%	33.3%	33.3%						
4	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%					
5	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%				
6	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%			
7	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%		
8	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	

この事から、KDDI 殿、ソフトバンク殿、DSL 事業者殿から、契約者数を踏まえた個別費用の負担の見直し意見が提出された理由を推測すれば、「接続」によって借受する芯線から発生する、最終受益者(民需・官公需の契約者)が負わざるを得ないこの個別費用の負担を請求するにおいて、現状の光配線区画における 1 芯あたりの契約数が平均 4 以下(平均 50%以下)を大きく下回っている事が背景にある、と考えられ、NTT 東西殿の営業部門による 1 契約者当たりの個別費用と比べて、負担率(および絶対負担額)が高くなっている事が推測される。これは、NTT 東西殿の営業部門の実績平均 3.5 の場合、かつそれ以外の事業者の実績平均を 1.5 と仮定した場合、現状 1 区画における 1 芯あたりの個別費用負担率は、「3.5=29%:1.5=75%」であり、この場合における、上位借受事業者と下位借受事業者の負担率の格差は 2.58 倍(=75%÷29%)である事が推測されるからである。

そして、全国シェアという単位でのマクロ的な競争条件ではなく、<u>地域系事業者なども存在する光配線区画単位や芯線単位であるミクロ的な競争条件において、その個別費用の負担率(=1契約回線当たりの実効負担額)は、NTT東西殿の営業部門が最も少ない状況である事は、公平性を棄損していると考えるものである。</u>

一方、仮に契約者数をベースに等配分すれば、1 芯あたりの契約者が 1 であっても 8 であってもいずれでも良い為、1 芯内の分岐数分 の契約を増やさぬとも良い、という判断が浮かぶのも否定できない事実であり、これはNTT東西殿の営業部門がそうした考えを持つ可能 性もある、と考えられる。 つまり、1 芯の契約数が 8 に近付く程、芯線ベースの方が総コストが合理的なのは確かであり、これは「自己敷設」側(貸出側)・「接続」 側(借受側)双方の CAPEX & OPEX の効率化に加えて、NTT 東西殿のアクセス部門の意見である、「モラルハザード的な利用」を防ぐ 事にも寄与する、とも考えられる。 この事から、仮に6区画統合が実現した場合の試算を上記試算表から引用すると、1芯あたり収容数が平均6(収容率75%)ならば、1 芯あたりの個別費用負担率は 16.7%になり、また収容最大数である平均 8 ならば 12.5%になる。 これにより、平均 6 が達成できれば、平均 3.5 の場合から見れば、0.58 倍の個別負担率(=16.7%÷29%)になり、平均 1.5 の場合か ら見れば、0.22 倍の個別負担率(=16.7%÷75%)を達成できる事が分かる。 また、平均 8=12.5%: 平均 6=16.7%であり、この場合における上位借受事業者と下位借受事業者の負担率の格差は 1.33 倍(= 16.7% ÷ 12.5%) (現状推測値 2.58 倍の 51.5%相当)に収まる事となる。 そして、平成24年(2011年)においては、 |第二次答申(情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申(平成 24 年 3 月 29 日))では、光配線区画の見直しを進めることにより、「FTT H市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図ることが期待される」ことから、「分岐単位接続料設定の適否 に係る諮問への対応としては、依然として様々な解決すべき課題がある、1)OSU共用(NTT東西と接続事業者間での共用)、2)OSU専 用、3)OSU共用(接続事業者間で共用し分岐単位接続料を設定)といった方策を講じるのではなく、NTT東西の配線区画の拡大及びそ |の補完的措置としてのエントリーメニューといった早期に導入可能な方策を講じることが適当」とされ、分岐単位接続料の導入は見送られ ≥。(第2章 第二次答申を踏まえた取組とその後の環境変化 1.情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申の概要 13ページ) 事を踏まれば、その光配線区画の拡大が実現できなかった場合の代替策が用意されていなかった事が、その 3 年後となる平成 27 年 (2014年)における総務大臣からの諮問書:第 1220号に示された諮問理由において**【 事業者間の競争を促進すること**によってFTTHサ ービスの更なる高度化·多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要 】と指摘されるに至った、とも言えるだろう。 以上を踏まえると、NTT 東西殿のアクセス部門の意見である、芯線単位の維持が 1 芯当たり契約者増が実現される事で借受事業者 層から支持される様、光配線区画を『メタル回線の固定配線区画』と同等である、あまねく事業者殿の 1 芯あたり収容数を平均 6 以上(収 容率 75%以上)にする事を NTT 東西殿のアクセス部門のインセンティブとして設定する事で、その実現を図ると共に、仮に 1 芯当たり契 約者増が働かない場合であっても、**『生産的・合理的な努力の結果としての適切な受益者負担』**を実現する為に、芯線ベースから契 約者ベースに切り替える事を期限を設定して実施する事で、我が国のあまねく最終受益者への提供価格の低廉化と、その必要原価の低 廉化を図られる事を提言する。 6. 加入光ファイ 45 6. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法に関する考え方 パに係る接続料の 6. 2. 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置 算定方法に関する

考え方

戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、上記4や上記5で事業者等やNTT東西自身も提案したように、この提供形態が利用される際の接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要であり、接続事業者に対する加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる。NTT東西が当審議会におけるヒアリングの中で提案した償却方法の定額法への見直しについては、財務会計等の観点からの企業の自主的な取組と位置付けられるものの、これが実施されれば、少なくとも当面は、加入光ファイバに係る接続料全体が低廉化する効果を持つと考えられ、平成28年度から実施した場合には企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」の取組に関する効果と併せて「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では2019(平成31)年度には主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み」とNTT東西自身が表明したように相当の接続料の低廉化が期待できるものである。

一方、本審議会における審議では、上記6.1で述べたように、<u>光配線区画</u>を巡る様々な課題が存在する状況において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、未利用芯線に係る費用や電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」に見直すこと等の方法により接続料体系を見直すことも一案との意見もあった。また、この点について、接続料全体の低廉化を図ることよりも、接続料体系の見直しにより低収容の事業者にとっての競争環境を改善することが適切との意見もあった。

しかし、NTT東西による上記の取組と併せて接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられる。その場合、ケイ・オプティコムが意見を示したように競争環境が劇的に変化し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、急激な接続料水準の低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。

このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」44といった取組について、平成 28 年度以降の<u>接続料</u>の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた<u>接続料</u>の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証することが<u>適当である</u>。 44 NTT東西によれば、分岐端末回線の<u>接続料は</u>は+70~100 円程度、主端末回線の<u>接続料は</u> ▲ 200~300 円程度

また、<u>接続料</u>の低廉化をより確実なものとするため、<u>接続料</u>水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の<u>接続料</u>を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な<u>算定方法</u>の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。

【意見】

《提言5》 例え現単位下の光配線区画でも、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網である事を踏まえれば、その設備利用効率の向上に欠かせない収用効率向上を図る為には、最終受益者が、直接アクセス回線を契約できるメニューとして、『NTT 東西殿のアクセス部門が提供する、アンバンドルされたアクセス回線の B2C 直販』をFT T H市場における新たな競争形態として用意する事で、移動体通信市場における「SIM ロック解除」、「年限縛り緩和」に相当する固定回線施策の実現をご検討される事。また総務省殿や地方公共団体殿が ONU 共用におけるコンソーシアム方式(二共同調達)の実施主体として、その光配線区画毎の必要に応じて、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく予算措置を含めて参画する事で、特にルーラル地域における通信環境と公設 CATV の配信手段の確保をご検討される事。(* 現

状のフレッツ光(「サービス卸」を含む)を用いる場合での IPTV サービスは、「フレッツ・テレビ(NTT 東西殿)」と「ひかり TV (NTT ぷらら殿)」しか選択できない)

現状の固定通信に用意される一般利用者向け料金メニューは、アクセス回線と基本料金がセットになっているものであり、ここにおいて 最終受益者である一般利用者の選択性は、アクセスサービスの提供電気通信事業者を選ぶ形となっており、このアクセス回線部分に係 る初期費用(工事費等)や月額費用(回線利用料等)は、アクセスサービスの提供電気通信事業者から請求されて支払う形となっている。

しかしながら、このアクセス回線部分に係る初期費用(工事費)や月額費用(回線利用料)は、「自己敷設」「接続」「卸役務」のいずれにおいても、そのアクセス回線を敷設・維持する登録/届出電気通信事業者(旧第一種電気通信事業者)の費用回収や売上計上に必要とされているのであり、必ずしも「B2B2C」の形で、その費用回収や売上計上を行わなくても良いと考えられ、かつここにおける事務手数料などの間接費や、アクセスサービスの契約変更に伴う撤去費+再工事費等が削減される事で、一般利用者の負担が軽減される可能性がある。

そして、最終受益者の負担軽減にフォーカスをあてると、移動体通信市場においては、各レイヤーにおける利用者自由度を確保する為に、「SIM ロック解除」、「年限縛り緩和」を伴う MVNO 施策の導入により、料金メニューに多様さが生まれた事に注目されるべきである。

これにより、例えば、Apple 社の SIM フリーiPhone を有すれば、いずれの MNO でもいずれの MVNO でも契約(SIM 登録、もしくは SIM 差し替え)が可能となり、かつその契約メニューとして、500 円 \sim 10,000 円といった多様な料金体系(各 MNO や MVNO から提供される、速度やデータ容量の組み合わせ)や契約期間(プリペイドを含まない月額更新型の場合でも、1 か月 \sim 2 年程度)からの市場選択性 を有するに至っている。

今後、MVNO事業者が、設備であるHLR/HSS(顧客情報管理データベース)を独自所有できるようになれば、SIM 発行(リアルタイムでの MNP 切替作業含む)や通話機能(ビル&キープ方式を含む)を自主的に提供できるようになる事で、現状の「卸役務」から「相互接続(レイヤー2 接続)」へと、その競争参入や切磋琢磨の道が切り拓かれると期待されている。

また、「接続」を希望する借受事業者殿の意見を見ると、NTT東西殿のアクセス部門が整備された、光配線法であるGE-PONを、正当的に用いたいのであり、かつ営業部門殿の用意されるフレッツ光(NGN)をアンバンドルした状態で用いたい事が伺える。つまり、借受事業者殿に相当するのは、NTT東西殿の営業部門も含まれるのであり、最終受益者から見ても、その借受事業者殿に多様性を有せる事が、この固定通信市場における料金体系や契約期間を含めての市場選択性確保に必要な事が伺える。

以上を踏まえると、最終受益者が、直接アクセス回線を契約できるメニューとして、NTT 東西殿のアクセス部門が提供する「アンバンドルされたアクセス回線の B2C 直販」を用意する事で、移動体通信市場における「SIM ロック解除」、「年限縛り緩和」に相当する固定回線施策の実現を検討される事が、光配線区画が拡大されない場合においても、求められると考えられると共に、この「B2C 直販」は、OSU共用「「GC接続類似機能」「OSU共用」「ファイバシェアリング」「コンソ―シアム方式」等)における、NTT 東西殿のアクセス部門による接続約款に基づくオープンな提供メニューとし、芯線当たりの収用効率性向上の実現を図る事が検討点になり得ると提言する。

これは、競争評価アドバリザリーボード(2014 年度第 4 回:平成 27 年(2015 年)6 月 19 日)においては、以下の通りの「サービス卸に係る課題等」が議題として挙げられているが、NTT 東西殿がなされた説明や主張とは異なる指摘が卸先事業者殿からの意見として挙げられており、その中でも注目すべき点は、料金面で既存サービスと差が付けられず収益性も低い事から、競争できないという意見が多いことであり、船田座長代理による、

小売事業者が円滑に事業を展開できるかということは重要であり、NTT 東西の社内問題というよりは、一種の公的な事業性を持ったものだということを総務省としてもきちんと認識いただきたい

という指摘がある事からも、この NTT 東西殿のアクセス部門が提供する「アンバンドルされたアクセス回線の B2C 直販」を用いて、中継回線部分や ISP 部分におけるサービス競争の参入性を用意する事を可能にする、という意味において検討点になり得る、と提言するものである。

競争評価アドバイザリーボード(平成26年度)

http://www.soumu.go.jp/main sosiki/joho tsusin/policyreports/chousa/advisory board/index 2014.html 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

競争評価アドバイザリーボード(2014年度)第4回議事概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000367723.pdf

日時: 平成 27 年 6 月 19 日(金)

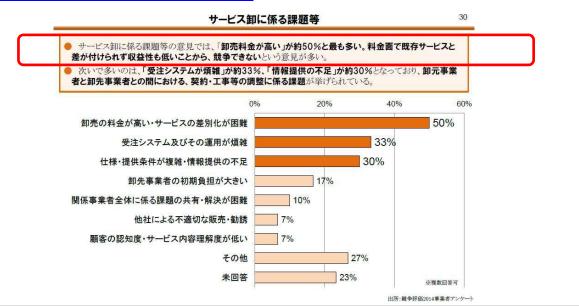
<部分抜粋>

1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向

(富岡室長から資料4-1に沿って説明。質疑の概要は以下のとおり。)

資料 4-1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向

http://www.soumu.go.jp/main_content/000364694.pdf



舟田座長代理: また、資料4−1の 30 ページでは、サービス卸に係る手続等の課題が言及されているが、<mark>今回のサービス卸では、NTT 東西の提供するシステムによって卸市場全体が作られるという意味合いがあり、FTTH サービスの卸市場としてうまく機能しているかという問題である。<mark>小売事業者が円滑に事業を展開できるかということは重要であり、<u>NTT 東西の社内問題というよりは、一種の公的な事業性を持ったものだ</u>ということを総務省としてもきちんと認識いただきたい。</mark></mark>

事務局: 御指摘の点については配意してまいりたい。なお、業界団体の(一社)テレコムサービス協会において、卸元である NTT 東西と卸先である主要事業者との間で課題を共有し議論する場として FVNO 委員会が設置されたところであり、まずは そのような場で事業者間の話合いがどう進むかを見ていく必要があると考えている。

なお、その「NTT 東西殿のアクセス部門が提供する「アンバンドルされたアクセス回線の B2C 直販」が用意された場合においての、実際のサービス利用においては、アクセスサービスの多様性に加えて、4K8K スーパーハイビジョンの受信選択性が図られると考えられる。これは特に公営 CATV が抱える設備更改コスト、および FTTH サービス上における IPTV の受信選択性から除外されない事への視点を忘れてはならない事を意味する。

なぜならば、現状の NTT 東西殿のフレッツ光を用いる場合での IPTV サービスは、「フレッツ・テレビ(NTT 東西殿)」と「ひかり TV (NTT ぷらら殿)」しか選択できず、「サービス卸」は、NTT グループへの囲い込み手段(および他社除外手段)になってしまう恐れがあるからである。

NTT 東日本 フレッツ・テレビ https://flets.com/ftv/
NTT 西日本 フレッツ・テレビ https://flets-w.com/ftv/
ひかりTV http://www.hikaritv.net/

また、日本ケーブルテレビ連盟殿からは、設備構築を主要施策としつつ、投資が嵩む事から、加入光ファイバの「接続」の利用を今後検討される事を示されている。そしてその理由として、「(「NTT サービス卸利用」の場合は、)自社による放送サービス提供が困難であり、ケーブルテレビの独自性が発揮できないと説明されており、現状の「サービス卸」では、CATV 事業の根幹を担えない事が伺える。

これは、本意見者の個人的な想いとしても、非常に懸念する内容である。

なぜならば、ケーブルテレビ事業者殿に真に求められる事とは、地域住民の絆を結ったり、地域の魅力を国内外に発信したり、防災・減災に備えたりする事に寄与する「番組作り」であり、他の誰でもない、ケーブルテレビ事業者殿にしか出来ない事だ、と思うからである。

旅行等の機会にて、その地域地域の特色を拝見させて頂くと、地域の文化、地域の誇り、住民同士の支え合いに心を打たれる。その何気ない日常が地域地域の原動力となり、自然災害などに遭ったとしても助け合い得る、相互信頼性を育んでくれている、とも感じられる。

また、NTT 東西殿を含む全国系通信事業者は、固定網・無線網を整備しても、本業として地域の為のコンテンツを作る事はない。そうした番組作りに必要な、4K8Kスーパーハイビジョン対応の TV カメラやマイク、編集機材、そして人々を想う従業員の待遇が、ケーブルテレビ事業者に必要不可欠な投資だ、と思うからである。

そして、その番組配信(=自社による放送サービスの提供)に必要不可欠な伝送手段の選択肢として、自社網整備か?他社網活用か?の経営自由度を有せる事で、ケーブルテレビ事業者に真に求められる責務と経営意志に戦略を集中できる事が望まれている、と思っているからである。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第24回)配布資料・議事概要 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/setsuzoku_seisaku/02kiban03_03000218.html 平成 27 年 3 月 19 日(木) 資料 7 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料 http://www.soumu.go.jp/main_content/000348516.pdf FTTHサービス提供に係る評価 設備投資インセンティブを削がないような接続条件を前提として、 前提 設備競争を促進する制度のあり方を担保してほしい。 (O:メリット ×:デメリット) FTTH設備の構築 加入光ファイバ接続利用 NTTサービス卸利用 ○設備競争とサービス競争の両輪で ○自社で放送サービスを提供できる ○通信サービスに特化すれば 競争環境に対応できる ため、引き続き自社による 一時的にユーザニーズに応える トリプルサービス提供が可能 ことが可能 ×料金やサービスの設定に制限 ×投資が嵩む ×ビジネスプラン検討に際して 接続料が大幅かつ急激に変動する ×自社による放送サービス提供が 困難であり、ケーブルテレビの ことは好ましくない 独自性が発揮できない 主要施策として 現状、利用事業者は些少 -部事業者にて利用開始 ビジネスプラン検討 今後の検討アイテム 今後の検討アイテム 現状では提供事業者が些少であるが、「加入光ファイバ接続」 方向性 利用の選択肢も残しておきたい (එල්ල්)

その意味においては、現単位の光配線区画のままであっても、また収容効率性が確保された接続メニューが用意されない場合であっても、FTTH サービスにおける多様性を、『アクセス回線の共同調達』によって確保し、その上で、地域地域の実情応じて環境の整備が図られ、都区部でも地方の中山間部や島しょ部でも我が国の公共の福祉が実現する姿を目指す、という事も検討点になり得るだろう。これはもちろん接続制度改正のみで達成される事では無く、我々がその『提供者としての事業機会』・『利用者としての入手機会』を得る事を通じて、社会に参加する事ではじめて実現するものである、という事を、皆様方にもご同意頂ける事と存じ上げる。

これは、**高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT 基本法)**に示される通り、「インターネットその他の高度情報通信ネットワーク」については、「民間が主導的な役割を担うことを原則とし、」つつ、「国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。」とある事からも、その整備された設備において、当該地域・地区における光配線区画の狭さや、分岐内収容率の低さを要因とする、高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消の手段や施策として、この OSU 共用が果たし得る潜在的可能性がある事を示唆させるものである。

何よりも、地域地域の活躍においては、地域に法人登記し、地域で雇用を生み出す法人が活躍すると同様に、地方公共団体殿の税収確保も欠かせない視点となる。地域に法人登記するからこそ、法人税や住民税、消費税がその地域で計上されるのであり、それは、その地域で発生する通信売上から得られるべき税収が、その地域に還流してこそ、地域の活躍への好循環に働き掛けられるからである。

そして、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)は、以下の施策を通じて、地域の活力を高めようとしている。

閣議決定 「世界最先端 IT 国家創造宣言」の変更について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20150630/siryou1.pdf

平成 27 年 6 月 30 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)

II. 目指すべき社会・姿

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境を構築することで、人口減少に歯止めをかけ、多様な地域社会を形成していくとともに、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、将来にわたって「活力ある日本社会」を実現する。

具体的には、地方創生IT 利活用促進プラン(2015年6月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 総合戦略本部)決定)に基づき、地方公共団体等の IT 利活用促進のための情報共有基盤整備、地方公共団体等に対する人材・産業活性化支援等を推進する。また、起業家精神の創発とベンチャー・中小企業を含むオープンイノベーションを推進するとともに、雇用形態の多様化及びワーク・ライフ・バランスの実現の推進並びに地方公共団体が保有する行政システムに関するスリム化支援を実施する。

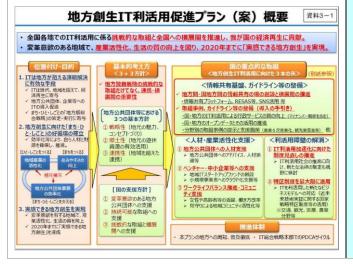
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第68回)議事次第

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai68/gijisidai.html

平成27年6月30日(火)総理大臣官邸4階大会議室

資料3-1:地方創生 IT 利活用促進プラン(案)概要

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai68/siryou3-1.pdf



*「世界最先端 IT 国家創造宣言」 I.基本理念

2.「真の豊かさ」の追求を通じた、

世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルの構築

(2) 社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現

ここで追求すべき「豊かさ」とは、IT 利活用により効率性の向上のみを求めることによって得られるような物質的・経済的な豊かさではない。積極的かつ果敢に IT を利活用することにより、新たなサービスの創出等を通じた経済成長、女性や高齢者を含む雇用創出に加え、安全・安心・公平で、便利かつ豊かさを実感できる社会を構築することによって、国民一人一人が、彩りのある日々の生活を前向きに生きることを後押しするような「真の豊かさ」であり、このような社会を実現することが、我が国が切り開くべき未来である。

資料3-2:地方創生 IT 利活用促進プラン(案)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai68/siryou3-2.pdf

1. はじめに

我が国では、人口減少局面に入り、それが地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高まっているところ、政府は、『まち・ひと・しごと創生法』(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)を策定した。

当該総合戦略では、負のスパイラルを断ち切るため、地方に「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」につながる社会環境づくりを急務とし、各種政策パッケージ等を取りまとめている。これを受けて、地方公共団体は平成 27 年度中に『地方版総合戦略』を策定することとしている。

このような中で、『地方版総合戦略』の円滑な策定・実行にあたり、情報通信技術(IT)の最大限の活用方法が模索されることが考えられることから、地方公共団体や企業(以下、「地方公共団体等」という)において IT を活かした取組の実際の導入を促進し、その効果を高めることで、『地方版総合戦略』の策定・実行を支援することを目的としたプランを検討するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下、「IT 総合戦略本部」という)の下に地方創生 IT 利活用推進会議(以下、「推進会議」という)が設置された(平成 27 年1月 23 日)。

推進会議においては、ITが地理的・時間的な制約を解消し得る手段であり、<mark>適切に利活用することで大きな付加価値を生み</mark> 出すものであることを前提に、地方公共団体等が抱える課題解消方策を検討した。

<中略>

(3) 本プランの位置付け

本プランは、上述目標を達成するために、世界最先端 IT 国家創造宣言(以下、「創造宣言」という)の中に位置付けるとともに、国の重点的な取組については、創造宣言工程表に新たな項目を起こして記述する。また、本プランの策定については、「まち・ひと・しごと総合戦略 アクションプラン」に位置付けられており、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」や近未来技術実証に関する国家戦略特区等に係る各施策など、地方創生に資する各施策と連携を図ることとする。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、現状の IT 利活用において、地域の通信・放送環境の整備を推進することが必要という指摘も含めて、以下の課題を挙げている。

まち・ひと・しごと創生本部 - 関係法令・閣議決定等

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/20141227siryou5.pdf

- Ⅲ. 今後の施策の方向
- 2. 政策パッケージ

(1)地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(オ)ICT 等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域の活性化を図っていく上で、ICT が有効なツールとなる。ICT の活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決に ICT を活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このためには、有線・無線のブロードバンドの整備とその利活用の推進が不可欠であるが、ブロードバンドが未整備の 地域や、ブロードバンドが整備されているがその利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進する。さらに、地域においても、このような ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進することが必要である。

さらに、地域の産業基盤の強化に資するよう、異常気象や気候変動に関するデータの利活用を進める仕組みを構築する。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー(2020 年目標):全労働者数の10%以上(2013 年度4.5%)また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す
- テレワーク導入企業数(2020 年目標):2012 年度比3倍(2012 年度 11.5%)
- 放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010 年度(66.3 億円)の3倍超に増加

その意味において、今までは IRU 方式によって設備導入を図ってきた次の STEP として、都区部ベースで考えられたサービスではなく、地域地域の実情に沿ったサービス、地域地域の要望に応じたサービスが展開されるよう、かつそのサービス展開に地域地域の事業者が活躍し、人と人の繋がりや、信頼関係によって駆動されるもの(クレーム対応や災害時の故障復旧を含む)になるよう、加入光ファイバ回線の可能性を図れる事が望ましいだろう。教育におけるICT 化による学校内ネット環境の不具合や故障にも、即座に駆け付けられる事が求められるだろう。医療面やテレワーク面、Wi-Fi スポットにも当てはまるだろう。そうした体制がある事が、安心や信頼を育むだろう。

この事から、そうした地域の発展に貢献したい、という意志を持つ者が、官民問わず、力を合わせる事が出来る『機会創造』の場として、この ONU 共用におけるコンソーシアム方式の実施主体となる可能性がある事も、我々が接続制度の在り方を検討する視点で見落としてはならない、と考えるものである。

よって、ONU 共用におけるコンソーシアム方式の実施主体として、「まち・ひと・しごと創生法」(および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」)や「地方のポテンシャルを引き出すテレワークや Wi-Fi 等の活用に関する研究会」「クラウド等を活用した地域 ICT 投資の促進に関する検討会」などに基づき、総務省殿や地方公共団体殿が予算措置を含めて参画する事で、特に中山間地や離島を含むルーラル地域における通信環境と公設 CATV の配信手段の確保をご検討される事が望ましい、と考える。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO144.html

(平成十二年十二月六日法律第百四十四号) 最終改正:平成二六年一一月一二日法律第一〇四号

第二条(定義) この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク を通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

第六条(活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上) 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

第七条(国及び地方公共団体と民間との役割分担) 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。

まち・ひと・しごと創生法

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H26/H26HO136.html

(平成二十六年十一月二十八日法律第百三十六号)

第一条(目的) この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

第二条(基本理念)まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に 応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。

- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、<mark>地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ</mark>変 果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう多めること。

第三条(国の責務) 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

第四条(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「地方のポテンシャルを引き出すテレワークや Wi-Fi 等の活用に関する研究会 報告書」の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_03000206.html

平成 27 年 5 月 12 日 総務省情報流通行政局

報告書 本体

http://www.soumu.go.jp/main_content/000359008.pdf

はじめに

ローカル・アベノミクスを成功に導き、その成果を日本の隅々まで行き渡らせるためには、地方で働き、学び、安心して暮らせる環境をICTの利活用によって実現し、地方への人の流れを生みだすことによって、元気で豊かな地方を創生することが重要である。このような環境を実現するためには、全ての地域でICTの恩恵を受けられるよう光ファイバ等の情報通信基盤を山間地等でも格差なく整備した上で、テレワークを活用して都市から地方への人や仕事の流れを創り出し、地方への移住・定住の動きを高めるとともに、Wi-Fi 整備により地方の魅力や埋もれた観光資源を積極的に国内外へ発信することを通じて、地方への訪問者を増やしていくことが効果的である。

クラウド等を活用した地域 ICT 投資の促進に関する検討会

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/cloud-utilization/index.html

資料1 クラウド等を活用したICT投資の促進に関する検討会 開催要綱(案)

http://www.soumu.go.jp/main content/000337304.pdf

第1回(平成27年1月26日)総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課

1 目的

「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などにおいても指摘されているように、地域の活性化は、我が国における最重要課題である。

ICTは、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とすることによって 官民のサービスをはじめとする地域のサービス水準の維持・向上、<mark>地域の産業や小規模・個人事業者の収益性・生産性向上</mark> 及びイノベーションの創出に有効な手段であり、更なる利活用の推進が期待されている。

一方で、我が国では全国的に超高速ブロードバンド環境の整備が進み、ネットワークを通じたアプリケーションサービスやクラウドサービスが至る所で利用可能となっており、これらを用いたICTの利活用の推進、ICT投資の促進を図ることが重要と考える。

以上を踏まえ、本検討会は、地域の活性化を図るためICT投資の一層の促進を図るための具体策の検討を目的とする。

第3章 加入光ファイバに係る接続 制度の在り方

46 【答申案】

6. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法に関する考え方

6.3.「サービス卸」の卸料金との関係

上記1で述べたように、FTTH市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのバランスが適切に保たれることによりFTTH市場全体の需要増につながることが重要である。

「自己設置」「接続」「卸役務」の適切なバランスを確保する観点からは、電気通信事業者が「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から選択を行う際に、接続料と「サービス卸」の卸料金の水準を参照した上で選択することになると考えられることから、総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当である。

また、電気通信事業者が「接続」型の提供形態と「卸役務」型の提供形態とを併用する場合に、当該事業者が「卸役務」型の提供形態による役務から「接続」型の提供形態による役務へと利用者を移転することを、NTT東西が不当に制限することがないようサービス卸ガイドラインを踏まえた対応45がなされることも必要である。

45 サービス卸ガイドラインでは、「特定<mark>卸役務</mark>の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定<mark>卸役務</mark>を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定**卸役務**を利用しない他の

役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること」を**電気通信事業法**上問題となり得る行為としている。

【意見】

《提言6》 例え現単位下の光配線区画でも、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網である事を踏まえれば、「サービス卸」を提供する場合においても【光アクセス回線に付加価値を加えることで新たなイノベーションを創造する競争へと転換】させる為には、同じく第一種指定電気通信設備に指定されているメタル回線を用いた DSL では可能な「MDF 接続相当」、もしくは WDM:光多重方式を用いる事での「周波数チャンネル分割」で、【事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図る事】も、『競争評価アドバリザリーボードからの指摘』や『NGN のオープン化の観点』から今後の検討点の1つになり得ると考えられると共に、議事録概要に示された多重化や多分岐化に備えて(例として、NG-PON2(ITU-T 規格 G.989)は、8多重 256 分岐が可能な事であり、モバイルネットワークも同時運用可能な事)、かつ 2020 東京オリンピック・パラリンピックにおける 5G 展開やデジタルサイネージ配信、MVNO 事業者のレイヤー2 接続用途も鑑み、「光主配線盤(FTM: Fiber Termination Module)の開放性担保」や「WDM 装置の開放性担保」を『電気通信事業法:第33条(第一種指定電気通信設備との接続)』に基づき、制度上明文化への着手が肝要と考えられる事。(* 例として、フレッツ 光ライトの契約回線(基本料金 2,300 円/月(NTT 西日本殿の「光ライト割」適用の場合))にて、従量制の NGN をバイパス可能な接続サービスや、映像配信サービスの提供を可能とする事)(** *現状のフレッツ光(「サービス卸」を含む)を用いる場合での IPTV サービスは、「フレッツ・テレビ(NTT 東西殿)」と「ひかり TV(NTT ぷらら殿)」しか選択できない)

総務大臣からの諮問書:第 1220 号に示された諮問理由には<u>【事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度</u> <u>化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要</u>」と指摘されている。

その前提条件において、NTT 東西殿は、加入光ファイバの拡大策として、サービス卸について、以下の説明と主張を行われている。

● 当審議会で開催した事業者等ヒアリングでは、NTT東西から、「光サービスの普及拡大には、光回線の単純なスイッチング競争から、光アクセス回線に付加価値を加えることで新たなイノベーションを創造する競争へと転換していくことが必要」であり、平成27年2月に提供を開始した「サービス卸」を利用している事業者は104社となっており、「触媒役として、イノベーションを促進し、新たな需要創造に貢献していく考え」である旨が示された。その上で、従来からの設備競争や公平な接続による競争を確保するとともに、「サービス卸」を促進していくために「光のトータルコストを削減していくことが重要」であり、「光のコスト削減に引き続き取り組んでいく考え」である旨が示された。 (第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方5.NTT東西の意見① ヒアリングにおけるNTT東西による提案の概要40ページ)

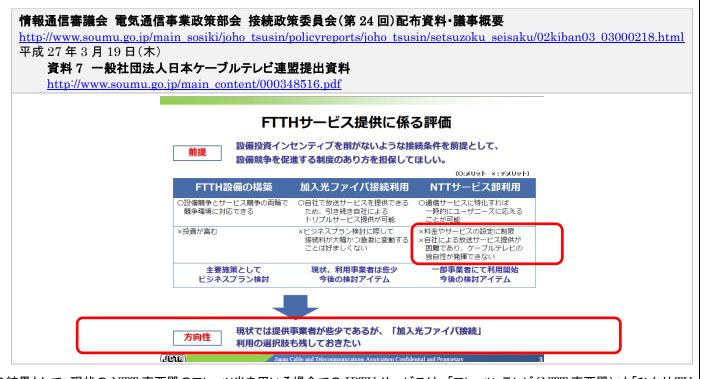
しかしながら、競争評価アドバリザリーボード(2014年度第4回:平成27年(2015年)6月19日)においては、以下の通りの「サービス卸に係る課題等」が議題として挙げられており、NTT 東西殿がなされた説明や主張とは異なる指摘が卸先事業者殿からの意見として挙げられており、その中でも注目すべき点は、料金面で既存サービスと差が付けられず収益性も低い事から、競争できないという意見が多いことであり、船田座長代理による、

小売事業者が円滑に事業を展開できるかということは重要であり、NTT 東西の社内問題というよりは、一種の公的な事業性を持ったも のだということを総務省としてもきちんと認識いただきたい という指摘である。 競争評価アドバイザリーボード(平成26年度) http://www.soumu.go.jp/main sosiki/joho tsusin/policyreports/chousa/advisory board/index 2014.html 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 競争評価アドバイザリーボード(2014年度)第4回議事概要 http://www.soumu.go.ip/main_content/000367723.pdf 日時: 平成 27 年 6 月 19 日(金) <部分抜粋> 1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向 (富岡室長から資料4-1に沿って説明。質疑の概要は以下のとおり。) 資料 4-1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向 http://www.soumu.go.jp/main content/000364694.pdf サービス卸に係る課題等 30 ● サービス卸に係る課題等の意見では、「卸売料金が高い」が約50%と最も多い。料金面で既存サービスと 差が付けられず収益性も低いことから、競争できないという意見が多い。 次いで多いのは、「受注システムが煩雑」が約33%、「情報提供の不足」が約30%となっており、卸元事業 者と卸先事業者との間における、契約・工事等の調整に係る課題が挙げられている。 20% 40% 60% 50% 卸売の料金が高い・サービスの差別化が困難 33% 受注システム及びその運用が煩雑 30% 仕様・提供条件が複雑・情報提供の不足 卸先事業者の初期負担が大きい 関係事業者全体に係る課題の共有・解決が困難 他社による不適切な販売・勧誘 顧客の認知度・サービス内容理解度が低い その他 27% 23% 未回答 **※複数回答可** 出所:競争評価2014事業者アンケート

舟田座長代理: また、資料4−1の 30 ページでは、サービス卸に係る手続等の課題が言及されているが、<mark>今回のサービス卸では、NTT 東西の提供するシステムによって卸市場全体が作られるという意味合いがあり、FTTH サービスの卸市場としてうまく機能しているかという問題である。小売事業者が円滑に事業を展開できるかということは重要であり、NTT 東西の社内問題というよりは、一種の公的な事業性を持ったものだということを総務省としてもきちんと認識いただきたい。</mark>

事務局: 御指摘の点については配意してまいりたい。なお、業界団体の(一社)テレコムサービス協会において、卸元である NTT 東西と卸先である主要事業者との間で課題を共有し議論する場として FVNO 委員会が設置されたところであり、まずは そのような場で事業者間の話合いがどう進むかを見ていく必要があると考えている。

加えて、また、日本ケーブルテレビ連盟殿からは、設備構築を主要施策としつつ、投資が嵩む事から、加入光ファイバの「接続」の利用を今後検討される事を示されている。その理由として、「(「NTTサービス卸利用」の場合は、)自社による放送サービス提供が困難であり、「ケーブルテレビの独自性が発揮できない」と説明されており、現状の「サービス卸」では、CATV事業の根幹を担えない事が伺える。



その結果として、現状の NTT 東西殿のフレッツ光を用いる場合での IPTV サービスは、「フレッツ・テレビ (NTT 東西殿)」と「ひかり TV (NTT ぷらら殿)」しか選択できず、「サービス卸」は、NTT グループへの囲い込み手段(および他社除外手段)になってしまう恐れがあるからである。

NTT 東日本 フレッツ・テレビ https://flets.com/ftv/
NTT 西日本 フレッツ・テレビ https://flets-w.com/ftv/
ひかりTV http://www.hikaritv.net/

この事から、NTT 東西殿の主張や説明の通り、その「サービス卸」による光アクセス回線に付加価値を加えることで新たなイノベーションを創造する競争へと転換する為には、同じく第一種指定電気通信設備に指定されているメタル回線を用いた DSL では可能な「MDF 接続相当」、もしくは WDM: 光多重方式を用いる事での「周波数チャンネル分割」で、【事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図る事】も、『競争評価アドバリザリーボードからの指摘』や『NGN のオープン化の観点』から今後の検討点の1つになり得ると考えられる。

なぜならば、現状の固定通信に用意される一般利用者向け料金メニューは、アクセス回線と基本料金がセットになっているが、ここにおいて最終受益者である一般利用者の選択性は、アクセスサービスの提供電気通信事業者を選ぶ形となっており、このアクセス回線部分に係る初期費用(工事費等)や月額費用(回線利用料等)は、アクセスサービスの提供電気通信事業者から請求されて支払う形となっている。これは「サービス卸」でも同様である。

その選択肢として、最も低価格な FTTH のプランをみてみると、NTT 東西殿の営業部門が直接販売で用意されている、「フレッツ光 ライト」(二段階上限額の従量制プラン)があるが、この基本料金 2,300 円/月(NTT 西日本殿の「光ライト割」適用の場合。および割引をしない場合でも、NTT 東西殿ともに基本料金:2,800 円/月。)では、320Mbyte のインターネット・データ容量しか使えない事となっており、最大 5,100 円まで従量課金が発生する契約内容となっている。

NTT 東日本 フレッツ 光ライト https://flets.com/light/
NTT 西日本 フレッツ 光ライト http://flets-w.com/light/

左図引用元:

NTT 西日本 フレッツ 光ライト サービスの特長 ファミリータイプ(個別契約者向け)

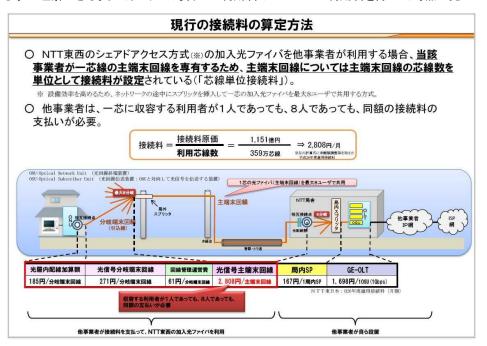
http://flets-w.com/light/tokuchou/

なお、NTT 東日本殿は、「フレッツ 光ライト もっとライト に!割引(戸建て向け)」キャンペーンにおいて、2,200 円 (フレッツ光メンバーズクラブ マンスリーポイント 100 円 /月を含む)で提供している。

https://flets.com/campaign/light/



ここにおいて、他事業者が接続料を支払って、NTT 東西の加入光ファイバを利用する場合、その一芯の収容が1契約者の場合の合計原価(下図赤枠内合計)は3,325 円/月である事から、このフレッツ光 ライトの基本料金2,300 円/月(NTT 西日本殿の「光ライト割」適用の場合。および割引をしない場合でも、NTT 東西殿ともに基本料金:2,800 円/月。)と同様のサービスを提供しようとする場合、プライススクイーズが存在する事が理解できる。また、これは局舎SP利用料やGE-OLT利用料を除いた時点で発生している。



このプライススクイーズの状況は、例えば、A 社が、フレッツ光 ライトに対抗し、最低データ量を同等の 320Mbyte や、それより多めの 500Mbyte として提供しよう・・・と考えた場合において発生する。

また、

これらの取組による低廉化の効果については、「仮に来年度(平成 28 年度)から定額法に移行すれば、来年度以降の<u>接続料</u>は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度にはコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線<u>接続料は</u>2,000円程度になる見込み」である旨が示され、(40ページ 5.NTT東西の意見 ① ヒアリングにおけるNTT東西による提案の概要)

が実現した場合であっても、その一芯の収容が1契約者の場合の合計原価は2,517円/月(主端末回線接続料が808円低下した場合)である事から、このフレッツ光 ライトの基本料金2,300円/月(NTT 西日本殿の「光ライト割」適用の場合)と同様のサービスを提供しようとする場合、プライススクイーズが解消しない事が理解できる。

そして、フレッツ光とは、OSU より上位ネットワークが、NTT 東西殿の NGN であり、NGN とは、従来の加入電話網を IP ベースに作り

変えたものである事から、そのインターネット接続は、一旦必ず NGN 回線網を通り、かつ NTT 東西殿が用意した外部ルーターを通ってからでしか、IX: Internet-Exchange につながらないのであり、その対応 ISP(インターネットサービスプロバイダー)は、NTT 東西殿が認可した ISP でなければならない事となっている。加えて、そのフレッツ光の ISP は、接続約款上、「ネイティブ方式」と「トンネル方式」に区分され、ネイティブ方式の事業者数が制限(現状は最大 16)されたり、ネイティブ方式の POI(相互接続点)が少ない、トンネル方式はネイティブ方式のローミングサービスを利用する方法となっている等、参入障壁性が存在している。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)—情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえた補正申請に対する認可—

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000254.html

平成 26 年 4 月 9 日 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

~NGN の IPv6 インターネット接続に係る接続約款の措置~

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/15671.html

平成21年6月30日 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

かつ NGN のコストは、NTT 殿自身の負担になっている事が NTT 持株殿の現社長である鵜浦博夫氏がインタビューで告白されていると共に、NGNを必要としない接続事業者殿の存在を NTT 持株殿として認識されている事が分かる為、仮にその存在を意識しつつも他社参入性を妨げたいと考えるならば、独占禁止法における「優越的地位の濫用」の疑いが発生する、と言えよう。

日経ビジネス 2012年12月10日「さよなら、電話」

ブロードバンド時代を見越して、大容量が保証され、非常にセキュリティーの高い NGN(次世代ネットワーク)を構築してきましたが、想定ほど利用されていません。こうしたものを必要としないプレーヤーがどんどん出てきたからです。いいネットワークはコストがかかるし維持が大変です。

この事から、「フレッツ光 ライト」の契約者が、他社のインターネット接続サービスを用いる事が可能となり、その上限金額 5,100 円/月以下(基本料金 2,300 円+インターネット接続 2,800 円以下)を達成できる事が、接続制度的に担保できれば、ここに競争参入性を導入する事が可能である事が分かる。

この競争参入性の導入は、『通信の自由化』を進める中で、いくつもの成功例を生み出している。

例えば、DSL サービスは、接続事業者もアンバンドルベースで活用できる MDF 接続を実現することによって実現した。これは、FTTH サービスにおける**光主配線盤(FTM: Fiber Termination Module)**に相当する、MDF に対する接続点(POI) 開放を制度化したものであり、NTT 東西殿の交換機を経由せず、加入者回線と通信事業者の機器を直結でき、かつ NTT 東西殿の加入者電話回線をそのまま契約変更せずに用いて、重畳的なサービスを行えるものである。

指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則及び電気通信事業法施行規則の一部改正案の公表

 $\underline{http://www.soumu.go.jp/main\ sosiki/joho\ tsusin/pressrelease/japanese/denki/990827j603.html}$

1999 年 8 月 27 日(金) 郵政省電気通信局電気通信事業部業務課

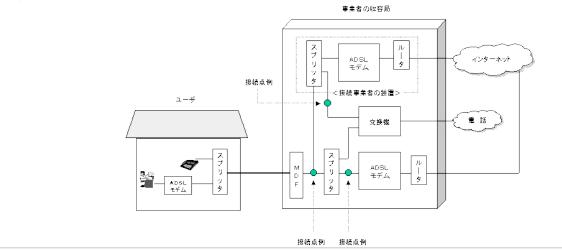
参考資料 3 接続料の算定に関する研究会報告書

平成11年7月26日

『接続料の算定に関する研究会 報告書』のポイント

第7部 DSLの接続

- 1 DSLは簡易にメガビット級の高速アクセスを実現させる有望な技術であり、接続事業者もアンバンドルベースで活用できるMDF接続を実現すること。
- 2 <mark>指定事業者と接続事業者との公正競争を確保するため、電話との重畳やスプリッタのコロケーションを含めた接続とすること。ただし、現時点で技術面・運用面の問題が完全にクリアされていないため、当面(1年程度)試験的な提供とし、その結果を踏まえて技術的条件を定めること。なお、技術的条件については、意見集約のための検討の場を設定して具体的な検討を行うこと。</mark>



NTT 東日本 相互接続ガイドブック

https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/index-e.html

接続形態ごとの個別手続き 第3章 MDF接続(DSL サービス関連)

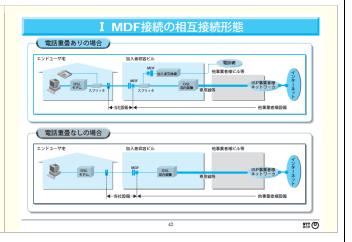
https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/ntt-e2/guide2.html

NTT 西日本 相互接続ガイドブック

http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/index2.html

接続形態ごとの個別手続き(第2部) 第3章 MDF接続(DSLサービス関連)

http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/guide2.html



また、固定回線における電話サービスのプランを見てみると、メタル回線の場合、最終受益者は、基本料金は NTT 東西殿の加入電話利用料を支払いつつ、市内通話・長距離通話の場合は、ACR: Automatic Carrier Routing、LCR: Least Cost Routing のアダプター、マイラインや直収電話、国際電話の場合は 00XY 特番(プレフィックス番号)を用いる事で、NTT グループ殿以外の電話会社も等しく選択する事が可能となっている。この経緯において、NTT 東西殿の加入者回線を用いつつ中継系回線をバイパスする接続サービスの提供に競争事業者殿が参入した事で、我が国の通信料金の低廉化が起きた事が参考になると考えられる。

そして、移動体通信においては、各レイヤーにおける利用者自由度を確保する為に、「SIM ロック解除」、「年限縛り緩和」を伴う MVNO 施策の導入により、料金プランの多様性などを通じて、最終受益者の利益に寄与する事が実証されつつあ事に注目されるべきである。これは、「卸電気通信役務:電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務(電気通信事業法第29条第10号)」で実証されている事である。

以上を踏まえると、最終受益者の視点として、「サービス卸」の回線や「フレッツ光 ライト」の回線を用いつつ、NGN を回避してのインターネット接続サービスや、電話サービス、4K8K スーパーハイビジョンやデジタルサイネージ等の映像配信サービスが選べる事が望ましく、その方法として、DSL では可能な「MDF 接続相当」、WDM: 光多重方式を用いる事での「周波数チャンネル分割」によって実現を図る事が、今後の検討点の1つになり得る、と考えるものである。

なお、技術的な補足として、WDM の装置とは、以下の NTT グループ殿の解説の通り、局舎側: ONU と加入者側: OLT の間に設置されるものであり、いわゆる「ONU 共有における 12 の課題」を回避する事(=NTT 東西殿の営業部門の ONU も OLT も回避する事)が可能である、と考えられる。

Optical Access Systems: Present State and Future Directions

https://www.ntt-review.jp/archive/ntttechnical.php?contents=ntr200805sf2.html

Special Feature: NTT Tsukuba Forum 2007 Workshop Lectures 2

3.1 Optical video distribution system by three-wave multiplexing

This system transmits communication services and video services on a single optical fiber by superposing video transmission signals onto the optical fiber used for a GE-PON system by using three-wave multiplexing. The video signal is input as a frequency-division-multiplexed signal from the optical video transmission equipment of a video provider into a video distribution optical line terminal (V-OLT), where it is optically amplified and split. The signal is then combined with the GE-PON upstream and downstream signals at a wavelength-division-multiplexing (WDM) filter so that all three signals are transmitted on the same optical fiber. The 1.55-um optical wavelength is used for the video signal. At the customer's premises, the video signal, which has been transmitted together with the communication signals on the same optical fiber, is now separated by a WDM filter. It is then input into a video distribution optical network unit (V-ONU) for viewing on a TV terminal connected to the unit (Fig. 3)

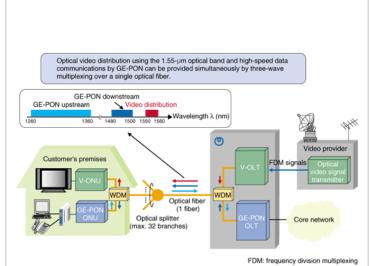


Fig. 3. Optical video distribution system based on GE-PON.

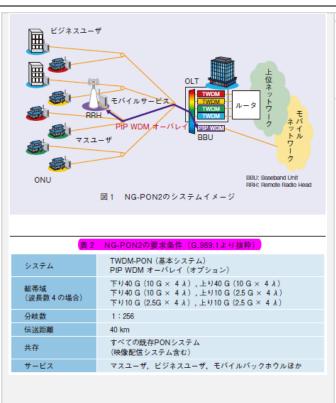
そして、2015 年~2016 年には標準化が完了予定の、NG-PON2 (ITU-T 規格 G.989 シリーズ)を導入すれば、光多重化(上下とも 4 波 or8 波)が可能となる、と示されている事からも、同一芯線ならびに、同一分岐線の単位において、複数のデータ転送が可能であると考えられるのであり、決して、二重三重に芯線を敷設せずとも、新規参入事業者を受け入れる事が可能になる、と考えられる。

以下に引用の NTT グループ殿の技術解説にもある通り、WDM を用いる事で、ルータ部分(OLT に相当)を回避し、加入光ファイバにデータを送受信し、加入者側の宅内スプリッタによって ONU 手前で分離が可能である事が示されている。

また、現状制度化におけるシングルスター方式での利用内容も、シェアドアクセス方式に格納(および芯線内での冗長)できる可能性を示しており、その例として、「PIP WDM オーバレイ技術(オプション技術)」によって、モバイルネットワークを同芯の PON システムで運用可能として示している。

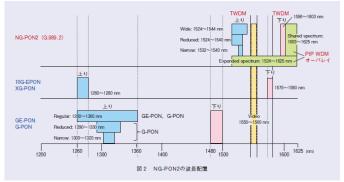
NTT 技術ジャーナル 2015 Vol.27 No.1 次世代光アクセスシステム(NG-PON2)の標準化動向

http://www.ntt.co.jp/journal/1501/index.html



- 従来の PON システムでは、マス(一般)ユーザ向けのみに サービスを展開していましたが、NGPON2 ではマスユーザ に加えて、ビジネスユーザおよびモバイルユーザも同一の光 アクセスシステムにより収容することを想定しています。
- TWDM-PON における波長多重数は上り・下り各 4 (オプションで各 8)であり、伝送速度は 3 パターンを仕様化しています。 例えば波長当りの上り・下り伝送速度 10 Gbit/s(上り・下り総帯域 40Gbit/s)はビジネスユーザ向けに、波長当りの上り伝送速度 2.5 Gbit/s(上り総帯域 10 Gbit/s)、下り伝送速度 10Gbit/s(下り総帯域 40 Gbit/s)はマスユーザ向けへの適用が考えられます。

分岐数および伝送距離はそれぞれ 256 分岐以上および 40 km以上を支持することを仕様化していますが、アプリケーションによって最適な伝送速度、分岐数、伝送距離は異なります。そのため、下り総帯域 40 Gbit/s、伝送距離 20 km、分岐数 64など支持すべき組み合わせについても仕様化しています。



これは、「**ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」(平成23年(2011年)12月20日)**において、NGNのオープン化によるサービス競争の促進において、NTT 東西殿が拒否された理由は、この国際標準規格の導入によって、技術的に可能であることを満たせる事となる。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申 平成 23 年 12 月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第 Ⅱ 編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について 第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進 3 アクセス回線におけるサービス競争の現状

NGN と NTT 東西の加入光ファイバは一体として構築され連携して機能するため、加入光ファイバのオープン化は、NGN (特に伝送交換機能)のオープン化の在り方と密接に関連している。このため、NGN のオープン化の検討にあたり、アクセス回線におけるサービス競争についても今回検討を行うことが適当である。

<中略>

(3) 接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案

ア 接続事業者からの提案

上述のアクセス回線における設備競争の現状を踏まえ、接続事業者からは以下の提案が示されている。

- ① GC 接続類似機能のアンバンドル (PSTN の GC 接続と同様、NTT 東西の NGN を構成するルータのうち最も加入者 寄りのルータを利用しつつ、アクセス回線として NTT 東西の光ファイバを利用する形態(接続料原価は、収容ルータと光ファイバのコスト))
- ② 光のファイバシェアリング (既存の集約スイッチを利用し、メタルのラインシェアリングと同様に、音声サービスは NTT 東西、ネットサービスは接続事業者が提供する形)
- ③ 波長重畳接続機能のアンバンドル (放送波を通信波に重畳する形で光ファイバ回線を共有(フレッツテレビ)する場合と同様、異なる周波数帯を確保し、追加的な通信波を重畳してサービスを提供する形態)

これらの提案に対しては、NTT 東西から、以下の反論が示されている。

- ① GC 接続類似機能のアンバンドル
 - 収容ルータ上部に振り分けスイッチの開発、導入が必要
 - また、オペレーションシステムの開発等が必要
 - コストがかさみ、低廉なサービス提供に支障 等
- ② 光のファイバシェアリング
 - OSU 上部に事業者振分け装置が必要
 - ユーザ単位に公平にパケットを送るための機能も必要
 - 利用者宅にも新たな装置が必要
 - コストがかさみ、低廉なサービス提供に支障 等
- ③ 波長重畳接続機能のアンバンドル

● 追加的な通信用の周波数について、国際標準化されたものはない

イ 考え方

上記 3 つの提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている 39 情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、技術面・経済面を含む多角的な観点から検討を行うことが適当である。

39 2011 年 3 月の平成 23 年度以降の光ファイバ接続料の認可時に「引き続き検討」とされており、平成 24 年度光ファイバ接続料に係る補正申請に向けて 2011 年 10 月 24 日の接続委員会で再開されている。

この事から、「接続」で借受する事業者殿が、NG-PON2 規格を用いた設備をコロケーション設置する場合においては、NTT 東西殿が示されていた、「シェアドアクセス方式におけるモラルハザード的な利用」とされる心配事項には該当しない、と考えられると共に、2020 東京オリンピック・パラリンピックにおけるトラヒック分散を図る為にも、5G:第 5 世代移動体通信システムや 3.5GHz 帯を含む LTE 運用におけるスモールセル化のバックホール回線用芯線、4K8K スーパーハイビジョン・デジタルサイネージを含む映像配信サービスに用いれる様、かつ加入光ファイバを用いた芯線借受や芯線利用においてグループドミナンスや借受条件に排他的行為が起こらぬ様、制度上確保しておく必要がある。

これは特に、NTT グループ殿が FTTH サービスで 70%のシェアを持ち、移動体通信で 40%のシェアを持っている状態の下、その FTTH サービスのシェアドアクセス芯線の空き分岐線を移動体通信用のバックボーンに用いる事ができる物理的状態の下で、その技術 的恩恵を我が国全体の公共の福祉の増進に活かしつつ、どのように固定通信と移動体通信の公平な競争環境を整えられるか?を見据 えておく必要がある。

同時に、移動体通信における MVNO 事業者殿に対しても、この NG-PON2 規格を用いたレイヤー2 接続サービスにおいて排他的な 妨げが発生しないよう、接続委員会としても注視が必要となる、と考えられる。

よって、議事録概要に示された多重化や多分岐化に備えての「光主配線盤(FTM: Fiber Termination Module)の開放性担保」や「WDM装置の開放性担保」を『電気通信事業法:第33条(第一種指定電気通信設備との接続)』に基づき、またそれを通じて、2020年に向けた準備が整うよう、制度上明文化規定への着手が肝要と考えられる。

NG-PON2 からその先へ

 $\underline{\underline{http://www.huawei.com/jp/solutions/arpu-up/hw-326253-pon-10g-pon-10gepon-twdm-pon-roi.htm}$

Huawei Japan

NG-PON2 の状況

通信事業者

FMC(Fixed Mobile Convergence:固定・移動融合)に際し通信事業者が光アクセスに求める要件には、機能の統合やインフラストラクチャと機器の統合などがあり、両方ともネットワークの構築コストとエネルギー消費を削減することを目的としています。

Orange はインフラストラクチャが最大限に活用されるよう、未来型 PON がモバイル・フロントホールとバックホール両方で進化

		することを要件としています。また NTT DOCOMO の提唱する未来の光アクセスは、あらゆるサービスへのアクセス(在宅ビジネス、企業、モバイル・フロントホール)を可能にするとともに、拡張性と柔軟性のある帯域幅を備え、ユーザーへのキャパシティ提供、長距離伝送、スムーズな進化、省エネルギー設計が実現できるべきとしています。China Mobile (チャイナ・モバイル/中国) は統合型光アクセス・インフラストラクチャに基づくマルチ・サービス/マルチ・ネットワーク型システムにより、住居向け回線やパックホール、フロントホールのニーズの充足と OPEX (Operating Expense: 運用コスト) 削減を目指しています。ソフトウェア定義 FlexPON 柔軟な PON 伝送 FlexPON を活用することで、光パス、光送受信機、プロトコルの観点から伝送が柔軟になります。光パスの柔軟性とは、同一グループの OIT (Optical Line Terminal: 光加入者線端局装置)と ONU 間の接続について、必要に応じた動的な調整や設定が可能となることを指します。あらゆる状況下でのアクセス 装置機能の仮想化により OIT と ONU 間の固定接続がなくなるため、同じグループ内の全ての動作中 PON モジュールが共有され、きまざまな VPON (Virtualized PON: 仮想 PON) 補業が可能になり、どの内部 ONU からも各種リンクを介して全ての動作中 OIT モジュールに接続することができるようになります。 動作中 PON モジュール 仮想化により、全ての機器と帯域幅リソースを希望通りに制御したり割り当てたりすることができるようになり、必要に応じて広範囲に実施できます。このことでリソース管理が簡易化され、使用効率が向上し、投資を抑えることができます。通信事業者はさまざまな属性 (パワー・パジェットやプロトコルなど)を持つ各種リンクの分担に基づき、ありとあらゆる環境やサービスに合わせ、多様に VPON を構築することができます。 VPON を取り入れることで、通信事業者毎に異なる要件や、国や地域ごとの規制に適合させ、カスタマイズされたサービスを迅速に提供することができます。このシステムでは、あらゆる暗層のリソース (帯域幅、ビットストリーム、VPON)に開放性を持たま、付加価値サービスとして VPON 技術に基づく PON のカスタマイズやホールセール・サービスを通信事業者に提供すること
第3章 加入光ファイバに係る接続 制度の在り方	47	【答申案】 6. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法に関する考え方 6. 4. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、今回の諮問事項への対応としては、上記6. 2のとおり、NTT東西自身が加入光ファイバに係る接続料の低廉化に向けた取組を実施し、総務省がその取組の実施状況を注視することが当面の措置としては適当と考えるが、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法 46 の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例 47 も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。

その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。

46 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27 年法律第26号)

附則 (検討) 第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 例えば、欧州では、市場支配力を有する通信事業者は、卸売アクセスに係る料金について、コストベースの算定が原則とさ

。一方、我が国のサービス卸に相当するような光卸売アクセスに係る料金については、「インプットの同等性」(通信事業者が、他事業者と自社小売部門とに対し、同条件で、同一の設備及び手続を用いて同期間、サービスや情報の提供を行うこと)が確保されている場合には、コストベースによる算定の代替措置として、加盟国の規制機関による「経済的複製可能性テスト」(市場支配力を有する通信事業者が提供するサービスの料金水準が、他事業者にも複製可能なものとなっているかという観点から行う検証)の実施が勧告の中で求められている。

上記勧告を踏まえ、例えば、英国では、BT(British Telecom)が提供する光卸売アクセス(VULA: Virtual Unbundled LocalAccess)について、公平性・透明性を確保する観点から、「公平かつ合理的な料金・条件でのサービス提供義務」、「インプットの同等性義務」、「料金・提供条件の事前通知義務」及び「料金・提供条件の公表義務」等が課されているほか、適正性を確保する観点から、経済的複製可能性テストの具体的な手法として、いわゆる VULA マージン規制が導入されており、BTに対して、自社の小売料金と卸売料金との間に最低限のマージンが確保されるよう卸売料金を設定することを義務付け、併せて、卸売料金の適正性検証に必要なデータを通信庁(OFCOM)に提出することを義務付けている。

【意見】

《提言7》 加入光ファイバに係る競争政策上の課題の本質は、『元電電公社であり、ボトルネック性を有する設備継承者である特殊法人のNTT東西殿のアクセス部門の在り方』であり、あまねく事業者に対し中立的かつ公平性ある貸出が行われる事が接続制度上確保される事が本論と考えられるにも関わらず、意見聴取の際は、営業部門の論理が前面に押し出される場面があった事を遺憾に思うと共に、本審議会議事概要内において「プライススクイーズ(マージンスクイーズ)」の懸念が指摘された事や、「サービス卸」の導入による問題が認識された事からも、総務省:競争評価アドバイザリーボード殿との連携強化や、「排除型私的独占行為」を監督する公正取引委員会殿、「WTO(GATS協定)」を管轄する外務省経済局サービス貿易室殿や経産省通商政策局殿ならびに産業構造審議会 通商・貿易分科会殿(不公正貿易政策・措置調査小委員会殿)と意見交換を行う等、より多角度な専門的知見に基づく検討、および内閣府:IT総合戦略本部など政府横断型の対応が必要とされる事。

本意見者は、NTT 東西殿の営業部門にも競争事業者殿にもあまねくご活躍頂く事で、人口減少を伴う少子高齢化社会、気候変動や 地殻変動影響下を含む防災・減災・社会安全保障への対応も含めて、都区部でも地方の中山間部や島しょ部でも我が国の公共の福祉が 実現する事を願うものである。

これはもちろん接続制度改正のみで達成される事では無く、我々がその『提供者としての事業機会』・『利用者としての入手機会』を得る

事を通じて、社会に参加する事ではじめて実現するものである、という事を、皆様方にもご同意頂ける事と存じ上げる。

その意味において、加入光ファイバに係る競争政策上の課題の本質は、『元電電公社であり、ボトルネック性を有する設備継承者である NTT 東西殿のアクセス部門の在り方』であり、あまねく事業者に対し中立的かつ公平性ある貸出が行われる事が接続制度上確保される事が本論と考えられるにも関わらず、意見聴取の際は、営業部門の論理が前面に押し出される場面があった事を遺憾に思う。

また、本意見者は、必ずしも NTT 東西殿の営業部門による「サービス卸」を否定するものではないが、仮に「接続」「敷設」を用いたインターネット接続市場と加入者電話市場における競争環境が回復しない場合は、当該「サービス卸」の認可取り下げを含めての断固たる対応が必要になるのではないか?という強い危機感を持って、可及的速やかな対応を総務省殿は執られるべきと要請するものである。

そう考える根拠は、公正取引委員会殿の事務総局内に設立されている、「競争政策研究センター」が示した研究報告書やセミナーの存在が挙げられるからである。ここにおいては、独占禁止法において、優越的地位の濫用(排除型私的独占)を防止する必要性を示していると共に、通信網を含むネットワーク産業における川上市場での取引義務やアクセスチャージ規制が行われる理由を挙げている。

共同研究報告書 CR 02-12

「ネットワーク産業に関する競争政策~日米欧のマージンスクイーズ規制の比較分析及び経済学的検証~」

http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.html

http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0212.pdf

2012 年 10 月 11 日 公正取引委員会 CRC:競争政策研究センター

川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が、自ら川下市場においても事業活動を行っている場合において、供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり、供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為は、マージンスクイーズと呼ばれ、我が国の排除型私的独占ガイドラインにおいて独占禁止法上の考え方が明らかにされている 1。

1「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2の5注 17。

川上市場での取引義務に加えてアクセスチャージ規制が行われるのは、国有のネットワーク産業ないし公益事業の民営化・ 規制緩和に際して、自然独占の部分となるネットワークないしインフラ以外の部分に参入を促すという政策目的によるためである。現実にもこうした産業でマージンスクイーズに関する問題が続出しているところであり、対応が必要とされているところである。

アクセスチャージ規制がある場合には、垂直的統合企業が同等に効率的ないし効率性に優れたライバル企業を排除するインセンティブを有し、しかも<u>略奪価格規制に反することなく排除が可能であること、また、その結果として経済厚生に悪影響をもたらすことになるので、こうしたマージンスクイーズを規制するためには独自のマージンスクイーズ規制の導入が必要となる。</u>

公正取引委員会 競争政策研究センター 第35回公開セミナー

http://www.iftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35 notice.html 平成 26 年(2014 年)5 月 9 日(金) テーマ:独占禁止法と日本経済ーグローバリゼーション・イノベーション・規制改革ー(後藤 晃 政策研究大学院大学教授)

講演記録 http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35 notice.files/140509opseminar 2.pdf

【概要】 今回のセミナーでは、産業組織論の第一人者であり、公正取引委員会の委員であった講師が、平成 24 年 2 月までの同委員としての実務経験を踏まえ、日本経済、日本の企業社会の中で独占禁止法が果たしている役割について解説するとともに、グローバル化、急速な技術革新の進展などの中での独占禁止法・政策及びその執行の課題について触れる。

講演資料 http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35_notice.files/140509opseminar_1.pdf

独禁法と規制改革 ③規制改革後の市場における独禁法の積極的執行

- 規制改革、民営化などの後でも、規制、国営などで守られていた圧倒的な支配的な企業が存在する場合には競争がおこりにくい。
- 支配的企業が参入妨害などをする場合には独禁法を積極的に適用して競争を促進することが必要
- 欧州でも電気通信、航空などで事件 日本ではADSLの事件、東日本NTTの事件、JASRAC の事件

また、平成21年(2009年)に公表された「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針(ガイドライン)」においては、その排除行為の定義を明確化している。本接続委員会議事概要内において「プライススクイーズ(マージンスクイーズ): 略奪的価格設定」の懸念が指摘された事も踏まえれば、その定義自体について、我々は認識し、かつ略奪的価格設定は、効率的事業者基準: 平均回避可能費用が採用されている事への理解を深めた上で、NTT 東西殿が意見聴取の際に発した内容と照らし合わせる必要がある、と捉えるものである。

排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針

 $\underline{http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/haijyogata.html}$

平成 21 年 10 月 28 日 公正取引委員会

はじめに

1 本指針の趣旨

「事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第5項の規定において、私的独占であると定義されている。私的独占は、独占禁止法第3条の規定によって禁止されている。

<中略>

第2 排除行為

1 基本的考え方 (1)排除行為の性質

排除行為とは、他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする行為であって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにつながる様々な行為をいう。事業者が自らの効率性の向上等の企業努力により低価格で良質な商品を提供したことによって、競争者の非効率的な事業活動の継続が困難になったとしても、これは独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争の結果であり、このような行為が排除行為に該当することはない。

事業者の行為が排除行為に該当するためには、他の事業者の事業活動が市場から完全に駆逐されたり、新規参入が完全

に阻止されたりする結果が現実に発生していることまでが必要とされるわけではない。すなわち,他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり,新規参入者の事業開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為は,排除行為に該当する。事業者が市場の状況等から事業経営上必要であると判断した行為であっても,そのことをもって排除行為に該当しなくなるわけではない。

<中略>

5 供給拒絶・差別的取扱い (1)排除行為に該当し得る行為

事業者が, 誰に商品を供給するか, どのような条件で商品を供給するかは, 基本的には事業者の自由である。したがって, 事業者が独立した事業主体として, 商品の供給先を選択し, 供給先事業者(新たに供給を受けようとする事業者を含む。以下同じ。)との間で供給に係る取引の内容, 実績等を考慮して供給の条件を定めることは, 原則として排除行為となるものではない。

しかし、ある事業者が、供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために必要な商品を供給する市場(川上市場)において、合理的な範囲を超えて、供給の拒絶、供給に係る商品の数量若しくは内容の制限又は供給の条件若しくは実施についての差別的な取扱い(以下「供給拒絶等」という。)をすることは、川上市場においてその事業者に代わり得る他の供給者を容易に見いだすことができない供給先事業者(以下「拒絶等を受けた供給先事業者」という。)の川下市場における事業活動を困難にさせ、川下市場における競争に悪影響を及ぼす場合がある。このように、供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために必要な商品について、合理的な範囲を超えて供給拒絶等をする行為(以下「供給拒絶・差別的取扱い」という。)は、排除行為に該当し得る。

供給する商品が「供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために必要な商品」といえるか否かについては、供給 先事業者が川下市場で事業活動を行うに当たって他の商品では代替できない必須の商品であって、自ら投資、技術開発等を 行うことにより同種の商品を新たに製造することが現実的に困難と認められるものであるか否かの観点から判断される。また、 規模の経済又はネットワーク効果が強く認められる事業分野においては、国その他の公的主体が排他的に利用権等を割り当 てていた施設等を有する機関が民営化されて事業を営んでいる場合がある。このような場合、当該施設等を利用することができなければ、事業者が川下市場において事業活動を行うことは困難であることが多い。したがって、当該施設等の利用許諾 は、「供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために必要な商品」に該当するものが多いと考えられる。

<後略>

公正取引委員会 競争政策研究センター 第 33 回公開セミナー CPRC10 周年記念シンポジウム

http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h25/33 notice.html 平成 25 年(2013 年)6月14日(金)

3 講演「単独行為規制の将来展望」CPRC客員研究員 泉水 文雄 (神戸大学大学院法学研究科教授)

講演資料 www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h25/33 notice.files/33thop 2.pdf

講演記録 http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h25/33 notice.files/33thop 3.pdf

2005 年の独禁法改正では、支配型私的独占について課徴金制度が導入され、2009 年の独禁法改正では、排除型私的独占と不公正な取引方法の一部について課徴金制度が導入されました。それに伴い、不公正な取引方法は、法定の不公正な取引方法と、従来の一般指定とに分類されました。また、課徴金制度が導入されたことによるものと思われますが、不当廉売ガイドラインが改訂され、排除型私的独占ガイドラインが制定されました。

http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/haijyogata.html

この排除型私的独占ガイドラインでは、4つの行為類型が取り上げられています。「商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」については、とても長いので簡単に「略奪的価格設定」という言葉を使わせていただきました。一般的には、従来、不当廉売といわれている行為類型ですが、不当廉売という言葉をあえて使わずに、このような言葉を使ったというのは、行為の範囲を限定しているからです。この他に、排他的取引、抱き合わせ、供給拒絶とそれに類する差別的取扱いの合わせて4つの行為類型が挙げられています。

まず、①略奪的価格設定ですが、1975 年に Areeda と Turner が、平均可変費用テストというものを提唱して以来、議論されてきました。つまり、価格が平均可変費用を下回る場合には違法だと推定されるという基準が提唱されました。従来、略奪的価格設定については、いろいろな議論があったのですが、平均可変費用テストというのは価格と費用だけみればいいという点で画期的な見解です。ただし、この費用の基準というのは平均可変費用でいいのか、他の費用が適切か、平均可変費用等の費用と価格だけみる理由は何か、その根拠についてはその後様々な議論がされています。

日本の排除型私的独占ガイドラインでは、その商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価を設定する行為は、排除行為に該当し得ると書かれています。そして、このような対価の設定は、「自らと同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせる場合には、当該行為は排除行為となる」としていまして、先ほど申しました同等に<u>効率的事業者基準</u>が採用されていると思います。

また、「その商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価」となっているので、費用の基準としては、**平均回避可能費** 用が採用されているということができます。

そして, この<u>平均回避可能費用</u>については, 変動費はこれに当たり, また「供給量の変化に応じてある程度増減するとみられる費用」, これは**増分費用**ということもあるかと思いますが, これも含まれるものと推定されています。

次に、②排他的取引ですが、日本は排除型私的独占ガイドラインで、「自己の競争者との取引を禁止し、または制限することを取引の条件とすること」と定義しております。そして、「排他的取引により、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができない競争者の事業活動を困難にさせる場合には、当該行為は排除行為となる」としています。

次に、② 排他的リベートですが、日本の排除型私的独占ガイドラインでは、「相手方に対し、自己の商品をどの程度取り扱っているか等を条件とすることにより、競争品の取扱いを制限する効果を有するリベートを供給する」ことと定義されています。また、排他的取引と同様の機能を有する場合に排除行為に当たるといっていて、リベートの累進度、遡及性等から判断するとしています。

次に、 <mark>③抱き合わせについては、</mark> 日本の排除型私的独占ガイドラインでは、「抱き合わせにより、従たる商品の市場において 他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができない競争者の事業活動を困難にさせる場合には」排除に当たるとしています。 抱き合わせについては、いずれも不公正な取引方法の事件として、 マイクロソフト事件、 東芝昇降機事件があります。

③がもう一つありまして、これが一番ややこしい話ですが、 ③' バンドル・ディスカウントです。 例えば、A社の提供する通信機器 α と、B社の提供する電気通信サービス β を同時に利用した場合に、顧客の全体の料金や α の料金を一定金額割り引くという形の商品提供があります。この場合に、幾らまで割引できるのだろうという点が論点になります。 日本では結構ありそうな

事例ですが、様々な議論がされています。

次に、
<mark>④供給拒絶・差別的取扱いについて</mark>、日本の排除型私的独占ガイドラインでは、「供給先事業者が市場(川下市場)で 事業活動を行うために必要な商品について、合理的な範囲を超えて供給拒絶等をする行為は、排除行為に該当し得る」として います。「必要な商品」については、川下市場で事業活動を行うに当たって必須の商品で、自ら製造することが困難なものが該 当するとされています。判断要素については、川上市場及び川下市場全体の状況等の要素が挙げられています。

次に、**④'マージンスクイーズ**についてですが、川下市場の供給先事業者に供給する川上市場の商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定している場合にはマージンスクイーズの問題が生じます。

日本の排除型私的独占ガイドラインは、マージンスクイーズについて、これは供給拒絶等の問題と同様の視点で排除に当たるかどうかみるとしています。

公正取引委員会 競争政策研究センター 第37回公開セミナー

http://www.iftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/35 notice.html 平成 27 年(2015 年)2 月 20 日(金)

テーマ:諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析ー(泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授)

講演記録 http://www.jftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h26/37 notice.files/150220opseminar 3.pdf

【概要】本セミナーでは、諸外国における相対的優越的地位の濫用規制の動向について、競争法の観点のほか、競争法以外の行政規制等も視野に入れた調査・研究を実施した結果について報告するとともに、我が国における政策的対応へのインプリケーションを探る。

講演 「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」 泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

まず、優越的地位の濫用規制は控え目にしなくてはいけないのではないかという意見がある一方で、「いや、そうではないですよ」という意見として、日本の優越的地位の濫用では、自由競争基盤の侵害という説明がなされるように、公正な競争秩序に対して悪影響を与えることを問題にしているのだとの説明がされています。

優越的地位の濫用を行う者が競争上有利になると、優越的地位の濫用とみなされるわけです。また、不利益を押し付けられる者は、競争上不利になることが、競争秩序への悪影響と説明されています。次に、法規制における示唆として、まず独占禁止法について、フランスでは、企業だけでなく企業グルー

共同研究報告書 CR 02-14 諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析

http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.html http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0214.pdf 2014年12月11日 公正取引委員会 CRC:競争政策研究 センター

第3章 日本における政策的対応の示唆

1 相対的な優越的地位の濫用規制に係る理論構成及び執行状況について

日本においては、1982年7月8日の独占禁止法研究会の報告「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」において、相対的な優越的地位の濫用行為の規制根拠が示されている。具体的には、優越的地位の濫用は、取引主体が執り行きの諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することにより取引が行われているという自由競争基盤の侵害として、公正な競争秩序に対して悪影響を及ぼすおそれがあること、また、優越的地位の濫用は、市場における自由な競争そのものを直接侵害するおそれがあるものではないが、取引の相手方の競争機能の発揮の妨げとなる行為であり、第一

プに対して規制をかけている点が特徴であり、これは参考になるところです。

それから特別法による示唆ですが、韓国の大規模流通業法、中国の管理弁法、アメリカのディーラー法のように、業界を指定して、特定の業界をターゲットにした特別法による対処があり得るのではないかと書いておりますが、<u>結論としては日本も課徴金制度を導入していろいろとやっています</u>ので、諸外国の動きを注視しましょうという話をしております。

それから、法規制によらない政策的対応による示唆について、イギリスの「行動規約」とか、自主規約による対応については、SCOPがうまく機能しなかったことを踏まえると、採用には慎重になるべきで、今後の政策を注視しましょうとまとめています。

に、不利益を押し付けられる相手側は、その競争者との関係において競争条件が不利となり、第二に、行為者の側においても、価格・品質による競争とは異なる要因によって有利な取り扱いを獲得し、競争上優位に立つおそれがあることと理論構成されている。

また、ICN第7回年次総会においても、当時の竹島一彦委員長は、市場における対等な競争条件(a fair level playing field)を確保するための努力をしない場合には、優越的地位の濫用をおこなう巨大な事業者を不当に保護する事となり、競争法が目的とする一般消費者の利益の確保と市場参加者の権利の保護を達成できないとして、競争法の枠組みの中に優越的地位の濫用を位置付けるべき事を強調している。

「杉本和行・公正取引委員会委員長」独白! わが摘発方針

http://president.jp/articles/-/13045 http://president.jp/articles/-/13046 PRESIDENT 2014 年 6 月 30 日号

【杉本】<mark>反競争的なやり方は企業にとってよくないし、日本経済にとってもよくないし、さらに消費者にとってもよくないということで、警鐘を鳴らしているわけです。私の前任者である竹島一彦委員長は「公取は吠える番犬になる」と言いました</mark>。日本企業は反競争的な行為に甘えてはいけない、グローバル化する経済の下で公取はしっかり監視していますよ、というメッセージを送っているのです。「公取は企業を敵視している」と多くの日本企業が考えがちであれば、そんな意識では今の時代、通用しないと思います。

【杉本】経済がデジタル化することに伴って、売り手と買い手の間にプラットホームが生まれ、それがデファクトスタンダードを確立すると、概して一人勝ちになりやすいことは前にお話ししたとおりです。もちろん、デファクトスタンダードも決して競争にさらされないわけではなく、どんどん変わっていくわけですね、マイクロソフトがいつまでも安泰ではないように。ですから、仮に一人勝ちのような状態が生まれても、それに対して新規参入者が挑戦していく可能性を排除することがないように、環境を整備していかなければならないということです。逆に言うと、競争相手を排除するようなやり方には厳しい対応を取るということで、イノベーション(技術革新)を促進する産業政策の基本は、今や競争政策にあると考えています。

以上を踏まえると、やはり加入光ファイバに係る競争政策上の課題の本質は、『元電電公社であり、ボトルネック性を有する設備継承者である NTT 東西殿のアクセス部門の在り方』であり、NTT 東西殿が意見を表明された、

● 他事業者による加入光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題であり、 (第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 - 4.1. 算定方法の見直しの必要性 29ページ)

● 結果として既存事業者との間のスイッチング競争を助長するだけで、光の新規需要拡大といった政策目的に寄与しないと考えている。したがって、NTT東西としてこうした見直しを実施する考えはない (第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方・4.3.接続料原価を構成する個別費用の負担の見直し 33ページ)

という概念で、接続制度の議論が進められるような事はあってはならない、と再確認されるものであり、その中でもスイッチング競争の否定は、固定通信における「番号ポータビリティ制度」「市内通話・長距離通話・国際通話の自由化」、移動体通信から見れば、「MNP 施策」や「SIM ロック解除施策」に見られる様に、通話料金の低廉化や料金プランの多様性などを通じて、最終受益者の利益に寄与する事が実証されている事からも、最終利益者の選択肢の1つとして、その導入や実現を阻むような意見を NTT 東西殿が示された事とは、「排除型私的独占:供給拒絶・差別的取扱い」に該当する恐れがある行為表明だったと考えられるからである。

これは、別の場面では、

- 実際のFTTH市場では、新規ユーザの獲得競争だけでなく、**既存ユーザを対象としたスイッチング競争も展開されていること**からすれば、新規参入事業者にとって、光配線区画内の残ユーザ数に関わりなく<mark>当該エリアの全ユーザがターゲットとなること (第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 -4. 1. 算定方法の見直しの必要性 28ページ</mark>)
- 当審議会で開催した事業者等ヒアリングでは、NTT東西から、「光サービスの普及拡大には、光回線の単純なスイッチング競争から、光アクセス回線に付加価値を加えることで新たなイノベーションを創造する競争へと転換していくことが必要」であり、平成27年2月に提供を開始した「サービス卸」を利用している事業者は104社となっており、「触媒役として、イノベーションを促進し、新たな需要創造に貢献していく考え」である旨が示された。その上で、従来からの設備競争や公平な接続による競争を確保するとともに、「サービス卸」を促進していくために「光のトータルコストを削減していくことが重要」であり、「光のコスト削減に引き続き取り組んでいく考え」である旨が示された。 (第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方5.NTT東西の意見① ヒアリングにおけるNTT東西による提案の概要40ページ)

と表明される等、要点の各所で、NTT 東西殿の営業部門の利益を守りたい場面、アクセス部門の利益を守りたい場面に応じて、「**排除型私的独占:供給拒絶・差別的取扱い**」に該当する恐れがある行為的な意見を接続委員会殿や総務省殿に提出している事に注意されるべきである。

< 再掲 > 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針

http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/haijyogata.html

平成 21 年 10 月 28 日 公正取引委員会

第2 排除行為

1 基本的考え方 (1)排除行為の性質

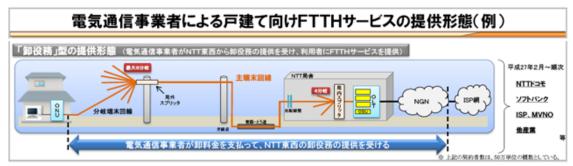
排除行為とは、他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする行為であって、一定の取引分野における<mark>競争を実質的に制限することにつながる様々な行為</mark>をいう。 <中略>

5 供給拒絶・差別的取扱い (1)排除行為に該当し得る行為

<前略> 供給する商品が「供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために必要な商品」といえるか否かについて

は、供給先事業者が川下市場で事業活動を行うに当たって他の商品では代替できない必須の商品であって、自ら投資、技術 開発等を行うことにより同種の商品を新たに製造することが現実的に困難と認められるものであるか否かの観点から判断され る。また、<mark>規模の経済又はネットワーク効果が強く認められる事業分野においては、国その他の公的主体が排他的に利用権等 を割り当てていた施設等を有する機関が民営化されて事業を営んでいる場合がある。このような場合、当該施設等を利用する ことができなければ、事業者が川下市場において事業活動を行うことは困難であることが多い。したがって、当該施設等の利 用許諾は、「供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために必要な商品」に該当するものが多いと考えられる。</mark>

特に NTT 東西殿が現在提供する、「サービス卸」とは、「フレッツ光(NGN)のサービス卸」であるが、NGN のオープン化が進んでいない事を背景とし、



(1) インターネット接続市場(特定電気通信役務)における競争環境の棄損を進める事が否めない事

- OSU より上位ネットワークが、NTT 東西殿の NGN であり、NGN とは、従来の加入電話網を IP ベースに作り変えたものである事から、そのインターネット接続は、一旦必ず NGN 回線網を通り、かつ NTT 東西殿が用意した外部ルーターを通ってからでしか、IX: Internet-Exchange につながらないのであり、その対応 ISP(インターネットサービスプロバイダー)は、NTT 東西殿が認可した ISP でなければならない事。
- これにより、メタル回線を用いた ADSL サービスでは可能であった、局外から ISP に直接通してから IX: Internet-Exchange につなげる事が不可能になっている。
 - (* フレッツ光の ISP は、接続約款上、「ネイティブ方式」と「トンネル方式」に区分され、ネイティブ方式の事業者数が制限 (現状は最大 16)されたり、ネイティブ方式の POI(相互接続点)が少ない、トンネル方式はネイティブ方式のローミングサービスを利用する方法となっている等、課題が山積している状態である。)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)—情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえた補正申請に対する認可—

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000254.html 平成 26 年 4 月 9 日 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の結果及び再意見の募集 ~NGN の IPv6 インターネット接続に係る接続約款の措置~

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/15671.html

平成21年6月30日 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

(2) 固定電話市場(基礎的電気通信役務)における競争環境の棄損を進める事が否めない事

- OSU より上位ネットワークが、NTT 東西殿の NGN であり、NGN とは、従来の加入電話網を IP ベースに作り変えたものである事から、その固定電話は、全て NTT 東西殿の NGN 網を通じて、NTT グループ殿の加入電話網(市内通話)と長距離電話網(市外・県外・国際通話)につながる事となった。
- これにより、メタル回線では可能であった、MDF 接続による直収電話(競争事業者が整備・調達するネットワーク網)を行う 事が不可能な構造となり、固定電話料金(基本料金・通話料金)における競争環境を棄損するにも及んでいると推測される。 (*棄損が推測される事例として、基本料金も通話料金も、低廉化等の競争が進んでいない事が挙げられる。)

指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則及び電気通信事業法施行規則の一部改正案の公表

 $\underline{http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pressrelease/japanese/denki/990827j603.html}$

1999 年 8 月 27 日(金) 郵政省電気通信局電気通信事業部業務課

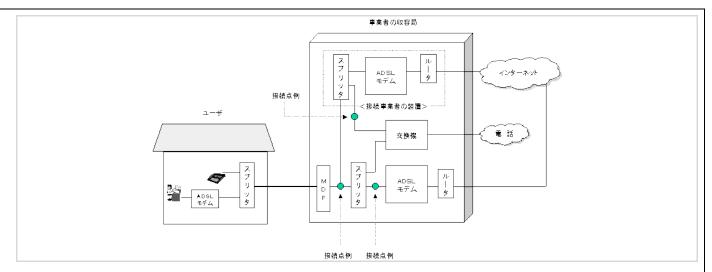
参考資料 3 接続料の算定に関する研究会報告書

平成11年7月26日

『接続料の算定に関する研究会 報告書』のポイント

第7部 DSLの接続

- 1 DSLは簡易にメガビット級の高速アクセスを実現させる有望な技術であり、<mark>接続事業者もアンバンドルベースで活用できる</mark> MDF接続を実現すること。
- 2 **指定事業者と接続事業者との公正競争を確保するため、電話との重畳やスプリッタのコロケーションを含めた接続とすること。**ただし、現時点で技術面・運用面の問題が完全にクリアされていないため、当面(1年程度)試験的な提供とし、その結果を踏まえて技術的条件を定めること。なお、技術的条件については、意見集約のための検討の場を設定して具体的な検討を行うこと。



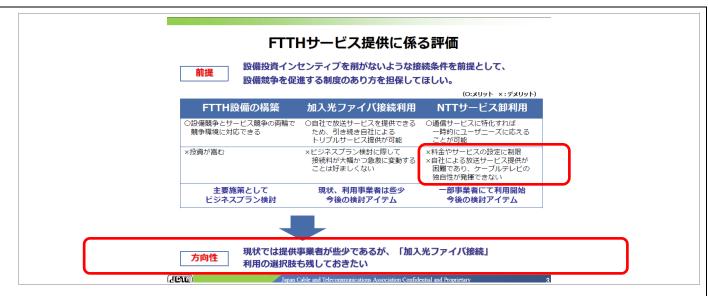
と考えられるに加えて、日本ケーブルテレビ連盟殿からは、設備構築を主要施策としつつ、投資が嵩む事から、加入光ファイバの「接続」の利用を今後検討される事を示されている。その理由として、「(「NTT サービス卸利用」の場合は、)自社による放送サービス提供が困難であり、ケーブルテレビの独自性が発揮できないと説明されており、現状の「サービス卸」では、CATV 事業等の付加価値は加えられない事が伺える。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第24回)配布資料・議事概要

 $\frac{\text{http://www.soumu.go.jp/main sosiki/joho tsusin/policyreports/joho tsusin/setsuzoku seisaku/02kiban03 03000218.html 平成 27 年 3 月 19 日(木)$

資料7 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料

http://www.soumu.go.jp/main_content/000348516.pdf



この状況下にも関わらず、その課題解決をしないまま「サービス卸」を進める事は、

当審議会で開催した事業者等ヒアリングでは、NTT東西から、「光サービスの普及拡大には、光回線の単純なスイッチング競争から、光アクセス回線に付加価値を加えることで新たなイノベーションを創造する競争へと転換していくことが必要」

を果たせるとは言えず、加入者アクセス回線の課題を名目にして、NTT東西殿の垂直統合で閉鎖的なNGNサービスへの囲い込みが進んでしまうばかりか、NTT 持株殿や NTT 東西殿の営業部門における損益計算書(契約者を獲得する為の営業費や販管費)の改善目的を果たす事を、

「サービス卸」を促進していくために「光のトータルコストを削減していくことが重要」

の範疇に含めてしまっているからである。

かつ第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画の問題の実態が把握された事を踏まえれば、総務省:競争評価アドバイザリーボード殿との連携を含めての可及的速やかな対応を総務省殿は執られるべきであり、その実施の判断においては、公正取引委員会殿とのと意見交換を行う等、より高高度な専門的な知見に基づく検討、ならびに政府対応が必要とされると提言するに至るのである。

競争評価アドバイザリーボード(平成26年度)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/advisory_board/index_2014.html 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

競争評価アドバイザリーボード(2014年度)第4回議事概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000367723.pdf

日時: 平成 27 年 6 月 19 日(金)

<部分抜粋>

1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向

(富岡室長から資料4-1に沿って説明。質疑の概要は以下のとおり。)

資料 4-1 固定系超高速ブロードバンドに関する事業者間連携サービスの動向

http://www.soumu.go.jp/main content/000364694.pdf



舟田座長代理: また、資料4−1の 30 ページでは、サービス卸に係る手続等の課題が言及されているが、<mark>今回のサービス卸では、NTT 東西の提供するシステムによって卸市場全体が作られるという意味合いがあり</mark>、FTTH サービスの卸市場としてうまく機能しているかという問題である。<mark>小売事業者が円滑に事業を展開できるかということは重要であり、<u>NTT 東西の社内問題というよりは、一種の公的な事業性を持ったものだ</u>ということを総務省としてもきちんと認識いただきたい。</mark>

出所・競争評価2014事業者アンケート

事務局: 御指摘の点については配意してまいりたい。なお、業界団体の(一社)テレコムサービス協会において、卸元である NTT 東西と卸先である主要事業者との間で課題を共有し議論する場として FVNO 委員会が設置されたところであり、まずは そのような場で事業者間の話合いがどう進むかを見ていく必要があると考えている。

加えて、NTT 東西殿の営業部門による「サービス卸」における「光コラボレーションモデルの提供条件等について」(平成 26 年 10 月 16 日)における、利用者の「卸役務」から「接続」の移転を躊躇させる旨(違約金の適用を含む警告的な文言)の存在自体が、「供給拒絶・差

別的取扱い」の排除型私的独占行為が疑われるに加えて、当該サービス卸の取り扱い事業者が得た顧客基盤を、実質的に NTT 東西殿の NGN 回線加入者として縛り付けるものであり、かつ、解約した場合に固定電話番号(加入電話番号)を引き継げなくなる事は、あまねく利用者の利益を損なうばかりでは無く、「ひかり電話サービス」が齎す番号ポータビリティ制度の欠陥を顕著に示すものである、と言える。

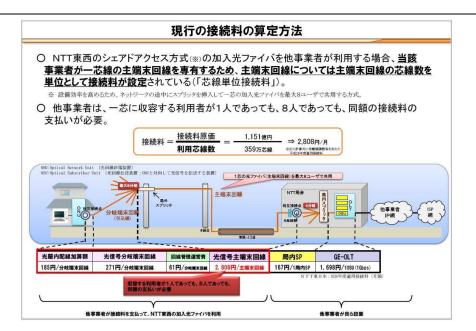
この「ひかり電話サービス」が齎す番号ポータビリティ制度の欠陥は、一般家庭用途や商業用途に留まらず、医療・介護、官公需(地方自治体、学校などを含む)にも用いられる固定電話番号が、NTT東西殿のひかり電話に縛り付けられる事を予期させるものである。

また、

- 提言(2)で指摘した通り、光配線区画の設定の仕方は、本来、NTT 東西殿のアクセス部門(貸出側)と営業部門(借受側)の利益相反するはずであり、異なる立場としての意見が提出されなければ、NTT グループ内の理由により、利害一致が図られたと推測される事
- 加入者光ファイバーの貸出の参入性や多様性が増加する事は、NTT 東西殿のアクセス部門にとっては利益があるが、競争事業者の参入は NTT 東西殿の営業部門の利害とは必ずしも一致しない事
- 光配線区画や接続料負担は、公正取引委員会の「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」に明示される供給先事業者(=借受事業者)が、当該事業活動を行うに当たり、他の商品では代替できない必須の商品に相当する、と考えられるも、他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為である、排除行為に相当すると思われるご発言が NTT 東西殿の意見聴取の際に見られた事

を鑑みると、同一社内でのファイヤウォール規制は、制度制定の主旨は正しかったとしても、その規制実効性は乏しいとも言える。

そして、フレッツ光 ライトの基本料金は 2,300 円/月(NTT 西日本殿の「光ライト割」適用の場合。および割引をしない場合でも、NTT 東西殿ともに基本料金:2,800 円/月。)である事を踏まえれば、「接続」で借受する事業者殿が支払う接続料との間に、プライススクイーズが起きている事からも、独占禁止法に基づく排除型私的独占行為が存在している、と考えられるものである。



(他事業者が接続料を支払って、NTT 東西の加入光ファイバを利用する場合において、その一芯の収容が 1 契約者の場合の合計原価(赤枠内合計)は 3,325 円/月である。)

この事から、仮に「接続」「敷設」を用いたインターネット接続市場と加入者電話市場における競争環境が回復しない場合は、当該「サービス卸」の認可取り下げを含めての断固たる対応が必要になるのではないか?という強い危機感を持って、サービス卸ガイドラインを踏まえた可及的速やかな対応を総務省殿は執られるべき、と要請するものである。

そして、情報通信審議会 電気通信事業政策部会の見地からの本ファイヤウォール規制の実効性を高める方法も、別途検討点になる、と考えられると共に、今後の情報通信審議会が執り行われる意見聴取の機会においては、NTT 東西殿のアクセス部門と営業部門を別々に招致される事が望ましい、と考える。

なお、我が国は、昭和 62 年(1984 年)12 月に第二次中曽根内閣が、電気通信事業法と改正国際電信電話法を成立させ、翌昭和 63 年(1985 年)4 月に施行されるに至った。これにより、公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)が廃止され、日本電信電話公社が日本電信電話株式会社(現 NTT 持株殿)に民営化され、、国際電信電話株式会社(現 KDDI 殿)に国際公衆電気通信事業以外の付帯業務・目的達成業務を認可されたと共に、電気通信事業への新規参入、電話機や回線利用制度の自由化が認められた。そして、1987年(昭和 62 年)に第二電電(現 KDDI 殿)、日本高速通信(現 KDDI 殿)、日本テレコム(現ソフトバンク殿)の 3 社が、NCC(New Common Carrier)として長距離電話サービスに参入し、『通信の自由化』という時代が幕開けされたのである。

この間には、平成 6 年(1984 年)に合意された、サービスの貿易に関する一般協定(通称 GATS)を、我が国も多国間条約として署名し、現 WTO:世界貿易機関に引き継がれると共に、FTA や EPA 等の二国間条約、そして TPP や FTAAP 等の地域間条約が見据えられている。

しかしながら、この加入者回線の物理的本質である、ボトルネック性を要因とする課題は、昭和 63 年(1985 年)4 月以前から引き続いている事を、あらためて確認されるものであり、可及的速やかな解決の必要性を重ねて確認させられた答申内容と捉える。

ここでは、以下に示す、サービスの貿易に関する一般協定(通称 GATS)の条文を引用するが、第一種指定電気通信設備に指定されている加入者光ファイバ網の可用範囲である光配線区画の問題の実態が把握されたにも関わらず、課題解決を先送りする事で、国際問題に繋がる事が無いよう、外務省:経済局サービス貿易室殿や経産省:通商政策局殿ならびに産業構造審議会 通商・貿易分科会殿(不公正貿易政策・措置調査小委員会殿)と意見交換を行う等、それら条約や協定を踏まえたより多角度な専門的知見に基づく検討、および内閣府:高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)など政府横断型対応が必要、と考える次第である。

付属書一 B サービスの貿易に関する一般協定

http://www.meti.go.jp/policy/trade policy/wto agreements/marrakech/html/wto15.html

第八条 独占及び排他的なサービス提供者

- 1. 加盟国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第二条の規定及び特定の約束に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。
- 2. <mark>加盟国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該加盟国の特定の約束に基づくものを</mark> 提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、<mark>加盟国は、当該サービス提供者が自国の領域内で</mark> 当該約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。
- 3. <mark>サービスの貿易に関する理事会は、</mark>加盟国が他の加盟国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該加盟国の要請に応じ、当該サービス提供者を設立し、維持し又は許可した加盟国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。
- 4. 加盟国は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の後に自国の特定の約束の対象となるサービスの提供に関して独占権を与える場合には、当該独占権を与える予定の遅くとも三箇月前までにサービスの貿易に関する理事会に通報する。この場合において、第二十一条の2から4までの規定を適用する。
- 5. この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、加盟国が法令上又は事実上(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用する。

電気通信事業法

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO086.html

(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号) 最終改正:平成二七年五月二二日法律第二六号

第二十九条(業務の改善命令) 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

九 <mark>電気通信事業者が

国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を

誠実に履行していないため、

公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。</mark>

意見書

平成27年8月6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 KDDI株式会社

たいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし代表取締役社長 田中 孝司

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

○ はじめに

「日本再興戦略」及び「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月)を踏まえ、2020 年代に向けて世界最高レベルの ICT 基盤の更なる普及・発展による経済活性化や国民生活の向上を実現するため、平成 26 年 2 月より、情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会においてその実現に向けた検討が進められました。

その検討の結果、平成26年12月、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 – 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて – において、世界最高水準のIT 社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るためのICT 基盤の在り方について具体的な方針が示されました。

特に、NTT 東・西が設置する加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、「FTTH サービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤として重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要」という方向性が示され、NTT東・西が設置する加入光ファイバに光配線区画に係る物理的な制約があり、これを改善するための取組も十分に進んでいない状況の中、どのように事業者間の競争を促進し、伸び悩む利用率の向上につなげるのか等について、本年2月から6月まで開催された情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(以下、「接続政策委員会」といいます。)において具体的な議論が期待されていたところです。

しかしながら、今回取りまとめられた「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)(以下、「本答申(案)」といいます。)では、情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申(平成24年3月29日。以下、「第二次答申」といいます。)において競争阻害要因の解消に向けた本質的な対処とされた光配線区画の見直しが、第二次答申後、全く成果を上げておらず、また、今後の取組に関しても、これまでと同様に光配線区画の見直しを行うだけでは統合率が劇的に上がっていくことは期待できないと確認されたにも関わらず、光配線区画に係る物理的な制約に起因して収容率を高めにくいという課題への代替策及び公正な競争環境を整備するための方策として、事業者から提案された加入光ファイバ接続料の料金体系を光配線区画に依存しにくい料金体系に見直す提案については見送られることとなりました。

一方で、NTT 東・西が提案した減価償却方法の変更やコスト削減努力といった制度的拘束力を伴わず、また、示された接続料の低廉化といった効果も何ら確約・保証されない提案を一方的に採用し、各種状況を踏まえた見直しの検討については3年後の見直しの中で検討を行うことが適当とされました。

光配線区画に係る物理的な制約があり、それが改善されない状況において、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という目的を達成するためには、結果としての接続料水準の低廉化のみならず、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行うことが必要であり、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要であると考えます。

また、本答申(案)が、制度的拘束力を伴わない NTT 東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての減価償却方法の変更に依拠している以上、NTT 東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況であるため、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利

用促進を図るためには、NTT 東・西は、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた各年度の具体的な接続料水準について明示することが必要であり、また、NTT 東・西の提案した内容の前提が崩れた場合には、直ちに「接続制度の在り方」の検討を再開し、接続料体系の見直しを適切に行う等の措置が必要であると考えます。

○ 各論

章	頁	意 見
第2章 第二次答	14頁	【答申案】
申を踏まえた取組と		この取組により、平成27年3月末までの3年間の間に、NTT東日本エリアで約6,500区画、NTT西日本エリアで約36,000区画の統合が
その後の環境変化		実現されたが、光配線区画の総数が多いため(東日本:約71万区画、西日本:約93万7千区画)、区画の総数に占める統合率は、
		NTT東日本エリアでは約0.9%、NTT西エリアでは約3.8%にとどまっている。
2.1. 既存の光配		
線区画の見直し		【意見】
(隣接区画の統		シェアドアクセス方式では、1ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、
合)		そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1 光配線区画における局外スプリッタの適正設置(「8 収容」の原則の徹底)が重
		要な要素となります。
		しかしながら、本答申案に記載のあるとおり、光配線区画の統合の取組はほとんど効果をあげておらず、光配線区画の問題に起因して収容
		率を高めにくいという課題の解消がなされていないことから、その代替策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参
		入等による競争促進を図ることが必要であり、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。
第2章 第二次答	14頁	【答申案】
申を踏まえた取組と		NTT 東西から、総務省に対し、平成 27 年 3 月末の一光配線区画当たりの平均回線数は、NTT 東日本エリアで 57.7 回線、NTT 西日
その後の環境変化		本エリアで 37.6 回線と報告されている。
2.1. 既存の光配		【意見】
線区画の見直し		当該平均回線数には、シェアドアクセスで提供し得ない大規模マンション等の回線数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保さ
(隣接区画の統		れているかどうかを判断すべきではありません。シェアドアクセスで提供し得る実質的な一光配線区画当たりの平均回線数は、約 20~30 回線
合)		程度の認識です。

章	頁	意 見
第2章 第二次答	16頁	【答申案】
申を踏まえた取組と		二次答申後の取組は、いずれの取組についても、接続事業者が利用する加入光ファイバの収容率を高める観点から成果を上げたと評価す
その後の環境変化		るには十分とはいえないものである。
		また、今後の取り組みに関しても、第二次答申に示されたように、既存の光配線区画の見直し等によって光配線区画が拡大すれば、区画
2.5. 光配線区画		内の利用者数が増加するため、接続事業者にとっても、光配線区画における収容率を高めることがより容易になるが、これまでと同様に、「現に
の見直しに関する考		収容されているユーザがなく、かつ、地理的・物理的に統合困難でない光配線区画」等について隣接区画との統合等の見直しを行うだけでは、
え方		NTT東日本地域で約70万区画、NTT西日本地域で約90万区画という膨大な数の光配線区画の総数に占める統合率が劇的に上がってい
		くことは今後とも期待できないと考えられる。
		【意見】
		先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が
		必要であり、そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8収容」の原則の徹底が重要な要素となります。
		今後も継続して光配線区画の統合を進めることは重要であり、引き続き、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8収容」の原則の
		徹底に努めていくことは必要ですが、一方で、答申案に記載のあるとおり、その効果には限界があることから、今後も同様に光配線区画の見直
		しの取組を進めただけでは、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題の解消は期待できません。
		したがって、その代替策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要であ
		り、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。
第3章 加入光ファ	24頁	【答申案】
イバに係る接続制度		中でも、「接続」型の提供形態は、(中略)特にサービスの向上や多様化につながりやすい提供形態といえるものである。このため、「接続」
の在り方		型の提供形態は、我が国の FTTH 市場におけるイノベーションの創出やサービスの多様化を図る観点から、今後とも、多様な事業者によって広
		く活用されることを期待すべき提供形態である。
1. 基本的な考え方		
		【意見】
		答申案の記述に賛同いたします。FTTH 市場におけるイノベーションの創出やサービスの多様化を図るためには、「接続」型の提供形態が、多

章	頁	意見
		様な事業者によって広く活用されることが必要であり、そのためには、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題への代替策
		及び公正な競争環境を整備するための方策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を
		図ることが必要であり、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。
第3章 加入光ファ	25頁	【答申案】
イバに係る接続制度		こうした現状においては、NTT 東西が既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の新設等の取組を進めることは、第二次
の在り方		答申に示されたように、引き続き、他事業者が借りる加入光ファイバの収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本
		質的な対応と位置付けられるものである。
2. 既存の光配線		このため、総務省においては、引き続き、NTT 東西による既存の光配線区画の統合等の取組の実施状況を注視することが適当である。
区画の見直し等に		
関する考え方		【意見】
		先述のとおり、今後も継続して光配線区画の統合を進めることは重要であり、引き続き、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 収
		容」の原則の徹底に努めていくことは必要ですが、一方で、答申案に記載のあるとおり、その効果には限界があることから、今後も同様に光配線
		区画の見直しの取組を進めただけでは、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題の解消は期待できません。
		したがって、その代替策として、政策的措置としての接続料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要であ
		り、また、真に競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。
		なお、総務省においては、NTT 東・西による既存の光配線区画の統合等の取組の実施状況を注視するだけではなく、その取組結果につい
		ても、他事業者が実施状況を把握できるように、適時適切に公表していただきたいと考えます。
第3章 加入光ファ	25頁	【答申案】
イバに係る接続制度	26頁	接続事業者が収容率を高めるには、NTT 東西によって「8 収容」の原則が運用上遵守されることが前提となる。(中略)NTT 東西におい
の在り方		て、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する規定)を接続約款に
		明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。
3.1.「8収容」の		なお、上記の実効性を確保する観点から、「8 収容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なも
原則を巡る課題への		の」(電気通信事業法第 33 条第 4 項第 1 号ホ)と位置付け、例えば、電気通信事業法施行規則(第 23 条の 4)を改正するなど、原
対処の在り方		則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。

章	頁	意見
		また、NTT 東西が「8 収容」の原則を遵守しなかった場合の対応については、「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の責
		任に関する事項」(電気通信事業法第 33 条第 4 項第 1 号八)と位置付け、接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。
		【意見】
		先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が
		必要であり、そのためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 収容」の原則の徹底が重要な要素となることから、答申案の記述に
		賛同いたします。
第3章 加入光ファ	26頁	【答申案】
イバに係る接続制度		情報開示告知の改正の趣旨は、ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、接続事業者による加入光ファイ
の在り方		バの利用の円滑化を図ることであり、開示される情報が正確であることが前提となっていることは明らかである。
		したがって、まずは、NTT 東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シ
3.2. 光配線区画		ェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的な
の範囲の特定に係る		実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。なお、光配線区画情報の提供は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ
課題への対処の在り		を利用する事業者に共通する基本的なものであることから、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT 東西の利用部門も含む接続事
方		業者全体で費用負担することが適当である。
		また、総務省においては、NTT 東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲の特定をより容
		易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に加えて、光配線区画内の全ての
		電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。
		【意見】
		先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が重要であり、そのためには、開示される光配線区画の
		情報が正確であることが必要であるため、答申案の記述に賛同いたします。
		なお、システム開発等の費用が発生する場合には、当該費用を NTT 東・西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担する必要があ
		ることから、過度な開発や高額なシステム開発とならないように留意が必要です。

章	頁	意見
第3章 加入光ファ	27頁	【答申案】
イバに係る接続制度		NTT 東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。
の在り方		また、NTT 東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する
		「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる
3.3. 光配線区画		光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の
が事後的に分割・縮		構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、
小される課題への対		総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。
処の在り方		総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであること
		に鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や NTT 東西による上記措置の実施状況について注視する
		ことが適当である。
		【意見】
		事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した 1 主端末回線当たりのユーザ収容数の確保が困難となり、
		接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼすことから、本来、事後的に光配線区画を分割・縮小するような運用は実施されるべきではありま
		せん。
		しかしながら、回線開通等の際に、真にやむを得ない事由から事後的に光配線区画を分割・縮小せざるを得ないようなケースも存在すること
		から、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和を図るためには、当該事例を類型化した上で公表し、光配線区画に係る運用を改善すること
		が重要であることから、答申案の記述に賛同いたします。
		ただし、「工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当
		該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること」については、回線開通が遅延する等のユーザへの直接的な影響があってはならないこと
		から、運用方法等の詳細については、接続事業者の意見をよく聴いた上で(例えば、接続事業者が回線開通の遅延等の影響を回避するため
		に、真にやむを得ない事由以外は発生しない前提において事前確認の省略を希望する場合には、事後に通知・検証する運用にする等)定め
		ることが必要です。
第3章 加入光ファ	28頁	【答申案】

章	頁	意見
イバに係る接続制度		加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方については、(中略)競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするため
の在り方		には、公正性・適正性の観点から、NTT 東西の設定した光配線区画の広さ(区画内の世帯数の多寡)に依存しにくい接続料金体系への見
		直しが必要との意見が提出された。
4.1. 算定方法の		また、NTT 東西が提供を開始した「サービス卸」については、これらの事業者等から、NTT 東西のサービスの再販売に過ぎず、サービスはフレッ
見直しの必要性		ツと同じものであり、料金競争も起きないとの意見や、「サービス卸」のみが促進されれば、NTT 東西のフレッツの独占力が高まり、その結果、
		NTT 東西の収容率のみが向上し、競争力が強化されるほか、「サービス卸」には、他の競合サービスへの移行を制限する条項もあるため、「接
		続」での競争がより一層困難になるため、「接続」の拡大が不可欠であり、今回の見直しにおいては「接続」の利用拡大につながる政策(接続
		料体系の見直し)を行うべきとの意見が提出された。
		【意見】
		答申案のとおり、光配線区画の統合の取組はほとんど効果をあげておらず、また、今後も同様に光配線区画の見直しの取組を進めただけで
		は、光配線区画の問題に起因して収容率を高めにくいという課題の解消は期待できないことから、その代替策として、政策的措置としての接続
		料体系の見直しを適切に行い、新規参入等による競争促進を図ることが必要です。
		「サービス卸」については、NTT東・西サービスの再販売に過ぎず、サービススペック等はNTT東・西に依存しているため、質的競争をもたらす
		独自性や多様性につながりやすい「接続」型の提供形態と異なり、FTTH市場におけるイノベーションの創出にもつながりません。「サービス卸」の
		みが促進されると、NTT東・西への依存度が高まり、その結果、NTT東・西の収容率のみが向上し、NTT東・西の価格競争力・独占力が強ま
		るほか、「サービス卸」で獲得したユーザを「接続」に移行させることは制限されていることから、「接続」での競争が一層困難になります。
		したがって、「接続」を拡大し、FTTH市場での競争促進を図るためには、政策的措置としての接続料体系の見直しが必要であり、また、真に
		競争促進に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。
第3章 加入光ファ	45頁	【答申案】
イバに係る接続制度	46頁	NTT 東西が当審議会におけるヒアリングの中で提案した償却方法の定額法への見直しについては、財務会計等の観点からの企業の自主的
の在り方		な取組と位置付けられるものの、これが実施されれば、少なくとも当面は、加入光ファイバに係る接続料全体が低廉化する効果を持つと考えら
		れ、平成 28 年度から実施した場合には企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」の取組に関する効果と併せて「新た
6.2. 加入光ファイ		な需要創出を前提とした大胆な推計では 2019 (平成 31) 年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」と NTT 東西自

章	頁	意見
バに係る接続料に関		身が表明したように相当の接続料の低減化が期待できるものである。
する当面の措置		(中略)このため、まずは、NTT 東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精
		緻化」といった取組について、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省において
		は、NTT 東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果につ
		いて検証することが適当である。
		【意見】
		NTT 東・西が提案した償却方法の変更やコスト削減努力等は、制度的拘束力を伴わず、示された接続料の低廉化といった効果も何ら確
		約・保証されていません。また、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の
		向上につなげる」という目的を達成するためには、結果としての接続料水準の低廉化のみならず、光配線区画の問題に起因して収容率を高め
		│ にくいという課題を解消する代替策として、政策的措置としての接続料体系見直しを適切に行うことが必要であり、真に競争促進に資する政策 │ │
		についての議論を十分に尽くすことが必要です。
		今回の答申案は、制度的拘束力を伴わない NTT 東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての償却方法の変更等に依拠している
		ため、NTT 東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況です。このような状況
		では、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利用促進を図ることは困難です。
		接続事業者の予見性を確保し、新規参入等の競争促進を図るためには、NTT 東・西が、平成 31 年度の主端末回線接続料 2,000 円
		程度に向けた平成 28 年度以降の各年度の具体的な接続料水準について明示し、その接続料水準を確実に実現することが必要です。具体
		的には、H28 年度接続料の変更認可申請時に、平成 28 年度接続料のみならず、平成 31 年度までの 4 年間の接続料について将来原価
		方式で算定し、認可申請することが必要であるとともに、現在特例的に認められている乖離額調整について、変更認可申請となる平成 28 年
		度接続料から平成 31 年度接続料に対して発生する乖離額については、その適用を認めない等、NTT 東・西に対して、自身が提案した接続
		料の低廉化の取組を確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。
第3章 加入光ファ	45頁	【答申案】
イバに係る接続制度		光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況において「接続」型の接続形態が広く活用されるためには、未利用芯線に係る費用や電柱・
の在り方		土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」に見直すこと等の方法により接続料体系を見直すことも一案との意見もあった。

章	頁	意見
6.2. 加入光ファイ		【意見】
バに係る接続料に関		電柱・土木設備の費用については、「契約者数比」で配賦されたものを「芯線単位」で費用負担することで、光の中の事業者間の費用負担
する当面の措置		に不整合が発生していることから、メタル回線と光回線のコスト配賦基準が「契約者数比」である現状においては、光の中の費用配賦についても
		「契約者数比」に見直した方が、接続料負担の公平性が確保され、社会的経済的に一定の合理性がある負担方法となります。
		今回、光の中の配賦基準の見直しがなされないのであれば、「不整合」の解消のために、メタル回線と光回線のコスト配賦基準を、メタルの特
		殊性を踏まえた設備量ベースの配賦基準に見直す検討が必要です。
第3章 加入光ファ	46頁	【答申案】
イバに係る接続制度		接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、電柱・土木
の在り方		設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その
		差額は NTT 東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以
6.2. 加入光ファイ		降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。
バに係る接続料に関		
する当面の措置		【意見】
		NTT 東・西が、接続政策委員会(第 27 回)の資料で、「自己資本利益率の上昇やこれに伴う乖離額調整の影響を見込んでも、光ファ
		イバ接続料は低廉化するものと考えている」と述べているとおり、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合の「上昇」とは、乖離額調整を
		含めた水準を判断のベースとすべきであり、乖離額調整を含めた最終的な接続料水準が上昇した場合であることを明示する必要があります。
		また、NTT 東・西が「コスト把握の精緻化」を実施すると、主端末回線と分岐端末回線のコスト構造が変わる(主端末回線接続料は値下
		げ、分岐端末回線接続料は値上げ)ことから、主端末回線接続料のみを前年度と比較しても、接続料水準が「上昇」したかどうかを正しく判
		断できません。したがって、分岐端末回線接続料を含めた接続料トータルで上昇したかどうかを判断することが必要です。
第3章 加入光ファ	46頁	【答申案】
イバに係る接続制度		(前略)総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サー
の在り方		ビス卸」の料金水準や FTTH 市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当で
		ある。

章	頁	意見
6.3. 「サービス卸」		また、電気通信事業者が「接続」型の提供形態と「卸役務」型の提供形態とを併用する場合に、当該事業者が「卸役務」型の提供形態に
の卸料金との関係		よる役務から「接続」型の提供形態による役務へと利用者を移転することを、NTT 東西が不当に制限することがないようサービス卸ガイドラインを
		踏まえた対応がなされることも必要である。
		【意見】 答申案の記述に賛同いたします。「サービス卸」のみが促進されると、NTT東・西への依存度が高まり、その結果、NTT東・西の収容率のみが向上し、NTT東・西の価格競争力・独占力が強まるほか、「サービス卸」で獲得したユーザを「接続」に移行させることは制限されていることから、「接続」での競争が一層困難になります。 「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に保たれ、FTTH 市場において健全な競争が機能しているかどうかについて、総務省が定期的な検証し、その検証結果を公表することが必要です。あわせて、NTT 東・西がサービス卸ガイドラインを踏まえた適切な対応を実施しているかどうかについて注視・検証することが必要であり、当該検証においても、この点を留意することが必要です。 なお、こうした検証の際に、47頁の脚注にあるように、例えば、BTが提供する光卸売サービスのような諸外国の事例も参考にして検証を行うことも重要です。
第3章 加入光ファ	47頁	【答申案】
イバに係る接続制度	17.5	NTT 東西自身が加入光ファイバに係る接続料の低廉化に向けた取組を実施し、総務省がその取組の実施状況を注視することが当面の措
の在り方		置としては適当と考えるが、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配
		線区画に関する取組の状況、「サービス卸」を含む FTTH 市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直し
6.4. 加入光ファイ		ー の検討を行うことが適当である。
バに係る接続制度の		その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担
在り方の見直し		の在り方も含め、3 年後の見直しの中で、検討を行うことが適当である。
		【意見】
		ため、答申案のもとになった NTT 東・西自身が表明した接続料の低廉化に対する取組の前提が崩れた場合には、直ちに「接続制度の在り方」

章	頁	意見
		の検討を再開し、接続料体系の見直しを適切に行う等の措置が必要です。
		また、電柱・土木設備の費用については、「契約者数比」で配賦されたものを「芯線単位」で費用負担することで、光の中の事業者間の費用
		負担に不整合が発生していることから、今回、光の中の配賦基準の見直しがなされないのであれば、「不整合」の解消のために、メタル回線と光
		回線のコスト配賦基準を、メタルの特殊性を踏まえた設備量ベースの配賦基準に見直す検討が必要です。
第3章 加入光ファ	48頁	【答申案】
イバに係る接続制度		「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」が平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環
の在り方		として再推計されたものであることを踏まえ、NTT 東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平
		成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年
6.5. 光ファイバケー		を用いる方向で検討することが適当である。
ブルの耐用年数の見		
直し		【意見】
		答申案の記述に賛同いたします。「長期増分費用モデル研究会」において再推計された光ファイバの「経済的耐用年数」(架空 17.6 年、
		地下 23.7年)は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものであり、光ファイバケーブルの耐用年数とし
		て、当該「経済的耐用年数」を用いることは妥当であると考えます。
第4章 提言(まと	49頁	【答申案】
め)		(1)加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置(第3章6.2参照)
		(中略)
1. 加入光ファイバに		・この観点からは、接続事業者に対する加入光ファイバ 1 芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH 市場における「接続」型の提
係る接続料の算定		供形態の利用の促進に資するものと考えられる。NTT 東西が提案した償却方法の見直しについては、これが実施されれば、少なくとも当
方法の在り方		面は、加入光ファイバに係る接続料全体が低廉化する効果を持つと考えられ、企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の
		精緻化」の取組に関する効果と併せて相当の接続料の低廉化が期待できるものである。
		(中略)
		・ このため、まずは、NTT 東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」
		といった取組について、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、

章	頁	意見
		NTT 東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果つい
		て検証することが適当である。
		【意見】
		先述のとおり、NTT 東・西が提案した償却方法の変更やコスト削減努力等は、制度的拘束力を伴わず、示された接続料の低廉化といった
		効果も何ら確約・保証されていません。また、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び
		悩む利用率の向上につなげる」という目的を達成するためには、結果としての接続料水準の低廉化のみならず、光配線区画の問題に起因して
		収容率を高めにくいという課題を解消する代替策として、政策的措置としての接続料体系見直しを適切に行うことが必要であり、真に競争促進
		に資する政策についての議論を十分に尽くすことが必要です。
		今回の答申案は、制度的拘束力を伴わない NTT 東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての償却方法の変更等に依拠している
		ため、NTT 東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況です。このような状況
		では、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利用促進を図ることは困難です。
		接続事業者の予見性を確保し、新規参入等の競争促進を図るためには、NTT 東・西が、平成 31 年度の主端末回線接続料 2,000 円
		程度に向けた平成 28 年度以降の各年度の具体的な接続料水準について明示し、その接続料水準を確実に実現することが必要です。具体
		的には、H28 年度接続料の変更認可申請時に、平成 28 年度接続料のみならず、平成 31 年度までの 4 年間の接続料について将来原価
		方式で算定し、認可申請することが必要であるとともに、変更認可申請となる平成 28 年度接続料から平成 31 年度接続料に対して発生する
		乖離額については、その適用を認めない等、NTT 東・西に対して、自身が提案した接続料の低廉化の取組を確実に実施するよう促し、接続料
		の低廉化を確固たるものにする必要があります。
第4章 提言(まと	49頁	【答申案】
め)		(1)加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置(第3章6.2参照)
		(中略)
1. 加入光ファイバに		・また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、電
係る接続料の算定		柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続料を前年度と同水準以
方法の在り方		下として、その差額は NTT 東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金

章	頁	意 見
		額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。
		【意見】
		先述のとおり、NTT 東・西が、接続政策委員会(第 27 回)の資料で、「自己資本利益率の上昇やこれに伴う乖離額調整の影響を見込
		んでも、光ファイバ接続料は低廉化するものと考えている」と述べているとおり、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合の「上昇」とは、乖
		離額調整を含めた水準を判断のベースとすべきであり、乖離額調整を含めた最終的な接続料水準が上昇した場合であることを明示する必要
		があります。
		また、NTT 東・西が「コスト把握の精緻化」を実施すると、主端末回線と分岐端末回線のコスト構造が変わる(主端末回線接続料は値下
		げ、分岐端末回線接続料は値上げ)ことから、主端末回線接続料のみを前年度と比較しても、接続料水準が「上昇」したかどうかを正しく判
		断できません。したがって、分岐端末回線接続料を含めた接続料トータルで上昇したかどうかを判断することが必要です。
第4章 提言(まと	50頁	【答申案】
め)		(2)加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し (第3章6.4参照)
		・加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の 3 年後の見直しと併せて、
1. 加入光ファイバに		接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含む FTTH 市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国
係る接続料の算定		の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。
方法の在り方		・ その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負
		担の在り方も含め、3 年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。
		【意見】
		先述のとおり、今回の答申案が、制度的拘束力を伴わない NTT 東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての償却方法の変更等
		に依拠しているため、答申案のもとになった NTT 東・西自身が表明した接続料の低廉化に対する取組の前提が崩れた場合には、直ちに「接続
		制度の在り方」の検討を再開し、接続料体系の見直しを適切に行う等の措置が必要です。
		また、電柱・土木設備の費用については、「契約者数比」で配賦されたものを「芯線単位」で費用負担することで、光の中の事業者間の費用
		負担に不整合が発生していることから、今回、光の中の配賦基準の見直しがなされないのであれば、「不整合」の解消のために、メタル回線と光

章	頁	意見
		回線のコスト配賦基準を、メタルの特殊性を踏まえた設備量ベースの配賦基準に見直す検討が必要です。
第4章 提言(まと	50頁	【答申案】
め)		(3)「サービス卸」の卸料金との関係について(第3章6.3参照)
		・ 総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の
1. 加入光ファイバに		料金水準や FTTH 市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当であ
係る接続料の算定		వ 。
方法の在り方		・また、電気通信事業者が「接続」型の提供形態と「卸役務」型の提供形態とを併用する場合に、当該事業者が「卸役務」型の提供形態
		による役務から「接続」型の提供形態による役務へと利用者を移転することを、NTT 東西が不当に制限することがないようサービス卸ガイド
		ラインを踏まえた対応がなされることも必要である。
		【意見】
		先述のとおり、「サービス卸」のみが促進されると、NTT東・西への依存度が高まり、その結果、NTT東・西の収容率のみが向上し、NTT東・
		西の価格競争力・独占力が強まるほか、「サービス卸」で獲得したユーザを「接続」に移行させることは制限されていることから、「接続」での競争
		が一層困難になります。
		「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に保たれ、FTTH市場において健全な競争が機能しているかどうかについて、総務
		省が定期的な検証し、その検証結果を公表することが必要です。あわせて、NTT東・西がサービス卸ガイドラインを踏まえた適切な対応を実施
		しているかどうかについて注視・検証することが必要であり、当該検証においても、この点を留意することが必要です。
		なお、こうした検証の際に、47頁の脚注にあるように、例えば、BTが提供する光卸売サービスのような諸外国の事例も参考にして検証を行う
		ことも重要です。
第4章 提言(まと	50頁	【答申案】
め)		(4)光ファイバケーブルの耐用年数の見直し(第3章6.5参照)
		・ NTT 東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計
1. 加入光ファイバに		及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当
係る接続料の算定		である。

章	頁	意 見
方法の在り方		
		【意見】
		先述のとおり、「長期増分費用モデル研究会」において再推計された光ファイバの「経済的耐用年数」(架空 17.6 年、地下 23.7 年)は、
		現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものであり、光ファイバケーブルの耐用年数として、当該「経済的耐
		用年数」を用いることは妥当であるため、答申案の記述に賛同いたします。
第4章 提言(まと	50頁	【答申案】
め)	51頁	(1)「8 収容」の原則を巡る課題への対処の在り方(第 3 章 3.1 参照)
		・NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する
2. その他加入光フ		規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。
ァイバに係る競争政		・ なお、上記の実効性を確保する観点から、「8 収容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な
策上の課題への対		もの」(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ)と位置付け、例えば、電気通信事業法施行規則(第23条の4)を改正するな
処の在り方		ど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。
		【意見】
		先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が
		必要であり、そのためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び「8 収容」の原則の徹底が重要な要素となることから、答申案の記述に
		賛同いたします。
第4章 提言(まと	51頁	【答申案】
め)		(2) 光配線区画の特定に係る課題への対処の在り方(第3章3.2参照)
		・NTT 東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シェアドアクセス方
2. その他加入光フ		式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的な実施工程と
ァイバに係る競争政		併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。
策上の課題への対		・ なお、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT 東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適当である。
処の在り方		・ 総務省においては、NTT 東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲の特定をより容易に

章	頁	意見
		し、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に加えて、光配線区画内の全ての
		電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。
		【意見】
		先述のとおり、シェアドアクセス方式では、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が重要であり、そのためには、開示される光配線区画の
		情報が正確であることが必要であるため、答申案の記述に賛同いたします。
		なお、システム開発等の費用が発生する場合には、当該費用を NTT 東・西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担する必要があ
		ることから、過度な開発や高額なシステム開発とならないように留意が必要です。
第4章 提言(まと	51頁	【答申案】
め)		(3) 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方(第3章3.3参照)
		・ NTT 東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。
2. その他加入光フ		・ また、NTT 東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画の構成に
ァイバに係る競争政		変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総
策上の課題への対		務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。
処の在り方		・ 総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであるこ
		とに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や NTT 東西による上記措置の実施状況について注
		視することが適当である。
		[意見]
		大述のとおり、事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した 1 主端末回線当たりのユーザ収容数の確保
		が困難となり、接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼすことから、本来、事後的に光配線区画を分割・縮小するような運用は実施され
		るべきではありません。
		しかしながら、回線開通等の際に、真にやむを得ない事由から事後的に光配線区画を分割・縮小せざるを得ないようなケースも存在すること
		から、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和を図るためには、当該事例を類型化した上で公表し、光配線区画に係る運用を改善すること

章	頁	意 見
		が重要であることから、答申案の記述に賛同いたします。
		ただし、回線開通が遅延する等のユーザへの直接的な影響があってはならないことから、運用方法等の詳細については、接続事業者の意見
		をよく聴いた上で定めることが必要です。
第4章 提言(まと	51頁	【答申案】
め)		上記1(1)及び(4)については、NTT 東西において、平成 28 年度から上記措置を反映すべく接続約款の変更認可申請を行うこと
		が適当である。
3. 見直しのスケジュ		
ール		【意見】
		先述のとおり、今回の答申案は、制度的拘束力を伴わない NTT 東・西の企業経営上の判断(裁量)の結果としての償却方法の変更等
		に依拠しているため、NTT 東・西の裁量次第で今後の接続料水準が大きく変動し、接続事業者の予見性の確保が非常に困難な状況です。
		このような状況では、新規参入等による競争促進によって「接続」型の提供形態の利用促進を図ることは困難です。
		接続事業者の予見性を確保し、新規参入等の競争促進を図るためには、NTT 東・西が、平成 31 年度の主端末回線接続料 2,000 円
		程度に向けた平成 28 年度以降の各年度の具体的な接続料水準について明示し、その接続料水準を確実に実現することが必要です。具体
		的には、H28 年度接続料の変更認可申請時に、平成 28 年度接続料のみならず、平成 31 年度までの 4 年間の接続料について将来原価
		方式で算定し、認可申請することが必要であるとともに、変更認可申請となる平成 28 年度接続料から平成 31 年度接続料に対して発生する
		乖離額については、その適用を認めない等、NTT東・西に対して、自身が提案した接続料の低廉化の取組を確実に実施するよう促し、接続料
		の低廉化を確固たるものにする必要があります。

以上

意見書【案】

平成27年8月6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 698-0024 住所 島根県益田市駅前町17-1 EAGA A201 氏名 株式会社アットアイ 代表取締役 横笛 洋人

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見		
第3章 加入光ファイバ	24 頁	【答申案】		
に係る接続制度の在り	-25 頁	2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方		
方		「接続」型の提供形態を採用する電気通信事業者にとっては、主端末回線1芯線ごとに接続料の支払いが必要となる現行の		
		接続料体系の下では、主端末回線1芯線を共用することのできる契約者を増やせば増やすほど「利用者当たりの接続料相		
		当額」を低廉化させることが可能であり、主端末回線を共用することのできる契約者を増やすことが事業戦略上決定的に重		
		要である。		
		【意見】		
		光配線区画あたりの平均回線数は、地域ごとに大きな差異があり平均収容数の少ない地域においては、必然的に主端末		
		回線に接続されるユーザー数が少なくなりユーザーあたりのコストも高くなる。		
		(例. H26 年 9 月末時点の光配線区画あたりの平均回線数は 大阪府:49.8 回線 島根県:29.1 回線で、それぞれの府県で		
		司様の利用率であった場合にも、収容が分散する島根県の1ユーザーあたりの主端末回線費用は大阪府の実質 1.7 倍とな		
		3 。)		
		このように、サービスを全国展開していない地域系の通信事業者にとっては「接続」への参入が難しい状況であり、全国各		
		地の地域系通信事業の新規参入を促すためには、地域毎の実質費用が同等となるよう本答申案の見直しが必要と考える。		
	25 頁	【答申案】		
	-26 頁	3. 1. 「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方		
		「8収容」の原則が遵守されないような実態があれば競争関係にある接続事業者の収容率が上がらず、その結果、費用が引		
		き上げられることにもつながるため、こうした事例が発生し、又は発生するおそれがある現状のままでは、接続事業者の採算		
		が取れる時期の遅れや、ひいては参入意欲の低下にもつながりかねず、「接続」によるFTTH市場への新規参入を思いとど		
		まらせる効果が残ると考えられる。		
		【意見】		
		主端末回線単位という料金体系においては、主端末回線を効率的に利用するというインセンティブが NTT 東西殿に働かな		

章	頁	意見
		いため、モラルハザート的に「8収容」の原則が崩れることは当然考えられる。
		また、「8収容」の原則が崩れないよう、様々な報告・監視のルールを定め運用することは手間やコストに繋がる上、実際に
		問題が見つかった場合には、影響のあった接続事業者の不利益を整理し費用の扱いを調整する必要があるなど多くの問題
		を生じることとなる。
		これらについては、分岐単位接続料の考え方を用いることで、主端末回線を効率的に利用するというインセンティブが NTT
		東西殿に強く働くことになるため、結果的に報告・監視のルールを定めることなく「8収容」の原則が守られると考える。
	45 頁	【答申案】
	-46 頁	6. 2. 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置
		加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資す
		るものと考えられる。~中略~ 新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料
		は 2,000 円程度になる見込み
		【意見】
		「FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる」とあることから、事業者が新規参入可
		能となる条件等について何かしらの検討がなされたものと思われるが、答申案にはその記載が見当たらない。
		もし、事業者の新規参入見込みが何ら無いままに本答申案が提出されたのであれば、今後、新規参入する事業者が無い
		状況が長期間続くことが容易に想像できるため、改めて本件調査の上、直ちに答申案の見直しを行うべきと考える。
		また、NTT 東西殿から出された本提案のタイミングが遅く、その内容を審議会で十分に検討する時間が無かったとすれば、
		その提案については答申に含めるべきではなく、別の形で継続審議していただきたい。

以上

北総通企経 第 15 - 25 号 平成 27 年 8 月 6 日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 様

郵便番号060-0031

(ふりがな) さっぽろしちゅうおうくきた1 じょうひがし2ちょうめ5 ばん3 住 所 札幌市中央区北1条東2丁目5番3

(ふりがな)ほっかいどうそうごうつうしんもうかぶしきかいしゃ氏名北海道総合通信網株式会社

とりしまりやくしゃちょう みやもと えいいち 取締役社長 宮本英一

章	頁	意 見
第4章 提言(まとめ)	49	【答申(案)】 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (1) 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置 〜省略〜 ・ しかし、NTT東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられ、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、接続料水準の急激な低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		 【意見】 ・当社も含め「自己設置」型の事業者は、大規模な設備投資等のリスクを取ったうえで事業を展開しており、厳しい競争環境の中で、「サービスの多様化」や「ネットワークダイバーシティ」の確保といった面で一定の貢献を果たしているものと考えております。 ・こうした「自己設置」型事業者の存在意義は今後とも大きく、今回答申案において、『「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である』ことが明記されたことに賛同するとともに、公正な競争環境の下で引き続き設備投資インセンティブが働くような制度設計が成されるよう強く要望します。
—————————————————————————————————————	頁	意 見
第4章 提言(まとめ)	49	 【総務省案】 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (1) 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置 ~省略~ ・ このため、まずはNTT東西において、企業努力による更なる効率化、費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」といった取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当である。 【意見】 ・接続料の低廉化に向けたNTT東西の取組の検討に際し、両社の取組内容によっては、接続料体系の見直しが無くとも、(前述の)「接続料水準の急激な低廉化」が進む恐れがあります。 ・ 特に償却方法の見直しについては、本来、企業会計上、適切に設定すべきものであり、接続料の低廉化のために見直すようなものではないことから、見直しに伴う不連続性に起因した接続料の急激な変化によって、不公平な競争や市場の混乱を招くといったことのないよう、慎重に検討を進めて頂くよう要望します。

章	頁	意 見
第4章 提言(まとめ)	49	 【総務省案】 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置 ~省略~ また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する 事業者に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当 該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、 この一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。 【意見】 電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することは、過去に検討された「分岐単位接続」と 同様に多数のお客様を獲得した事業者が他の事業者の肩代わりをすることに繋がるという問題を含んでおり、一時的 な措置とはいえ、適当な施策ではないと考えます。
<u> </u>		
章	頁	意見
第4章 提言(まとめ)	50	【総務省案】 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (2) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し ・ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。 ・ その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。
		 【意見】 ・ 今回の議論においては、政策上の課題である「ブロードバンドサービスの普及促進」が進んでいない要因が十分検証されないまま、現行の接続制度のみに焦点が当てられて検討が進められたように見受けられます。 ・ 3年後の見直し・検討においては、接続料の低廉化ありきではなく、光の利用効率向上を阻害する要因を十分に検証し、見直しが必要と判断された場合には「自己設置」「接続」「卸役務」の各事業者における公正な競争環境の確保に留意のうえ、議論を進めて頂くよう要望します。

平成 27 年 8 月 6 日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 650-0027
(ふりがな)ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり
住所 兵庫県神戸市中央区中町通2丁目
3番2号 三共神戸ツインビル7階
(関西ブロードバンド株式会社内)
(ふりがな)でいえすえるどぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし
氏名 DSL事業者協議会 会長 三須久

意見提出者 DSL 事業者協議会

章	頁	意見
3. 光配線区画に関する	25-27	【答申案】
新たな課題への対処の		3.1.「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方
在り方		
		したがって、まずは、NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなか
		った場合の対処(返金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。
		なお、上記の実効性を確保する観点から、「8収容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行う
		ために必要なもの」(電気通信事業法第 33 条第4項第1号木)と位置付け、例えば、電気通信事業法施行規則(第 23 条の
		4)を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。
		また、NTT東西が「8収容」の原則を遵守しなかった場合の対応については、「第一種指定電気通信設備を設置する電気通
		信事業者の責任に関する事項」(電気通信事業法第33条第4項第1号ハ)と位置付け、接続約款における必要的記載事項と
		することが適当である。
		3.2.光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方
		したがって、まずは、NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加
		入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために
		必要な措置を検討し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。なお、光配線区画情報
		の提供は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に共通する基本的なものであるから、システム開発等の
		費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適当である。
		また、総務省においては、NTT東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲

章	頁	意見
		の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に
		加えて、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。
		3.3.光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方
		NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既
		存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画
		が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光
		配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。
		また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業
		者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者
		の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に
		速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること
		等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表すること
		が適当である。
		総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得
		るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やNTT東西による上記措
		置の実施状況について注視することが適当である。
		【意見】
		今回、接続政策委員会において議論を行う中で、NTT 東西殿の運用に係る様々な課題が顕在化しました。これらの課題
		は、接続事業者にとって収容率を高める上での大きな阻害要因です。したがって、阻害要因解消のための措置をとるのはもち
		ろんのこと、抜本的な解決策として、NTT 東西殿の運用に接続事業者の収容率向上が左右されない、すなわち配線区画に依

章	頁	意見
		存しない接続料体系へと見直しを図るべきです。
		また、NTT 東西殿は、これまで設備構築と同時にユーザを獲得する等、優位な立場を利用し高い収容率を実現しています
		が、後発事業者は NTT 東西殿からの設備構築完了(提供エリアの拡大等)の通知後に、サービス企画・自前設備の設置等の
		準備を行うため、NTT 東西殿が先行しユーザ獲得した数か月後でなければ、サービス提供ができません。そのような後発事
		業者が収容率を高め難い構造が存在していることからも、コスト構造で有利な既存事業者と競争できる環境を整備すべきと考
		えます。
6. 加入光ファイバに係	45-46	【答申案】
る接続料の算定方法に		6.2.加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置
関する考え方		戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、上記4や上記5で事業者等やNTT東
		西自身も提案したように、この提供形態が利用される際の接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要で
		あり、接続事業者に対する加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型の提供
		形態の利用の促進に資するものと考えられる。NTT東西が当審議会におけるヒアリングの中で提案した償却方法の定額法へ
		の見直しについては、財務会計等の観点からの企業の自主的な取組と位置付けられるものの、これが実施されれば、少なく
		とも当面は、加入光ファイバに係る接続料全体が低廉化する効果を持つと考えられ、平成 28 年度から実施した場合には企
		業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」の取組に関する効果と併せて「新たな需要創出を前提とした大
		胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」とNTT東西自身が表明したように相
		当の接続料の低廉化が期待できるものである。
		一方、本審議会における審議では、上記6. 1で述べたように、光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況において「接
		続」型の提供形態が広く活用されるためには、未利用芯線に係る費用や電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数
		比」に見直すこと等の方法により接続料体系を見直すことも一案との意見もあった。また、この点について、接続料全体の低
		廉化を図ることよりも、接続料体系の見直しにより低収容の事業者にとっての競争環境を改善することが適切との意見もあっ
		<i>t</i> =。
		しかし、NTT東西による上記の取組と併せて接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉

	頁	意見
+	Д.	
		ですることもあり何ると考えられる。その場合、テイ・オンティコムが意見を示したように競争環境が劇所に変化し、「自己設置」 「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、急激な接続料水準の低廉化が「自己設
		置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把
		握の精緻化」といった取組について、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当
		であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉
		化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当である。
		また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者
		に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続
		料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法
		の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収するこ
		とが適当である。
		【意見】
		答申案では、「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度に
		なる見込み」と NTT 東西殿自らも大胆な推計という前提で試算した NTT 東西殿の接続料水準に期待し、接続料体系の見直し
		は見送られています。しかしながら、NTT 東西殿提案では、後発事業者の参入障壁である主端末回線に係る1ユーザあたり
		のコスト格差が発生する構造に変わりはなく、新規参入や事業者間競争は全く期待できません。その上、今後「サービス卸」が
		促進されることにより、2019 年度には 1 主端末回線あたりの NTT 東西殿の収容率は更に高まり、事業者間のコスト格差は拡
		大すると想定されるため、参入障壁はより高くなります。
		また、今回の議論のプロセスの本質的な問題点として、接続料体系の見直しについては、諮問に沿った効果が得られるの
		か、またその妥当性等について丁寧に評価検証されましたが、NTT 東西殿提案についてはそのような検証が一切なされてい
		ない点が挙げられます。加えて、「接続料水準が急激に低廉化することもあり得る」、「三形態のバランスが適切に確保されな
		くなるおそれもある」として接続料体系の見直しは見送られましたが、具体的に接続料水準がどの程度まで低廉化するのか、

章	頁	意見		
		どの程度の水準であればバランスが確保されるのか、等の評価検証は全く行われていません。		
		現在、FTTH サービスは、NTT 東西殿が圧倒的なシェア(71%※1)を有し、収容率も高く(東 3.8、西 3.1※2)コスト構造的に有		
		利な状況であり、後発事業者が参入するためには、NTT 東西殿よりも低廉な料金等でのサービス提供が必要ですが、NTT 東		
		西殿の収容率を上回ることは困難です。仮に、低廉な料金等で市場に参入したとしても、コスト構造で有利な NTT 東西殿とは		
		競争にならず、継続的な事業展開は困難です。結果として、ユーザニーズにマッチした料金でのサービスが提供できず、地方		
		での料金競争は進まないことから、ブロードバンドの普及は進まないものと考えます。地方において、新規事業者の参入を促		
		し競争を促進するためには、既存事業者と後発事業者が、少なくともNTT東西殿の接続料部分は同じコスト構造で競争できる		
		よう、事業者間の1ユーザ当たりのコスト格差を解消することが必要であり、接続料体系の見直しを行うべきと考えます。		
		なお、2020年代に向け、社会を支える重要なICT基盤として、現在、ブロードバンドの普及が喫緊の課題となっていますが、		
		地方こそ、以下の観点から、安定・高速(30Mbps 程度)で安価な ICT を活用したサービスが不可欠と考えます。		
		• 医療/介護/見守り		
		≫ 双方向の通信を活用した医療や介護、見守り		
		⇒ 命に係る大量画像や動画のやり取りには、安定・高速通信		
		▶ 見守りに必要な、常時接続された安価な通信環境		
		• 行政サービス/生活支援		
		▶ 高齢化が進む地方における行政サービスのネットワーク化		
		➢ ネットスーパーや介助支援等、生活支援面にもICTの利活用		
		・ 地方経済の活性化と地方からの人口流出防止策		
		➢ 若い人が働ける仕事の確保(6 次産業や自営業の推進)にICT を活用		
		▶ 地方の所得に合致した価格での情報インフラの提供		
		▶ 地方と都市部の情報格差の是正		
		また、2020 年頃、ADSL の予備品がなくなりメンテナンスが困難となるため、既存の ADSL サービスが終息することが予測さ		
		れますが、地方の実情は、高速(30Mbps 程度)で低料金(ISP 込みで3千円/月程度)のブロードバンドサービスのニーズが高く、		

章	頁	意見
		現行の光サービス(1Gbps、ISP 込みで 5~6 千円/月程度)は、平均所得が低い地方のユーザニーズにマッチしていないため、
		ブロードバンドサービスの利用を諦めなければならないユーザが出てくると予測されます。FTTHサービスが、料金・エリアの面
		で ADSL の代替となるように早急に環境を整える必要があると考えます。
		※1 平成 26 年 2 月 19 日接続政策員会_資料 3_P4より
		※2 平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定(申請概要)_P6_平成 26 年度末見込みより
	46	【答申案】
		6.3.「サービス卸」の卸料金との関係
		「自己設置」「接続」「卸役務」の適切なバランスを確保する観点からは、電気通信事業者が「自己設置」「接続」「卸役務」と
		いう三形態の中から選択を行う際に、接続料と「サービス卸」の卸料金の水準を参照した上で選択することになると考えられる
		ことから、総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、
		接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信
		審議会に報告することが適当である。
		【意見】
		今回、答申案の結論で接続料体系の見直しが見送られため、「サービス卸」の卸料金よりも「接続」による接続料負担が割
		高となり、「サービス卸」のみが促進されることが想定されますが、「サービス卸」のみが促進されれば、NTT 東西殿のフレッツ
		の独占力が高まり、結果、NTT 東西殿の収容率のみが向上し、NTT 東西殿の競争力が強化されると考えます。このような状
		況は、後発事業者にとって「接続」での事業展開が困難な卸料金の設定が行われ、「接続」による多様なサービスの競争が阻
		害される可能性もあるという懸念を増幅するものです。
		また、サービスの多様化は、自前での設備設置または接続による競争で実現されるものです。NTT 東西殿の「サービス卸」
		自体を否定するものではありませんが、地方ユーザの FTTH 利用を促進するためには、高速(30Mbps 程度)で低料金(ISP 込み
		で3千円/月程度)のブロードバンドサービスを求める地方ユーザのニーズにマッチしたサービスを打ち出すことが必要であり、

章	頁	意見
		「サービス卸」では NTT 東西のフレッツ光と同スペックとなってしまい、地方のニーズにマッチしません。
		今回の機会を逃せば、「接続」による地域での自由な競争は停滞し、「FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び
		悩む利用率の向上につなげる」といった目的は達成できないと考えます。「接続」による地方での競争促進のためにも接続料
		体系の見直しを行うべきです。
	47	【答申案】
		6.4.加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し
		加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、今回の諮問事項への対応としては、上記6.2のとおり、NTT東西自
		身が加入光ファイバに係る接続料の低廉化に向けた取組を実施し、総務省がその取組の実施状況を注視することが当面の
		措置としては適当と考えるが、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低
		廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の
		事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。
		その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経
		費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。
		【意見】
		2020 年代に向けた ICT 基盤の普及・発展のため、また、2020 年頃の ADSL サービスの終息を踏まえると、3 年後の見直し
		の中で検討を行うのでは遅すぎます。直ちに接続料体系の見直しを行い、平成28年度から見直し後の接続料を適用すべきで
		す。

以上

平成27年8月6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 山 内 弘 隆 殿

郵 便 番 号 1 0 2 - 8 2 6 4 (よりがな) とうきょうと ちよだく くだんみなみ こうにんかいけいしかいかん 住所 東京都千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館 (ふりがな) にほんこうにんかいけいしきょうかい氏名 日本公認会計士協会

章	頁	意見
第3章 加入光ファ	47~48 頁	【答申案】
イバに係る接続制度		6. 5. 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し
の在り方		
		(意見)
		答申(案)の「第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方」において、「原則として、光
		ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計
		及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年
		を用いる方向で検討することが適当である。」(48頁)とされている。
		上記における「経済的耐用年数」の見積りに当たっては、企業会計の考え方と異なることがな
		いように考慮する必要があると考える。
		(理由)
		一般的に、固定資産の減価償却の耐用年数の決定に当たっては、「耐用年数は、「資産」の単な
		る物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。」
		とされ、「耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の
		革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各
		企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。
		同一条件(種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること)の「資産」について異なる耐用
		年数の適用は認められない。」とされている(監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却
		に関する当面の監査上の取扱い」)。

答申(案)における光ファイバの経済的耐用年数は、最新の撤去実績等に基づき推計された設
備の耐用年数であるが、物理的な要素以外についても考慮する必要があると考えられる。

平成 27 年 8 月 6 日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 殿

郵便番号 100-8116

とうきょうとち よ だ くおおてまちいっちょうめ 住所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

おおてまち

大手町ファーストスクエア イーストタワー

名称及び代表者の氏名

にっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

日本電信電話株式会社

うのうら ひろお

代表取締役社長 鵜浦 博夫

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)についての NTTの考え方

情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やLTEを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、Google、Apple等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。

このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。

こうした環境変化の中、世界最高レベルの情報通信基盤を活用して、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくためには、ネットワークサービスの一部であるFTTH市場に閉じた競争を促進するだけではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰し、新たなサービスの創出や需要の拡大につなげていく取り組みが重要と考えます。

とりわけ、光サービスへの参入手法は様々な形態がある中、これまで参入してこなかった事業者を相互接続により参入させるために特定の事業者を優遇することは、事業者間の公平な競争を歪め、限られたパイを奪い合う過度なスイッチング競争を助長し、設備構築事業者の設備投資インセンティブを阻害することになります。

情報通信市場の更なる発展による日本経済の成長のためには、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて一」答申でも示された通り、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションを通じたイノベーションの促進が重要であり、従来の垣根を越えてダイナミックに動いている市場変化を的確に捉え、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しし、ICT利活用の促進に資する情報通信政策を推進していただきたいと考えます。

平成27年 8月 6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 761-0195

住 所 香川県高松市春日町1735番地3

がぶしきがいしゃえすていねっと 氏 名 株式会社STNet

取締役社長 中村 進

■ 答申(案)に対する意見

章	頁	意見
早 第3章 加 入光ファイバ に係る接続 制度の在り方	24頁	原見 【答申案】 1. 基本的な考え方 また、FTTH市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらのバランスが適切に保たれることによりFTTH市場全体の需要増につながることが重要である。 【意見】
		今回の加入光ファイバに係る接続制度の基本的な在り方として、「自己設置」 「接続」「卸役務」という3形態のバランスを適切に保つことで、FTTH市場全体の 発展につながるとする基本的な考え方に強く賛同いたします。
		すなわち、 現在「自己設置」型で光ファイバー網を利用しているのは、主として地域系通 信事業者やCATV事業者等が、NTT東西殿の設置する加入光ファイバ網とは 別に、自ら独自の光ファイバ網を設置するケースです。 こうした「自己設置」においては、NTT東西殿の設置した加入光ファイバを多数 の会社が共同で利用する「接続」「卸役務」に比べると大きな設備投資が必要に なる一方で、独自サービスの開発・導入が行いやすいため、FTTH市場全体で 見た場合のイノベーション創出やサービスの多様性確保といった点で大きな貢献ができる仕組みです。
		もし、仮に偏ったコスト評価により「接続」型における接続料が「恣意的に」低く 設定された場合には、「自己設置」型のコスト競争力が失われて、その結果として「自己設置」型の設備構築が存続できなくなり、ひいてはFTTH市場全体の健 全な発展が歪んでしまうとともに、ユーザに対する利便性の提供も損なわれる 恐れがあります。 こうしたことから、本報告書の基本的なスタンスとして「自己設置」「接続」「卸役 務」という3形態のバランスを適切に保つ」ことを基本的な考え方として打ち出し ていることは高く評価すべきであると考えます。

第4章 提 49頁

言(まとめ)

【答申案】

- 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方
- (1)加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置(第3章6.2参照)
- ・しかし、NTT東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられ、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、接続料水準の急激な低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
- ・このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用 削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」といった取組につい て、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進め ることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状 況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境 に与える効果について検証することが適当である。
- ・また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と 比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、電柱・土木設備の施設 保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該 年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理 部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法の変更により回収漏 れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続 料に加算して回収することが適当である。

【意見】

前述のように、接続料水準の急激な低廉化が「自己設置」により設備を利用する事業者の投資インセンティブを損なうことを考慮すると、「当面の措置」の趣旨については強く替同するところです。

しかしながら同時に、「接続料水準が前年度と比較して上昇する場合において、希望する事業者に対して、接続事業者が電柱・土木設備の施設保全費などの負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続料水準を前年度水準を下回るようにする」制度を織り込もうとしていますが、この制度に関しては以下のような問題があると考えます。

そもそも接続料は、現実に存在し、原価に参入するのにふさわしい設備や費用を対象として、実態を正しく反映して合理的に算定すべきものでありますが、こうした設備や費用は現実に提供されるサービス内容を反映しながら絶えず変化します。

加入光ファイバ接続料に関係するところで言いますと、今後耐用年数を超えた 光ケーブル設備の大量の設備更新も予想されるところであり、こうした新たな費 用増加に伴う接続料の上昇も充分起こりうるものです。

しかしながら報告書(案)の当該部分には「接続料の低廉化を確実なものにするため」という表現がありますが、これはとりもなおさず「接続料の低下は所与の前提である」という考え方に立っているもので、「実態を適切にした接続料」算定においては不適切な先入観が入っていると言わざるを得ません。

すなわち実態に沿って接続料が低下するのではなく、事業者の要望に応じて 恣意的に接続料を毎年引き下げるルールを一時的とはいえ制度化することは 合理性を欠くもので、本来行うべきではありません。

もしあえて本制度を導入するのであれば、あくまでも今後数年間に限れば接続料は低下するであろうという短期的な見通しに基づいた「暫定的な措置」であることを明確にしたうえで、将来においては接続料引き下げを大義名分として、合理性に欠ける接続料算定ルールを制度化することがないように強くお願いするところです。

平成27年8月6日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 141-6010

住所 東京都品川区大崎二丁目1番1号

氏名 ソネット株式会社 代表取締役社長 石井 隆一

章	頁	答申案
第4章 提言(まとめ)	49	・このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト
1. 加入光ファイバに係る		把握の精緻化」といった取組について、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当
接続料の算定方法の在り		であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉
方		化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当である。
(1)加入光ファイバに係		意見
る接続料に関する当面の		償却方法の見直しについては「加入光ファイバに係る接続料の算定方法 の在り方について」に対する意見(2015年5月26日)
措置		において「現在検討している」との表現に留まっているが、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を明確にするため、具体的な
		検討期間、実施時期を可及的速やかに示すべきである。
		また、「コスト把握の精緻化」については、その効果や完了時期等の見通しを示した上で実施すべきである。

章	頁	答申案
第4章 提言(まとめ)	50	・ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直
1. 加入光ファイバに係る		しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況
接続料の算定方法の在り		などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。
方		・その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費
(2)加入光ファイバに係		の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。
る接続制度の在り方の見		意見
直し		NTT 東西殿から「平成 31 年度に主端末回線接続料が 2,000 円程度になる見込み」との旨が示されているが、新たな需要創出
		を前提とするなど、実現が約束されたものでは無い。ゆえに、平成 28 年度以降、各年度における接続料の低廉化に関する目
		標値を定め、達成状況を確認するとともに、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含む FTTH 市場全体の競争の状
		況の検証を行い、当初想定した通りの接続料の低廉化が実施できていない場合は、接続料の算定方法の在り方について、見直
		しを含めた検討に着手すべきである。

章	頁	答申案
第4章 提言(まとめ)	50	・ NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電
1. 加入光ファイバに係る		気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向
接続料の算定方法の在り		で検討することが適当である。
方		意見
(4) 光ファイバケーブル		光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費
の耐用年数の見直し		の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いるべきとの本答申案に賛同します。

	の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いるべきとの本答甲案に賛同します。
頁	答申案
50	・ NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処
	(返金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。
	・ なお、上記の実効性を確保する観点から、「8収容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行う
	ために必要なもの」(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ)と位置付け、例えば、電気通信事業法施行規則(第23条の4)
	を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。
	意見
	光配線区画に設置されている局外スプリッタあたりの分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与す
	る。そのため局外スプリッタあたりの対象世帯数を増やしていくことが最も重要な事項であり、収容数の少ない主端末回線が
	増加しないよう、現実的に収容数を増やしていくための環境を整備することが最優先される。接続事業者が収容率を高めるた
	めには、NTT 東西殿によって「8 収容」の原則が運用上遵守されることが前提となる(答申(案)第3章3.1)ため、光配線
	区画における「8 収容」の原則及び「8 収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する規定)について
	は、接続約款に明文化すべきである。
	但し、本答申案(答申(案)第2章3.1③④)にある通り、一時的な支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外
	スプリッタへの収容替えを行う場合やユーザ要望または苦情等により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業
	を行えなくなった場合など、業務運営上やユーザ対応上やむを得ず「8 収容」の実施が困難な場合があるため、利用者獲得の
	観点において、接続事業者とあらかじめ協議を行ったうえで、一の光配線区画において複数の主端末回線を利用する等、「8
	収容の原則」に当てはまらない例外的な扱いについても配慮が必要である。
	- 1

44.	<u> </u>	Mrs. ph. cf. to
章	頁	答申案
第4章 提言(まとめ)	51	・ NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シ
2. その他加入光ファイバ		ェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討
に係る競争政策上の課題		し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。
への対処の在り方		・ なお、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適
(2) 光配線区画の範囲の		当である。
特定に係る課題への対処		・ 総務省においては、NTT東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲の特
の在り方		定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に加えて、
		光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。
		意見
		光配線区画情報は接続事業者が光配線区画の状況を知ることが出来る唯一の情報源であり、戦略的な利用者獲得等を行う上で
		重要な役割を持つ物であるため、その精度については正確であることが前提となるべきである。ゆえに、本答申案において示
		された以下、各事項については具体的な実施行程、及び措置の内容について速やかに公表すべきである。
		1, 誤情報が含まれた原因に関する調査、分析、及び再発防止策の検討
		2, 光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置の検討
		誤情報が含まれ光配線区画情報の精度が低下した理由として、「ヒアリング対象事業者等に対する追加質問及び回答(平成 27
		年4月7日)」においてNTT東西殿は「住所と光配線区画との括り付けを一部誤って登録していた」との回答を行っているこ
		とから、「人為的なミス」が存在していると想定されるため、先ずはそのミスを防止する措置を講ずるべきである。また、そ
		れ以外の措置の実施においてシステム開発等の費用が発生する場合は、本答申案において示された通り、NTT 東西殿の利用部
		門も含む接続事業者全体で費用負担すべきである。
		光配線区画内の設備位置情報については、NTT 東西殿のご協力により一部のエリアについて検証を実施した結果、光配線区画
		情報だけでは特定し切れなかった建物等の区画が特定できるなど一定の成果が得られた。ゆえに、本答申案において示されて
		いる通り、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すべきである。また、開示
		される電柱の位置情報等の精度についても正確であることが前提となるべきであり、精度低下を防ぐ施策、及び精度を向上さ
		せるために必要な措置の検討を行うべきである。
		設備位置情報は定期的に最新の状態に更新すべきであり、接続事業者に対する情報の開示以降、様々な理由により設備位置情
		報の変更が生じた際は、その変更内容について接続事業者に対し速やかに通知されるべきである。また、更新の時期や間隔、

			通知の手段等については接続事業者と協議を行ったうえで決定すべきである。
--	--	--	-------------------------------------

章	頁	答申案
第4章 提言(まとめ)	51	・ また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、光配線
2. その他加入光ファイバ		区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のため
に係る競争政策上の課題		の措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。
への対処の在り方		意見
(3) 光配線区画が事後的		事後的に分割・縮小される光配線区画等について、「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に最新の状態に更新すべきであり、
に分割・縮小される課題へ		光配線区画の構成に変更があった時期、及びその内容については接続事業者に対し速やかに通知されるべきである。また、「回
の対処の在り方		線原簿」の更新の時期や間隔、通知の手段等については接続事業者と協議を行ったうえで決定すべきである。
		「回線原簿」上の光配線区画名は NTT 東西殿における開通工事の設計時の情報であるが、その設計以降に様々な理由により光
		配線区画の変更が生じた際は、その変更内容について接続事業者に対し通知されるべきである。

平成27年8月6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵 便 番 号 530-6116

(ふ り が な) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふ り が な) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

 だいひょうとりしまりゃくしゃちょう
 ふじの たかお

 代表取締役社長
 藤野 隆雄

章	項	意見
章 第4章 提言(まとめ)	項 49 項	意 見 【答申案】 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (1) 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置 ・ しかし、NTT東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられ、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、接続料水準の急激な低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		・このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」といった取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当である。 【意見】 ・加入光ファイバの接続料水準の急激な低廉化が自己設置事業者の投資インセンティブに与える影響について考慮する必要がある、との考え方に賛同します。
		・NTT東西殿による取組みと接続料体系の見直しを同時に行う場合のみでなく、NTT東西殿の償却方法の定額法への移行のみであっても、接続料水準が急激に低廉化し自己設置事業者がその水準に追従できない場合には、投資インセンティブが適切に保たれなくなります。 ・ボトルネック設備を保有するNTT東西殿の会計制度の変更を接続会計に持ち込むことよって、接続料水準が急激に低廉化し競争環境に悪影響を及ぼすことは適当でないため、接続料の急激な低廉化を緩和する措置を検討していただきたいと考えます。

章	項	意見
第4章 提言(まとめ)	49 項	【答申案】 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (1) 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置 ・ また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法の変更により回
		収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。 【意見】 ・加入光ファイバの接続料の算定にあたっては、実際の光ファイバの設備コストを根拠とするべきであり、合理性に欠ける恣意的な接続料設定を行うことは公正な競争環境を阻害するおそれがあります。接続料水準が前年度と比較して上昇する場合にその上昇を抑えるための措置を導入することは、合理性に欠ける恣意的なものであり、そのような措置の導入には反対します。 ・また、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することは、費用の発生様態に則していない配賦方法となるばかりでなく、多数のお客様を獲得した事業者が他の事業者のコストを肩代わりする、モラルハザード的な利用を誘発し非効率・高コストな設備構築が行われる、といった過去に否定された分岐単位接続と同じ問題を含んでいます。 ・このような問題を含んでいる以上、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することは、接続料が上昇する場合にその上昇を抑えるための一時的な施策としても適当でないと考えます。

章	項	意見
章 第4章 提言(まとめ)	項 50 項	意見 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (2) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し ・加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し ・加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと 併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。 【意見】 ・本委員会の議論において、政策上の課題である「プロードバンドサービスの普及促進(利用率の向上)」が進んでいない要因を十分に検証されないまま、さも「現行の接続制度が主要因」であるかのごとく、検討が進められたことは適切ではなかったと考えております。 ・今後の見直し議論においては、接続料の低廉化ありきの議論を進めるのではなく、光の利用率向上を阻害する要因を十分検証するべきであると考えます。仮に、十分な検証を経たうえで、接続制度の見直しが必要と判断された場合には、「自己設置」「接続」「卸」の3者における公正な競争環境を確保しつつ、どのように見直せば利用率向上に資するのかを丁寧に議論していただきたいと考えます。 ・当社のような「自己設置」型事業者は、大きな投資リスクをとったうえで事業に参入し、設備競争を牽引することで、「サービスの高度化・多様化」や「利用エリアの拡大」、「ネットワークダイバーシティの確保」といった点で固定通信市場の発展に大きく貢献しております。「自己設置」型事業者の存在意義は今後とも大きく、設備投資インセンティブが働くような制度設計となるよう慎重にご検討いただきたいと考えます。

章	項	意見
第4章	50項	【答申案】
提言(まとめ)		1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (2) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し ・ その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の 費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。
		【意見】 ・未利用芯線に係る費用や電柱・土木設備の施設保全費等の負担を「契約者数比」で算定することについては、費用の発生様態に 則していない配賦方法となるばかりでなく、多数のお客様を獲得した事業者が他の事業者のコストを肩代わりする、モラルハザー ド的な利用を誘発し非効率・高コストな設備構築が行われる、といった過去に否定された分岐単位接続と同じ問題を含んでいるた め、接続料の算定方式として適当でないと考えます。
第4章 提言(まとめ)	50 項	【答申案】 1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (3)「サービス卸」の卸料金との関係について ・ 総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当である。 【意見】 ・接続料とサービス卸の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施することに賛同します。
		・接続を利用するためにはある程度の投資が必要であることから、接続料を低廉化しても接続事業者として参入するのは携帯電話 事業者に限られることも考えられます。モバイル市場の協調的寡占状態で得た莫大な利益をモバイルサービスとのセット割引の原 資やキャッシュバックとして投入することで固定通信市場を歪めてしまう恐れがあり、接続制度においても光サービス卸における ガイドラインと同様の制度的措置が必要であると考えます。 ・定期的な検証においては、この点にも着目して検証を実施していただくことを要望します。

章	項	意見
第4章	50 項	【答申案】
提言(まとめ)		1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方
		(4) 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し
		・ NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通
		信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検
		討することが適当である。
		【意見】
		・平成 28 年度以降の接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」を用いることに反対します。
		・長期増分費用モデル研究会で示された「経済的耐用年数」は、モデルに基づいて接続料を算定する長期増分費用方式で用いるた
		めに選択されたものであり、実際の光ファイバの設備コストを根拠とする加入光ファイバ接続料の減価償却費算定に用いる耐用年
		数としては適当でないと考えます。
第4章	50 項	【答申案】
提言(まとめ)		2. その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方
		(1)「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方
		・ NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返
		金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。
		・FTTH事業を行う上で、机上設計では「8収容」の原則を順守していても、現場実態等により収容先が変更となることは、全
		ての「自己設置」型事業者に共通に発生する事象です。例えば、「自己設置」型業者では、少なくとも次のような理由により、設
		計時に想定していた光配線区画とは異なる区画・芯線に収容するケースは恒常的に発生しています。
		★ 共架申請不承諾
		✓ 道路占用申請不承諾
		✓ 民地承諾の不承諾
		✓ 光ケーブル敷設ルートにおける「電線との離隔距離」や「最低地上高」等の確保が困難

章	項	意見
		・そのため、本件は接続事業者のみが不当に不利というわけではなく、すべての事業者の競争条件は同一であることから、接続事業者のみが有利となるような措置を導入して事業者間の公平性が損なわれることがないよう慎重に検討していただくことを要望します。
		以 上

東経企営第15-00100号 平成27年8月6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

- 情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やLTEを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、Google、Apple等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。
 - このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの 提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その 構成要素の一部に過ぎないものとなっています。
- こうした環境において、世界最高レベルの光インフラを用いたICT利活用を促進するためには、光のトータルコストを削減し、接続料を始めとする料金の低廉化を図ることにより、従来からの「設備競争」や「接続」による公平な競争を確保・推進するとともに、「光コラボレーションモデル(光サービス卸)」を進め、それらによって多様な形での新規参入を促し、業界全体で光の新規需要を拡大していくことが重要であると考えます。
- ・ 当社は、主端末回線の接続料を平成22~27年度にかけて▲30%程度低減させてきておりますが、今後も企業努力による更なる効率化・費用削減はもとより、光のエリア展開が概ね終了したことを踏まえ現在検討している償却方法の定率法から定額法への見直しも含め、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、接続事業者等とともに光の新規需要を拡大していく考えです。仮に来年度から定額法に移行すれば、来年度以降の接続料は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とした大胆な推計ではコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は平成31年度には2,000円程度になる見込みです。
- したがって、答申(案)に示された、「戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の 提供形態が広く活用されるためには、接続料が接続事業者にとって利用しやすい ものであることが必要」であり、「この観点からは、接続事業者に対する加入光ファ イバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型 の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる」こと、「このため、まずは、N TT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法へ の移行、「コスト把握の精緻化」といった取り組みについて、平成28年度以降の接 続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当」との考え方は、 当社の主張に沿ったものであり賛同いたします。
- また、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、光配線区画の利便性を 向上させる措置を接続事業者の要望を伺いながら行っていく考えです。

• なお、これまでのヒアリングで当社からご説明したとおり、接続料の算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じます。

また、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者に新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、接続事業者間のみならず設備構築事業者との間の公正な競争を歪めるとともに、既存事業者との間のスイッチング競争を助長することとなり、光の新規需要拡大や利活用の促進には寄与しないことから、このような接続料体系の見直しは行うべきではないと考えます。

• 個別の論点に関する当社意見は以下のとおりです。

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに 係る接続制度の在り方	45 頁	【答申案】 6. 2. 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置 NTT東西による上記の取組と併せて接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられる。その場合、ケイ・オプティコムが意見を示したように競争環境が劇的に変化し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、急激な接続料水準の低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		【意見】 ・「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブを確保し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスを適切に保つためには、接続料原価の算定はコストの発生態様に基づくこと、また、接続料の設定単位は設備の使用単位に基づいて設定することが重要であり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった接続料体系の見直しは行うべきではないと考えます。
第4章 提言(まとめ)	50 頁	【答申案】 1. (2). 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電 気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組 の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考 としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。 その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木

設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行う ことが適当である。

【意見】

・情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やLTEを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、Google、Apple等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。

このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの提供するネットワークサービスはもはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。

- ・こうした環境変化の中、世界最高レベルの情報通信基盤を活用して、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくためには、ネットワークサービスの一部であるFTTH市場に閉じた競争を促進するのではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰し、新たなサービスの創出や需要の拡大につなげていく取り組みが重要であると考えます。
- ・特に、光サービスへの参入手法は様々な形態がある中、これまで参入してこなかった事業者を相互接続により参入させるために特定の事業者を優遇し、本来、費用の発生態様に応じて芯線単位で負担することが適切である未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等及び共通経費を契約者単位の負担とする接続料体系に見直すことは、光のトータルコストを削減する効果がないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害を生じさせます。

また、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、接続事業者間のみならず設

		備構築事業者との間の公正な競争を歪めるとともに、既存事業者との間のスイッチング競争を助長することとなり、光の新規需要拡大やICT利活用の促進に寄与しないことから、将来にわたって採るべきではないと考えます。
第4章 提言(まとめ)	50	【答申案】
	頁	1. (3). 「サービス卸」の卸料金との関係について
		総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当である。
		また、電気通信事業者が「接続」型の提供形態と「卸役務」型の提供形態とを併用する場合に、当該事業者が「卸役務」型の提供形態による役務から「接続」型の提供形態による役務へと利用者を移転することを、NTT東西が不当に制限することがないようサービス卸ガイドラインを踏まえた対応がなされることも必要である。
		【意見】
		・当社は、「サービス卸」の提供にあたって、接続料を下回ることのないように卸料金を適切に設定すること、卸先事業者に対して「サービス卸」を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限しないこと等、サービス卸ガイドラインを遵守しており、今後も引き続き遵守していく考えです。
第4章 提言(まとめ)	50	【答申案】
	頁	1. (4). 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し
		NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数につい

		て、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当である。
		ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠(推計結果等)を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当である。
		【意見】
		•「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された「経済的耐用年数」は、長期増分費用 方式の接続料を算定するために、経過年数別の撤去実績をもとに平均使用可能期間を見積も る撤去法によって推計されたものであり、これは、採用する関数等前提の置き方によって結果 に幅が生じうる様々な推計値がある中で、その一つを選択したものに過ぎません。
		・本来、財務会計で適用する経済的耐用年数は、技術革新の状況、使用環境の変化や経済状況の変化による陳腐化の危険の程度等の諸条件も勘案し、経済的使用可能予測期間を見積もって検討することが必要です。現在当社が適用している光ファイバの耐用年数についても、この原則に基づき平成20年度に見直したものであり、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新、使用環境の変化等がないことから、適正なものと考えています。
		・したがって、「経済的耐用年数」を直ちにそのまま当社の財務会計の経済的耐用年数として用いることは不適切であると考えます。
第3章 加入光ファイバに	24	【答申案】
係る接続制度の在り方 	頁	2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方
		光配線区画における収容率を高めることがFTTH市場における競争力を高める観点から不可欠である。

一方、現状では、第1章でも述べたように、自ら獲得した契約者と他事業者が獲得した契約者との間で主端末回線を共用することができないこと、光配線区画をNTT東西が定めており異なる区画に属する契約者間で主端末回線を共用することができないこと、主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数が制約されていることから収容率が思うように上がらず、収容率が低水準にとどまれば、費用構造上、高い収容率を実現しているNTT東西との競争は困難との指摘が他事業者からなされている。

【意見】

- ・当社は、第二次答申を踏まえ、既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の 設定、エントリーメニューの設定といった接続事業者の参入を容易にするための取り組みを実 施しています。
- ・また、接続事業者は、既存の光配線区画であっても、以下の観点から複数の利用者を獲得することは可能であり、現に当社よりも速いペースで1芯当たりの収容ユーザ数を高めている事業者もいることから、他事業者がFTTH市場に参入し、一の光配線区画で複数のユーザを獲得することは既に十分可能であり、「NTT東西との競争は困難」との指摘は当たらないと考えます。
- ▶ 現状の一の光配線区画の平均ユーザ数が50~60程度であることと固定系超高速ブロードバンド利用率が51. 1%であることからすれば、一の光配線区画のうち25~30ユーザ程度が光の未利用ユーザとなっており、新規獲得可能な市場は十分残っていること
- ▶ 実際のFTTH市場では、新規ユーザの獲得競争だけでなく、既存ユーザを対象としたスイッチング競争も展開されていることからすれば、新規参入事業者にとって、光配線区画内の残ユーザ数に関わりなく当該エリアの全ユーザがターゲットとなること (当社のフレッツ光廃止ユーザへのヒアリング調査では、廃止ユーザのうち約30%(過去多い時期では約5)

		0%)が他社光サービスに移行している。また、NTT東西以外の事業者の純増シェアは過去3年間5割程度で推移している。)
		▶ DSL事業者やフレッツ光上でサービスを展開するISPは、現在でも一定数のユーザにサービス提供しているため、これをシェアドアクセス方式に移行させるだけで、容易に当社と遜色ない収容ユーザ数を獲得することが可能と想定されること
		・一部の事業者から、収容率が低水準にとどまれば、高い収容率を実現しているNTT東西との 競争は困難との指摘がなされていることを踏まえ、例えば電柱・土木設備の施設保全費等を 「契約者数比」で負担するといった、光配線区画の広さに依存しにくい接続料体系の導入が必要との意見もありましたが、
		▶ 当社だけでなく既存のシェアドアクセス利用事業者についても、当初の収容率は低水準であったところ、相当の時間と労力をかけて現在の収容率を実現しているのであって、新規参入事業者が最初から有利になるような接続料金を設定した場合には、却って事業者間の公平性が損なわれる
		▶ シェアドアクセスは、1芯当たりの収容ユーザ数を高めることによって効率性が向上するものであり、将来にわたって収容率が低水準にとどまる事業者を優遇することは、非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる
		ことから、特定の事業者を過度に優遇するような算定方法は採用すべきではないと考えます。
第3章 加入光ファイバに	24	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方
		こうした現状においては、NTT東西が既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線 区画の新設等の取組を進めることは、第二次答申に示されたように、引き続き、他事業者が借り

		る加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた 本質的な対応と位置付けられるものである。
		【意見】
		・当社は、「接続」による光の新規需要拡大を図る場合、光のトータルコストの削減による接続料の低廉化が「本質的な対応」と考えており、主端末回線の接続料を平成22~27年度にかけて ▲30%程度低減させてきた結果、接続事業者が低廉なユーザ料金を設定し市場に参入する ことは既に十分可能となっています。
		・さらに、当社は、今後も企業努力による更なる効率化・費用削減はもとより、現在検討している 償却方法の定率法から定額法への見直しも含め、引き続き光のトータルコストの削減と接続料 の低廉化に努め、接続事業者等とともに光の新規需要を拡大していく考えです。仮に来年度か ら定額法に移行すれば、来年度以降の接続料は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とし た大胆な推計ではコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は平成31年度には2,00 0円程度になる見込みです。
		こうしたことから、接続事業者がFTTH市場に参入しやすい環境は今後更に充実していくものと 考えます。
		・また、当社は、接続事業者から光配線区画に関するご要望があることも踏まえ、引き続き既存 光配線区画の見直しや情報提供の充実等、光配線区画の利便性向上に取り組んでいく考えで す。
第3章 加入光ファイバに	25	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	3. 1.「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方
		NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用さ

		れなかった場合の対処(返金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続 の実現を図ることが必要である。
		【意見】
		・当社はこれまで業務運営上やユーザ対応上、やむを得ない場合を除いて、一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を収容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を収容する必要が生じた際に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を収容する運用をしてきたところです。
		・今回こうした運用を明確化する観点から、接続約款へ「8収容」の原則を規定し、引き続き適切 な運用を図っていく考えです。
第4章 提言(まとめ)	51	【答申案】
	頁	2.(2). 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方
		NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。
		なお、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者 全体で費用負担することが適当である。
		【意見】
		•「誤情報」と指摘されている事象は、光配線区画の住所情報を提供する際、住所と光配線区画 との括り付けを一部誤って登録していたことにより発生したものです。

		今回の指摘を受け、指摘を受けたエリアだけでなく、全てのエリアについて確認を行い、誤りを修正し、同様の誤りが発生しないよう登録時の内容をチェックし、運用を徹底しております。また、今後、接続事業者のご意見を伺いながら、光配線区画情報の精度を向上させるための措置についても検討していく考えです。 これらの内容及び実施工程については、準備が整い次第、公表する考えです。
第4章 提言(まとめ)	51 頁	「答申案」 2.(2). 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方
		総務省においては、NTT東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に加えて、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。
		【意見】
		・光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、全ての電柱等設備がどの光配線区画に属するかを示す情報を新たに提供していく考えであり、現在接続事業者と詳細条件について協議しております。
		•これにより、接続事業者からは光配線区画の境界が明確になり、光配線区画の特定が現状に 比べ容易になるとの評価をいただいており、当社としてはご要望を踏まえ速やかに提供してい く考えです。
第3章 加入光ファイバに	27	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	3.3.光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

		NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。
		【意見】
		・光配線区画が事後的に分割・縮小される事例は、宅地造成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブルや設備では対応できず、光配線区画を分割し新たに設定せざるを得なかったものや配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したもの、地中化により配線ルートや設備状況が変わったため光配線区画を分割せざるを得なかったもの等、いずれも設備構築上、やむを得ない対応として実施しているものです。
		・当社としては、こうした事例を整理・類型化し、公表していく考えです。
第3章 加入光ファイバに	27	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	3.3.光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方
		また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討

し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

【意見】

・光配線区画名は、当初、光アンバンドルシステムの回線原簿上に掲載しておりませんでしたが、接続事業者より光配線区画名を活用したいとのご要望があり、早期かつ安価に光配線区画名をお知らせする観点から、設計時の光配線区画名を掲載することとし、その旨を平成25年3月に事業者説明会でご説明し、そうした運用を行ってまいりました。また、光配線区画の変更により接続事業者が新たな主端末回線を利用することとなる際は、その旨を接続事業者へ通知し、所内設備の情報を当該事業者から受領した後に開通しています。

今回、ユーザを効率的に収容する観点から設計時以降の光配線区画の変更についても把握したいとのご要望があったことから、当該接続事業者が利用している回線原簿上の光配線区画名を毎月更新する対応を6月下旬より実施しております。

•今後、分岐端末回線の開通時に、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合において工事実施前に接続事業者へ確認を行う運用や、光配線区画の構成に変更があった場合において当該光配線区画名を通知する運用等、光配線区画変更に係る予見性向上や影響緩和のための措置について、接続事業者のご要望を踏まえ、検討していく考えです。

意見書

西 企 営 第 70 号 平成27年8月6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり 意見を提出します。

- 情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やLTEを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、Google、Apple等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。
 - このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの 提供するネットワークサービスは、もはや情報通信サービスの主役ではなく、その 構成要素の一部に過ぎないものとなっています。
- こうした環境において、世界最高レベルの光インフラを用いたICT利活用を促進するためには、光のトータルコストを削減し、接続料を始めとする料金の低廉化を図ることにより、従来からの「設備競争」や「接続」による公平な競争を確保・推進するとともに、「光コラボレーションモデル(光サービス卸)」を進め、それらによって多様な形での新規参入を促し、業界全体で光の新規需要を拡大していくことが重要であると考えます。
- ・ 当社は、主端末回線の接続料を平成22~27年度にかけて▲30%程度低減させてきておりますが、今後も企業努力による更なる効率化・費用削減はもとより、光のエリア展開が概ね終了したことを踏まえ現在検討している償却方法の定率法から定額法への見直しも含め、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、接続事業者等とともに光の新規需要を拡大していく考えです。仮に来年度から定額法に移行すれば、来年度以降の接続料は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とした大胆な推計ではコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は平成31年度には2,000円程度になる見込みです。
- ・したがって、答申(案)に示された、「戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の 提供形態が広く活用されるためには、接続料が接続事業者にとって利用しやすい ものであることが必要」であり、「この観点からは、接続事業者に対する加入光ファ イバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型 の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる」こと、「このため、まずは、N TT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法へ の移行、「コスト把握の精緻化」といった取り組みについて、平成28年度以降の接 続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当」との考え方は、 当社の主張に沿ったものであり賛同いたします。
- また、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、光配線区画の利便性を 向上させる措置を接続事業者の要望を伺いながら行っていく考えです。

• なお、これまでのヒアリングで当社からご説明したとおり、接続料の算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じます。

また、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者に新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、接続事業者間のみならず設備構築事業者との間の公正な競争を歪めるとともに、既存事業者との間のスイッチング競争を助長することとなり、光の新規需要拡大や利活用の促進には寄与しないことから、このような接続料体系の見直しは行うべきではないと考えます。

• 個別の論点に関する当社意見は以下のとおりです。

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに	45	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	6.2.加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置
		NTT東西による上記の取組と併せて接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられる。その場合、ケイ・オプティコムが意見を示したように競争環境が劇的に変化し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、急激な接続料水準の低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		【意見】
		「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブを確保し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスを適切に保つためには、接続料原価の算定はコストの発生態様に基づくこと、また、接続料の設定単位は設備の使用単位に基づいて設定することが重要であり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった接続料体系の見直しは行うべきではないと考えます。

章	頁	意見
第4章 提言(まとめ)	50	【答申案】
	頁	1. (2). 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し
		加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。
		その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。
		【意見】
		•情報通信市場の現状をみると、スマートフォンの普及やLTEを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化を背景に、ユーザの選好は、通信キャリアが提供するネットワークサービスから、Google、Apple等の様々なプレイヤーがグローバルに提供する端末やコンテンツ・アプリケーションサービスへと、既に移行しています。
		このように、プレイヤーの多様化や市場のグローバル化によって、通信キャリアの提供するネットワークサービスはもはや情報通信サービスの主役ではなく、その構成要素の一部に過ぎないものとなっています。
		・こうした環境変化の中、世界最高レベルの情報通信基盤を活用して、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくためには、ネットワークサービスの一部であるFTTH市場に閉じた競争を促進するのではなく、情報通信市場全体を広く俯瞰し、新たなサービスの創出や需要の

拡大につなげていく取り組みが重要であると考えます。

・特に、光サービスへの参入手法は様々な形態がある中、これまで参入してこなかった事業者を相互接続により参入させるために特定の事業者を優遇し、本来、費用の発生態様に応じて芯線単位で負担することが適切である未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等及び共通経費を契約者単位の負担とする接続料体系に見直すことは、光のトータルコストを削減する効果がないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害を生じさせます。

また、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、接続事業者間のみならず設備構築事業者との間の公正な競争を歪めるとともに、既存事業者との間のスイッチング競争を助長することとなり、光の新規需要拡大やICT利活用の促進に寄与しないことから、将来にわたって採るべきではないと考えます。

章	頁	意見
第4章 提言(まとめ)	50	【答申案】
	頁	1. (3). 「サービス卸」の卸料金との関係について
		総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当である。
		また、電気通信事業者が「接続」型の提供形態と「卸役務」型の提供形態とを併用する場合に、当該事業者が「卸役務」型の提供形態による役務から「接続」型の提供形態による役務へと利用者を移転することを、NTT東西が不当に制限することがないようサービス卸ガイドラインを踏まえた対応がなされることも必要である。
		【意見】
		当社は、「サービス卸」の提供にあたって、接続料を下回ることのないように卸料金を適切に設定すること、卸先事業者に対して「サービス卸」を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限しないこと等、サービス卸ガイドラインを遵守しており、今後も引き続き遵守していく考えです。

章	頁	意見
第4章 提言(まとめ)	50	【答申案】
	頁	1. (4). 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し
		NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当である。
		ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠(推計結果等)を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当である。
		【意見】
		•「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された「経済的耐用年数」は、長期増分費用 方式の接続料を算定するために、経過年数別の撤去実績をもとに平均使用可能期間を見積も る撤去法によって推計されたものであり、これは、採用する関数等前提の置き方によって結果 に幅が生じうる様々な推計値がある中で、その一つを選択したものに過ぎません。
		・本来、財務会計で適用する経済的耐用年数は、技術革新の状況、使用環境の変化や経済状況の変化による陳腐化の危険の程度等の諸条件も勘案し、経済的使用可能予測期間を見積もって検討することが必要です。現在当社が適用している光ファイバの耐用年数についても、この原則に基づき平成20年度に見直したものであり、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新、使用環境の変化等がないことから、適正なものと考えています。
		・したがって、「経済的耐用年数」を直ちにそのまま当社の財務会計の経済的耐用年数として用いることは不適切であると考えます。

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに	24	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方
		光配線区画における収容率を高めることがFTTH市場における競争力を高める観点から不可欠である。
		一方、現状では、第1章でも述べたように、自ら獲得した契約者と他事業者が獲得した契約者との間で主端末回線を共用することができないこと、光配線区画をNTT東西が定めており異なる区画に属する契約者間で主端末回線を共用することができないこと、主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数が制約されていることから収容率が思うように上がらず、収容率が低水準にとどまれば、費用構造上、高い収容率を実現しているNTT東西との競争は困難との指摘が他事業者からなされている。
		【意見】
		・当社は、第二次答申を踏まえ、既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の 設定、エントリーメニューの設定といった接続事業者の参入を容易にするための取り組みを実 施しています。
		・また、接続事業者は、既存の光配線区画であっても、以下の観点から複数の利用者を獲得することは可能であり、現に当社よりも速いペースで1芯当たりの収容ユーザ数を高めている事業者もいることから、他事業者がFTTH市場に参入し、一の光配線区画で複数のユーザを獲得することは既に十分可能であり、「NTT東西との競争は困難」との指摘は当たらないと考えます。
		▶ 現状の一の光配線区画の平均ユーザ数が40程度であることと固定系超高速ブロードバン

ド利用率が51.1%であることからすれば、一の光配線区画のうち20ユーザ程度が光の 未利用ユーザとなっており、新規獲得可能な市場は十分残っていること

- ▶ 実際のFTTH市場では、新規ユーザの獲得競争だけでなく、既存ユーザを対象としたスイッチング競争も展開されていることからすれば、新規参入事業者にとって、光配線区画内の残ユーザ数に関わりなく当該エリアの全ユーザがターゲットとなること (当社のフレッツ光廃止ユーザへのヒアリング調査では、廃止ユーザのうち約30%(過去多い時期では約50%)が他社光サービスに移行している。また、NTT東西以外の事業者の純増シェアは過去3年間5割程度で推移している。)
- ▶ DSL事業者やフレッツ光上でサービスを展開するISPは、現在でも一定数のユーザにサービス提供しているため、これをシェアドアクセス方式に移行させるだけで、容易に当社と遜色ない収容ユーザ数を獲得することが可能と想定されること
- ・一部の事業者から、収容率が低水準にとどまれば、高い収容率を実現しているNTT東西との 競争は困難との指摘がなされていることを踏まえ、例えば電柱・土木設備の施設保全費等を 「契約者数比」で負担するといった、光配線区画の広さに依存しにくい接続料体系の導入が必要との意見もありましたが、
 - ▶ 当社だけでなく既存のシェアドアクセス利用事業者についても、当初の収容率は低水準であったところ、相当の時間と労力をかけて現在の収容率を実現しているのであって、新規参入事業者が最初から有利になるような接続料金を設定した場合には、却って事業者間の公平性が損なわれる
 - ▶ シェアドアクセスは、1芯当たりの収容ユーザ数を高めることによって効率性が向上するものであり、将来にわたって収容率が低水準にとどまる事業者を優遇することは、非効率な

設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる
ことから、特定の事業者を過度に優遇するような算定方法は採用すべきではないと考えます。

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに	24	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	2. 既存の光配線区画の見直し等に関する考え方
		こうした現状においては、NTT東西が既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の新設等の取組を進めることは、第二次答申に示されたように、引き続き、他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と位置付けられるものである。
		【意見】
		・当社は、「接続」による光の新規需要拡大を図る場合、光のトータルコストの削減による接続料の低廉化が「本質的な対応」と考えており、主端末回線の接続料を平成22~27年度にかけて ▲30%程度低減させてきた結果、接続事業者が低廉なユーザ料金を設定し市場に参入する ことは既に十分可能となっています。
		・さらに、当社は、今後も企業努力による更なる効率化・費用削減はもとより、現在検討している 償却方法の定率法から定額法への見直しも含め、引き続き光のトータルコストの削減と接続料 の低廉化に努め、接続事業者等とともに光の新規需要を拡大していく考えです。仮に来年度か ら定額法に移行すれば、来年度以降の接続料は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とし た大胆な推計ではコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は平成31年度には2,00 0円程度になる見込みです。
		こうしたことから、接続事業者がFTTH市場に参入しやすい環境は今後更に充実していくものと 考えます。
		•また、当社は、接続事業者から光配線区画に関するご要望があることも踏まえ、引き続き既存

光配線区画の見直しや情報提供の充実等、接続事業者の利便性向上に取り組んでいく考えです。	
	光配線区画の見直しや情報提供の充実等、接続事業者の利便性向上に取り組んでいく考えで
	9 °

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに	25	【答申案】
係る接続制度の在り方	頁	3. 1.「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方
		NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。
		【意見】
		・当社はこれまで業務運営上やユーザ対応上、やむを得ない場合を除いて、一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を収容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を収容する必要が生じた際に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を収容する運用をしてきたところです。今回こうした運用を明確化する観点から、接続約款へ「8収容」の原則を規定し、引き続き適切な運用を図っていく考えです。

章	頁	意見
第4章 提言(まとめ)	51 頁	【答申案】
		2.(2). 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方 NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。 なお、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者
		全体で費用負担することが適当である。 【意見】 ・今回、NTT東日本において「誤情報」と指摘されている事象について、当社においても全ての
		エリアにおいて「誤情報」と指摘されている事象に りいて、当社においても主てのエリアにおいて「誤情報」の有無について確認を実施し、仮に同様の事象が発生していた場合には、誤りを修正するとともに誤りが発生しないよう登録時の内容をチェックするといった対応を実施する考えです。
		また、今後、接続事業者のご意見を伺いながら、光配線区画情報の精度を向上させるための 措置についても検討していく考えです。
		これらの内容及び実施工程については、準備が整い次第、公表する考えです。

章	頁	意見
章 第4章 提言(まとめ)	頁 51 頁	意見 【答申案】 2.(2). 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方 総務省においては、NTT東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に加えて、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。 【意見】 光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、全ての電柱等設備についてどの光配線区画に属するかを示す情報について新たに提供していく考えです。

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに 係る接続制度の在り方	27	【答申案】 3. 3. 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方 NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。
		【意見】 ・光配線区画が事後的に分割・縮小される事例は、宅地造成等により新たな需要が発生し、既存の光配線区画のケーブルや設備では対応できず、光配線区画を分割し新たに設定せざるを得なかったものや配線ルート上に新たな建物や樹木等障害物があり、それを避けるために光配線区画の境界を見直したもの、地中化により配線ルートや設備状況が変わったため光配線区画を分割せざるを得なかったもの等、いずれも設備構築上、やむを得ない対応として実施しているものです。 当社としては、こうした事例を整理・類型化し、公表していく考えです。

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに 係る接続制度の在り方	27 頁	【答申案】 3.3.光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方
		また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。
		【意見】
		・光配線区画名は、当初、光アンバンドルシステムの回線原簿上に掲載しておりませんでしたが、接続事業者より光配線区画名を活用したいとのご要望があり、早期かつ安価に光配線区画名をお知らせする観点から、設計時の光配線区画名を掲載することとし、その旨を平成25年3月に事業者説明会でご説明し、そうした運用を行ってまいりました。今後、設計時以降の光配線区画の変更に関するご要望を接続事業者に伺った上で光配線区画名を更新する対応について検討していく考えです。また、分岐端末回線の開通時に、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合における工事実施前に接続事業者へ確認を行う運用や、光配線区画の構成に変更があった場合における当該光配線区画名を通知する運用等、光配線区画変更に係る予見性向上や影響緩和のための措置について、接続事業者のご要望を踏まえ、検討していく考えです。

意見書

平成 27 年 8 月 6 日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
 住 所
 東京都港区東新橋一丁目9番1号
 氏 名
 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりゃくしゃちょう けん しーいーおー みゃうち けん
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出 します。

このたびは、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章	頁	意見
答申案全体	答申	【意見】
	案全	「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」については、2020 年代に向け、従来のトレンドに加え更に超高精細映像
	体	(4K/8K)の導入等更なるリッチコンテンツの増加、社会全体の ICT 利活用の拡大等、データトラヒックの急増等が予想される
		中、固定系超高速ブロードバンドを、今後発展していくリッチコンテンツを支える重要なICT基盤と位置づけ、「事業者間の競争
		を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」ことを目的に、
		情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(以下、「本委員会」といいます。)において議論が行われてきまし
		<i>t</i> =。
		本委員会では、FTTH普及促進のため、各社が多様なサービスを提供可能な「接続」において、公正な事業者間競争を実現
		し競争を活性化することで、低迷する利用率の向上を図るべき、という共通認識のもと、「接続」の参入障壁である事業者間の
		1 ユーザ当たりのコスト負担格差解消のための方策として接続料体系の見直しが必要、という方向性で議論が行われてきまし
		たが、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)(以下、「本答申案」といいます。)では、接続料体系の見
		直しを見送り、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)取組
		について「速やかに検討を進めることが適当」とされています。しかしながら、NTT 東西殿の提案である償却方法見直しは、財
		務会計等の観点からの企業の自主的な取組として判断されるべきものであり、コスト削減、コスト精緻化等は競争政策とは関
		係なくコストの適正性の観点から実施すべきものです。これらの検討を進めても、「接続」の参入障壁である事業者間の1ユー
		ザ当たりのコスト負担格差は解消されず、「接続」による新規事業者の参入は期待できないため、諮問の目的は達成し得ない
		と考えます。
		そもそも、これまでの競争政策は、NTT 東西殿のボトルネック設備を開放し、「接続」により公平・透明な条件で貸し出すこと

章	頁	意見
		で、公正な事業者間競争のもと、それぞれの事業者がサービスや料金を工夫できるようにし、サービス競争、料金競争を促進
		することに主眼が置かれてきました。一方で、本答申案では、接続料体系の見直しは見送られため、「サービス卸」の卸料金よ
		りも「接続」による接続料が割高となり、結果として「サービス卸」の利用を助長する結論となっています。しかしながら、「サービ
		ス卸」は、再販に過ぎず、サービススペック、料金についてNTT東西殿の裁量に委ねられており、「接続」のような公平性・透明
		性も担保されていません。本答申案は、公平性・透明性を有する「接続」を主体としたこれまでの競争政策から、それらが担保
		されていない「卸」へとその主体を変更するという意味で競争政策の根幹を転換するものであり、公正な事業者間競争の観点
		から大きな問題と考えます。
		事業者間の競争を通じて、世界最高水準の IT 社会の実現、経済活性化と国民生活の向上を図るためには、新規参入促進
		による市場の活性化が不可欠であり、公正な事業者間競争を確保するためには、公平性・透明性、接続の迅速性等を確保し
		た「接続」を中心とした競争政策を継続していくべきです。そのためにも、「接続」が「卸」と比較して不利な状況になることが無
		いように制度設計する必要があり、速やかに接続料体系の見直しを実施すべきと考えます。
3. 光配線区画に関する	25-27	【答申案】
新たな課題への対処の		3.1.「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方
在り方		
		したがって、まずは、NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなか
		った場合の対処(返金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。
		なお、上記の実効性を確保する観点から、「8収容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行う
		ために必要なもの」(電気通信事業法第 33 条第4項第1号ホ)と位置付け、例えば、電気通信事業法施行規則(第 23 条の
		4)を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。
		また、NTT東西が「8収容」の原則を遵守しなかった場合の対応については、「第一種指定電気通信設備を設置する電気通
		信事業者の責任に関する事項」(電気通信事業法第33条第4項第1号ハ)と位置付け、接続約款における必要的記載事項と
		することが適当である。

章	頁	意見
		3.2. 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方
		したがって、まずは、NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために
		グルファイバ(フェアドアグセスガス)を利用する技術事業者の息見も聴きうう、九龍線区画情報の構度を向上でせるために 必要な措置を検討し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。なお、光配線区画情報
		の提供は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に共通する基本的なものであるから、システム開発等の
		費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適当である。
		また、総務省においては、NTT東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲
		の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に
		加えて、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。
		3.3.光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方
		NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既
		存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画
		が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光
		配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。
		また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業
		者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者
		の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に
		速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること

章	頁	意見
		等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表すること
		が適当である。
		総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得
		るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やNTT東西による上記措
		置の実施状況について注視することが適当である。
		【意見】
		<ntt 東西殿運用に起因する競争阻害要因解消のためにも接続料体系の見直しが必要=""></ntt>
		これまで、接続料体系の見直しについて、接続事業者がシェアドアクセス方式の接続料でシングルスター方式と同様の設備
		の利用を行う「モラルハザード的な利用」や収容率向上インセンティブの低下の懸念を主張し続けてきた NTT 東西殿自身が、
		「8 収容の原則」を遵守せず、結果的に接続事業者の収容率向上を阻害するような「モラルハザード的な運用」を行ってきたこ
		とは大きな問題と考えます。この「8 収容の原則」に係る問題をはじめとした NTT 東西殿の運用に起因する諸課題は、接続事
		業者にとって収容率向上の大きな阻害要因となっています。
		したがって、その競争阻害要因を解消する措置を講じるのは当然のことですが、このように接続事業者と競争関係にある
		NTT 東西殿の運用次第で競争環境が大きな影響を受ける状況を解消するためにも、配線区画に依存しない接続料体系へと
		見直しを図ることが根本的な解決策と考えます。
6. 加入光ファイバに係	45-46	【答申案】
る接続料の算定方法に		6.2.加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置
関する考え方		戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、上記4や上記5で事業者等やNTT東西
		自身も提案したように、この提供形態が利用される際の接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要であ
		り、接続事業者に対する加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型の提供形
		態の利用の促進に資するものと考えられる。
		【意見】
		<1 ユーザ当たりのコスト負担格差解消が必要>

章	頁	意見
		FTTH 市場において「接続」が広く活用されるためには、競争事業者と圧倒的なシェアを持つNTT東西殿との間の公正な競
		争を確保することが必要不可欠です。「接続」の参入障壁は事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差であり、その解消なく
		して新規参入や事業者間競争の促進効果は期待できません。競争阻害要因解消のためには、接続料体系の見直しが必要と
		考えます。
		【答申案】
		NTT東西が当審議会におけるヒアリングの中で提案した償却方法の定額法への見直しについては、財務会計等の観点か
		らの企業の自主的な取組と位置付けられるものの、これが実施されれば、少なくとも当面は、加入光ファイバに係る接続料全
		体が低廉化する効果を持つと考えられ、平成 28 年度から実施した場合には企業努力による更なる効率化・費用削減、「コス
		ト把握の精緻化」の取組に関する効果と併せて「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端
		末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」とNTT東西自身が表明したように相当の接続料の低廉化が期待できるもので
		ある。
		【意見】
		<ntt 東西殿提案では競争促進不可=""></ntt>
		NTT 東西殿提案では、先述した事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差は解消されないため、新規事業者の参入は期
		待できません。結果、事業者間の競争促進、FTTH サービス利用率の向上等を達成することはできず、諮問の目的に沿った競
		争政策にはなりません。また、その示された接続料の低廉化の効果すら何ら確約・保証されたものではなく、加えて、接続料
		水準の予測は NTT 東西殿自ら「大胆な推計」と弁明している通り新規需要拡大を前提としているため、新規参入や事業者間
		競争が促進できない本答申案の結論では、接続料の低廉化自体が非現実的な想定としか言えません。
		【答申案】
		しかし、NTT東西による上記の取組と併せて接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉

章	頁	意見
		化することもあり得ると考えられる。その場合、ケイ・オプティコムが意見を示したように競争環境が劇的に変化し、「自己設置」
		「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、急激な接続料水準の低廉化が「自己設
		置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把
		握の精緻化」といった取組について、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当
		であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉
		化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当である。
		【意見】
		<接続料低廉化影響・NTT 東西殿提案の検証は不十分であり結論は拙速、接続料体系見直しに向け議論を尽くすべき>
		NTT 東西殿提案による取組と接続料体系の見直しを同時に行った場合に、接続料水準がどの程度急激に低廉化するの
		か、「自己設置」「卸役務」との比較、設備投資インセンティブに与える具体的影響等の検証は全く行われていません。また、接
		続料体系の見直しについては、諮問に沿ってその効果や妥当性等を丁寧に評価検証された一方、NTT 東西殿提案はそうい
		ったプロセスがなく、進め方に問題があると考えます。そのような状況で、具体的なデータ等の根拠も示されない中、「接続料
		水準が急激に低廉化することもあり得る」、「三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもある」という憶測に基づき、
		接続料体系の見直しを見送る一方、NTT 東西殿提案を鵜呑みにし検証もなされないまま「速やかに検討を進めることが適
		当」、と結論を出すのは拙速であると考えます。「自己設置」「卸役務」との比較、設備投資インセンティブに与える具体的な影
		響等を検証し根拠を示した上で判断すべきです。
		【答申案】
		また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者
		に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続
		料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法

章	頁	意見
		の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収するこ
		とが適当である。
		【意見】
		<接続料体系の見直しには合理性あり>
		この一時的な接続料体系の見直しに係る本答申案記載は、少なくとも、費用の一部を契約者数比で算定する、という接続
		料体系の見直しに関する考え方に合理性があることを示すものと考えます。ただし、本答申案のとおり、一時的に契約者数比
		で算定した費用を後年度回収するとした場合、エントリーメニュー同様の仕組みとなるため、エントリーメニュー同様に利用事
		業者が出てこないことは明らかであり、実施する意味はありません。また、費用算定の際の「契約者数比」が全事業者の平均
		契約者数を指すのであれば、希望事業者に限定して実施する理由はないと考えます。よって、希望事業者のみを対象とした
		一時的な措置としてではなく、接続料体系の見直しを行うべきです。
	46	【答申案】
		6. 3. 「サービス卸」の卸料金との関係
		「自己設置」「接続」「卸役務」の適切なバランスを確保する観点からは、電気通信事業者が「自己設置」「接続」「卸役務」と
		いう三形態の中から選択を行う際に、接続料と「サービス卸」の卸料金の水準を参照した上で選択することになると考えられる
		ことから、総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、
		接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信
		審議会に報告することが適当である。
		【意見】
		<公正競争確保のため、「接続」を中心とした競争政策を推進すべき>
		そもそも、これまでの競争政策は、NTT 東西殿のボトルネック設備を開放し、「接続」により公平・透明な条件で貸し出すこと
		で、公正な事業者間競争のもとそれぞれの事業者がサービスや料金を工夫できるようにし、サービス競争、料金競争を促進
		することに主眼が置かれてきました。今回、加入光ファイバに係る接続制度については、NTT 東西殿が設定する光配線区画

章	頁	意見
		に起因した事業者間の 1 ユーザ当たりのコスト負担格差が「接続」による参入障壁となっていることから、接続料体系の見直し
		に向け議論が行われてきましたが、本答申案の結論では接続料体系の見直しは見送られため、「サービス卸」の卸料金よりも
		「接続」による接続料負担が割高となり、「接続」が「卸」と比較して不利な状況となることが想定されます。結果、「サービス卸」
		のみが促進されることとなりますが、「サービス卸」については、これまでも接続事業者が一様に主張している通り、NTT 東西
		殿のサービスの再販に過ぎず、サービスは NTT フレッツと同じものであるため、サービス競争は促進されず、料金は NTT 東西
		殿の卸価格に大きく左右されるため、料金競争も限定的です。その「サービス卸」を促進する本答申案は、公平性・透明性を
		有する「接続」を主体としたこれまでの競争政策から、それらが担保されていない「卸」へとその主体を変更するという意味で競
		争政策の根幹を転換するものであり、公正な事業者間競争の観点から大きな問題と考えます。
		事業者間の競争を通じて、世界最高水準の IT 社会の実現、経済活性化と国民生活の向上を図るためには、新規参入促進
		による市場の活性化が不可欠であり、公正な事業者間競争を確保するためには、公平性・透明性、接続の迅速性等を確保し
		た「接続」を中心とした競争政策を継続していくべきです。また、FTTH におけるサービスの多様化・イノベーションのためには、
		「接続」方式の拡大が不可欠であり、「サービス卸」の促進では実現できません。そのためにも、「接続」が「卸」と比較して不利
		な状況になることが無いように制度設計する必要があり、速やかに接続料体系の見直しを実施すべきと考えます。
	47	【答申案】
		6.4.加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し
		加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、今回の諮問事項への対応としては、上記6.2のとおり、NTT東西自
		身が加入光ファイバに係る接続料の低廉化に向けた取組を実施し、総務省がその取組の実施状況を注視することが当面の
		措置としては適当と考えるが、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低
		廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の
		事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。
		その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経
		費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。

章	頁	意見
		【意見】
		<3 年後の見直しでは手遅れ、直ちに接続料体系を見直すべき>
		2020 年に向け、世界最高レベルの ICT 基盤を普及・発展させ、経済活性化や国民生活の向上を実現するためには、3 年後
		の見直しでは手遅れです。先述の通り、「接続」による参入障壁解消のため、接続料体系の見直しを行うべきと考えます。
	47-48	【答申案】
		6. 5. 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し
		「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」が平成 28 年度以降の接続料算定に適用するモデ
		ルの検討の一環として再推計されたものであることを踏まえ、NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の
		算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐
		用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当である。
		【意見】
		<lric の光ケーブルの経済的耐用年数に変更があった場合直ちに加入光ファイバにも適用すべき=""></lric>
		平成 27 年 1 月に公表された「長期増分費用モデル研究会」報告書に係る意見募集において、総務省より、長期増分費用
		(以下、「LRIC」といいます。)モデルに用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、適時に更新することが適当、との考えが示され
		ています。加入光ファイバ接続料に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、現在、LRIC の考えを踏まえ LRIC と同一のもの
		が用いられており、今後 LRIC モデルにおいて経済的耐用年数が見直された際は、当然のことながら直ちに加入光ファイバ接
		続料に用いる光ケーブルの経済的耐用年数にも反映すべきと考えます。

以上

意見書

平成 27年 8月 6日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 810-0001

住所 福岡市中央区天神1 丁目 12 番 20 号

氏名 九州通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 秋吉 廣行

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意 見
第4章 提言(まとめ) 1. 加入ファイバに係る 接続料算定方法の在り方	49	【該当箇所】 NTT 東西が提案した償却方法の見直しについては、これが実施されれば、少なくとも当面は、加入光ファイバに係る接続料全体が低廉化する効果を持つと考えられ、企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」の取組に関する効果と併せて相当の接続料の低廉化が期待できるものである。
(1)加入光ファイバに 係る接続料の当面の措置		【弊社意見】 o 接続料体系の見直しがなされない場合であっても、NTT 東西殿の償却方法が見直されれば、接続料水準が急激に低廉化することとなり、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあります。
		oNTT東西殿の償却方法の見直しにより、FTTH市場の公平な競争環境を崩すことのないよう、総務省殿におかれましては、引き続き競争環境に与える影響について検証いただくとともに、必要に応じて激変緩和措置等の適切な措置を講じていただくことを要望いたします。

章	頁	意見
第 4 章	49	【該当箇所】
提言(まとめ)		NTT 東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあ
		り得ると考えられ、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるた
1. 加入ファイバに係る		め、接続料水準の急激な低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮
接続料算定方法の在り方		することが必要である。
(1)加入光ファイバに		【弊社意見】
係る接続料の当面の措置		o 『「自己設置」型事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である』との考え方に賛同いたします。
		o これまで自己設置事業者は、大規模な設備投資リスクと引き換えに、「サービスの多様化・高度化」や「キャリアダイバーシティの実現」と云った点で、FTTH 市場の発展に寄与してまいりました。
		今後も引き続き、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態が適切に確保されつつ、自己設置事業者の設備投資インセンティブが損なわれることのない制度設計を要望いたします。
	49	【該当箇所】
		接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業
		者に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当
		該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額は NTT 東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、
		この一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段
		階で接続料に加算して回収することが適当である。
		【弊社意見】
		○本来、主端末回線の芯線数に応じて負担すべき費用を「契約者数比」で算定することは、現在課題が解決されていない「分岐単位接続料」が導入されるだけでなく、本来あるべき費用負担の在り方を歪めることから、一時的な措置としても、適当ではないと考えます。

章	頁	意 見
第 4 章	50	【該当箇所】
提言(まとめ)		総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮の観点から、接続
		料と「サービス卸」の料金水準や FTTH 市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報
1. 加入ファイバに係る		通信審議会に報告することが適当である。
接続料算定方法の在り方		
		【弊社意見】
(3)「サービス卸」の卸		o 公正な競争の促進、設備利用率の向上、設備投資インセンティブへの配慮の観点から、定期的に検証を実施する
料金との関係について		ことに賛同いたします。
		oNTT 東西殿の償却方法の見直しにより、接続料だけでなく「サービス卸」の料金も大幅に低廉化する可能性があ
		ります。この場合、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態の適切なバランスが適切に確保されなくなるおそれ
		があるため、総務省殿におかれましては、引き続き競争環境に与える影響について検証いただくとともに、必要
		に応じて適切な措置を講じていただくことを要望いたします。

意見書

平成27年8月6日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし 住 所 東京都中央区京橋1-12-5

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん にほんけーぶるてれびれんめい 氏 名 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

りじちょう にしじょう あつし 理事長 西條 温

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
はじめに		ケーブルテレビ事業者は、日本国の全世帯の半数以上にあたる 2,900 万世帯に私共のネットワークを通して放送サービスを提供
		しており、重要な社会インフラ事業者として、事業継続の責務を強く認識しています。また、近年はケーブルテレビ事業において通信
		サービスの比重が年々増加し、現時点では50%以上を占めるに至り、放送サービスだけでなく通信サービスが事業存続に大きく影
		響する状況となっています。
		地域密着の放送サービスを支えるインフラとして、また、NTT とは別の通信サービスの加入者アクセス網を有するインフラとして、
		重要な意義があり、地域の自律性・多様性確保のためにも持続的発展が必要であると考えています。
		FTTH サービスの提供方法として、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態がありますが、ケーブルテレビ事業者では「自己設置」
		による設備構築を主流としており、またそうした取組みが、NTT 網のみに依存しない日本国のネットワークダイバシティに寄与するも
		しかしながら、エンドユーザのニーズに合致したサービスを提供するため、またケーブルテレビ事業の持続的な発展のため、競争
		環境等に対応して様々な選択肢を検討する柔軟な姿勢が必要であるとの認識および FTTH サービスの提供に係る以下のとおり基本的な考え方の下、今回、意見書を提出致します。
		<前提>
		①世界最高水準の IT 社会の実現は、設備競争とサービス競争の両輪にて推進すべき
		②設備投資インセンティブを削がないような接続条件を前提として、設備競争を促進する制度の在り方を担保すべき <方向性>
		①現状では「接続」型サービスを提供するケーブルテレビ事業者は少ないが、顧客ニーズに応えるため「接続」型の提供形態も 検討していく予定
		②そのため、主要な検討要素である接続料が激変することのないよう制度設計していただきたい
		③一方、設備事業者の設備投資インセンティブを減じることのないようご検討いただきたい
		④ クス、欧洲サストの欧洲投資 12 と2 / 4 / 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2
		今後も地域の総合メディアサービス事業者として、ケーブルテレビ事業者は地域の皆さまにご満足いただけるよう様々な検討を重し
		ねて参りたいと存じます。

章 頁		意見
第1章 加入光ファイバに係る接	4 頁	【答申案】
続制度の概要とこれまでの議論		1. 2. 1 FTTHサービスの提供形態
の経緯		「自己設置」型の提供形態は、電気通信回線設備を含めた膨大な設備投資が必要である一方、自らネットワークを構築するため
		価格面でもサービス面でも工夫をしやすいという特徴があり、NTT東西のほか、電力系の電気通信事業者により採用されている提
		供形態である。
		【意見】
		FTTHサービスにおける「自己設置」型の提供形態は、NTT東西および電力系の電気通信事業者のみならず、ケーブルテレビ事業
		者においても提供区域全域あるいは一部区域にてサービス提供している事業者があることにご留意いただきたく存じます。
佐 の辛 ね 3 ソ ラ ー ノ ジュ 左 7 拉	42 =	
第3章 加入光ファイバに係る接	17 頁	【答申案】
続制度の在り方 		6.2. 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置
		NTT東西による上記の取組と併せて接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり
		得ると考えられる。その場合、ケイ・オプティコムが意見を示したように競争環境が劇的に変化し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三
		形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、急激な接続料水準の低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資イ
		ンセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		【意見】
		弊連盟からも意見を申し上げているとおり、三形態のバランスを適切に確保し、「自己設置」型事業者の設備投資インセンティブを確
		保することで、日本国のネットワークダイバシティが確保されることにもつながると考え、賛同致します。

章	頁		意見
		46 頁	【答申案】 6.3. 「サービス卸」の卸料金との関係 「自己設置」「接続」「卸役務」の適切なバランスを確保する観点からは、電気通信事業者が「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から選択を行う際に、接続料と「サービス卸」の卸料金の水準を参照した上で選択することになると考えられることから、総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当である。
			【意見】 上の考え方に賛同致します。特に「サービス卸」につきましては本年から開始された形態であることを踏まえ、多面的な検証スキームを策定いただき、ご議論いただきたく存じます。また検証された結果を踏まえ、都度、必要に応じて適切な対応等を実施していただきたいと存じます。
		46 頁	【答申案】 6.3.「サービス卸」の卸料金との関係 電気通信事業者が「接続」型の提供形態と「卸役務」型の提供形態とを併用する場合に、当該事業者が「卸役務」型の提供形態による役務から「接続」型の提供形態による役務へと利用者を移転することを、NTT東西が不当に制限することがないようサービス卸ガイドラインを踏まえた対応がなされることも必要である。
			【意見】 電気通信事業者が「卸役務」型から「接続」型へ利用者を移転することをNTT東西殿が不当に制限する記述に関して、いかなる合理 的な理由であれば電気通信事業法上問題とならないのかについて、今後例示いただきたいと存じます。

章 頁		意見
第4章 提言(まとめ)	49 頁	【答申案】
		1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方
		(1)加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置
		NTT東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えら
		れ、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、接続料水準の急激な低廉化が
		「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
		【意見】
		適切なご判断によるご対応であると賛同致します。
	50 頁	【答申案】
		1. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方
		(2)加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し
		・ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併
		せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価
		し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。
		(3)「サービス卸」の卸料金との関係について
		・ 総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サー
		ビス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告するこ
		とが適当である。
		【意見】
		先に記述させていただいたように、競争の状況に関する検証が定期的に実施され、情報通信審議会に報告された時点において、特
		に「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響が著しい場合には適切な対応等を実施いただきたく存じます。